

令和4年第1回知名町議会定例会

第1日

令和4年3月8日

令和4年第1回知名町議会定例会議事日程
令和4年3月8日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
(議長)
- 日程第4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第5 令和4年度施政方針表明
(町長)
- 日程第6 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②西 文男君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	城村 誠 君	5番	窪田 仁 君
6番	川畑 光 男 君	7番	新山 直 樹 君
8番	根釜 昭一郎 君	9番	西 文 男 君
10番	宗村 勝 君	11番	今井 吉 男 君
12番	外山 利 章 君	13番	福井 源乃介 君

1. 欠席議員（2名）

1番	福川 勝 久 君	2番	奥山 雅 貴 君
----	----------	----	----------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主事 伊井 徹 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	今井 力 夫 君	会計管理者兼会計課長	井上 修 吉 君
副町長	赤地 邦 男 君	税務課長	柴 照 和 君
教育長	田中 幸太郎 君	町民課長	平 和 仁 君
総務課長	瀬島 徳 幸 君	保健福祉課長	成 美 保 昭 君
総務課長補佐	岡越 豊 君	水道課長	池上 末 亮 君
企画振興課長	元 栄 吉 治 君	子育て支援課長	池沢 由美子 君
農林課長	安田 末 広 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲 斐 敬 造 君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎 君	教育委員会事務局次長	
		兼生涯学習課長	窪田 政 英 君
		兼中央公民館長	
		兼図書館長	
建設課長	英 敬 一 君	学校給食センター所長	村山 裕一郎 君
耕地課長	久永 裕 一 君		

△開 会 午前 10 時 00 分

○議長（福井源乃介君）

議場内の皆さん、ご起立ください。

ただいまから令和 4 年第 1 回知名町議会定例会を開会します。

一同、礼。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（福井源乃介君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により川畑光男君、新山直樹君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（福井源乃介君）

日程第 2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 8 日から 3 月 17 日までの 10 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 17 日までの 10 日間とすることに決定しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（福井源乃介君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してありますが、若干申し上げたいと思います。

昨年の 12 月議会定例会開会中に、町内において新たな新型コロナウイルス感染者が確認をされて、年末年始の人流も増えることから感染拡大への懸念をしております。

ましたが、大きな混乱もなく新しい年を迎えることができました。令和4年新春を飾る新春恒例の町内一周駅伝競走大会や知名町成人式、知名町消防出初め式も予定どおり開催することができました。医療従事者をはじめ、関係各位の皆様には、改めて感謝を申し上げたいと思います。

1月13日、えらぶ島づくり事業協同組合によるシンポジウムがフローラル館で開催されました。この組合は、人材と雇用の確保を目的に設立され、現在、派遣職員8名がそれぞれの職場において生き生きと働いている姿に感動いたしたところでもあります。また、シンポジウムにおいては、コーディネーターの巧みな先導によって、飽きることなく楽しく有意義な時間を共有することができました。

ただ、現在の派遣職員8名を10名あるいは20名に拡大していくためには大きなハードルがあり、また、組合員以外の利用、員外利用についても制約等があり、労働力をシェアするという点からは大変厳しい状況にあります。現在、企画振興課で進めております北海道利尻町との南北広域協定等に基づく繁忙期の雇用確保に期待をしているところであります。

また、本年元日に行いました年頭の挨拶では、私たち議会が今取り組んでおります日本生産性本部の協力をいただきながら議会改革を進めている旨、報告をいたしました。この日本生産性本部が2月末に令和臨調、いわゆる国民会議を立ち上げたことでも話題になりました。今後も引き続き、日本生産性本部の指導、助言をいただきながら、全国標準あるいはそれ以上の議会にするために、よりよい議会を目指して議会改革を進めていきたいと思っているところでございます。

そして、本来であれば、私たち議会が町内6か所に出向いて幅広く町民の皆様と語る会、議会報告会を開催すべきところではありますが、コロナ禍の中において思うような活動ができておりません。こうした中で、何かできないかということで、1月24日には知名町商工会青年部・女性部の皆さんとの意見交換会、語る会を、感染対策を取った中で規模を縮小した形での開催をいたしました。あわせて、2月18日には、知名町地域女性連絡協議会の皆さんとの意見交換会、語る会も実施をしたところであります。

今後も引き続きコロナの感染状況を見ながら、町老人クラブ連合会や連合青年団、あるいは町壮年団体連絡協議会、また、JAの振興会組織等々との意見交換会も現在、計画を進めているところであります。町民の声を聞き、行政に反映させる活動を今後も展開して、町民から信頼され、町民の負託にきちんと応える議会を目指してまいりたいと考えているところであります。

あわせて、女性議員の必要性、女性議員待望論的などところも今回言及をさせてい

いただきました。やはり全国的な流れの中で、郡内でも新たに各議会において女性議員が誕生しております。4年前は瀬戸内町、そして、今年に入って伊仙町議会でも初の女性議員が誕生しております。残りの4町村の中で、いち早く我々知名町議会も女性議員誕生にアプローチをしていきたいと思っておりますし、その流れで、2月18日の地域女性連絡協議会の意見交換のテーマが、女性議員が誕生したら町がどう変わるかというテーマで議論をしたところでもあります。これを一つのきっかけにして、できれば令和6年の改選期において知名町初の女性議員誕生ということができればと考えているところでもあります。いずれにしても、女性の皆さんのいろんな委員会、あるいは参画活動を通して、政治を志す女性が出てくることを期待しているところでもあります。

また、令和4年中においては、女性議会の開催も現在検討しているところでございます。執行部の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと思いますところですので。

結びに、これまで今井町長にお願いをしてきたのが、まちづくり町民会議をはじめ、町内の各種委員会における女性委員の登用、人数を増やしていただくよう、議会として要請、要望を行ってきております。また、先般、農協の理事からも男ばかりの委員会が多過ぎると、何とかして女性の委員を増やすようにという要望を統括理事からいただいております。その場に町長もいらっしゃいましたので、よくご存じだと思います。

こういったところから、ぜひ各課において、それぞれの持っている委員会における女性の委員の数を増やす努力を積極的に取り組んでいただきたいということを再度お願いして、諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を、同条第3項の規定により、また、地方自治法第199条第5項の規定に基づく備品監査結果について、監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（福井源乃介君）

日程第4、町長、教育長の行政報告を行います。まず、今井町長の報告を求めます。

○町長（今井力夫君）

議場内の傍聴していただいている町民の皆様、改めましておはようございます。

そして、本日の議会をネット中継でご覧の皆様、改めましておはようございます。

平素から本町の行政に対するご理解、ご協力に対しまして衷心よりお礼を申し上げます。

コロナが世界を席卷しておりますけれども、日本においては、3月6日現在におきまして感染者が540万人にも達し、コロナにかかってお亡くなりになられた方が2万4,948名となっております。鹿児島県においても既に3万人を突破し、死者が130人余りとなっております。また、コロナ等でただいま入院中の皆さんも多々いらっしゃいます。お亡くなりになられた皆さんのご冥福をお祈り申し上げるとともに、今なおコロナ感染で苦しい中で闘病生活をされている皆様の一日も早い回復を願っております。

それでは、私の閉会中におきます行政報告をいたします。

まず、コロナ感染対策につきましては、回数が多いでございますのでまとめてお話しさせていただきます。

令和3年の県内の感染状況は、8月19日に感染者が251名となり、20日には鹿児島市などの3市町にまん延防止等重点措置が適用されました。9月30日には解除されましたが、ステージ4から3に引き下げられ、それで本町においても経済活動も幾分平常に戻りかけておりましたが、12月15日、町内飲食店において感染者が確認されたことを受けまして、12月16日には第11回感染症危機管理沖永良部現地対策協議会において、検査体制を強化するとともに警戒レベルを3にしながらも公共施設等の使用制限などをかけてきました。飲食店から再度発生しているということから、飲食店組合と感染防止についてしっかりと取り組んでいけるように指示し、アンケート等も行っております。

その後も滞在者などの感染があったものの、感染状況がやや落ち着いてきましたので、成人式や町内一周駅伝等も計画どおりに進めてまいりました。年明けには奄美大島で感染が急拡大し、奄美では学校の休業等もございましたけれども、町内におきましては急拡大することもございませんでした。

1月7日に、島内で感染者が発生したことを受けまして、第12回の感染症危機管理沖永良部現地対策協議会では、警戒レベルや今後の対応について協議をいたしました。

1月中旬以降には、全国的にオミクロン株によります第6波による感染拡大があり、感染者が400人を超え、鹿児島県は全市町村に1月26日から2月20日までまん延防止等重点措置が発令されました。

2月2日に、第13回の感染症危機管理沖永良部現地対策協議会を開催し、飲食

店における時短営業状況や第3回目のワクチン接種の方法、それから警戒レベルの再度検討を行いました。

2月21日に、町内の児童施設において3家族8名、和泊町3名の陽性者が確認されたことを受けまして、第14回感染症危機管理沖永良部現地対策協議会を開催し、コロナ感染症への対策を協議いたしました。その中で、警戒レベルを3に上げ、屋内の公共施設は2月27日まで閉鎖をする、こども園や保育園はエッセンシャルワーカーなど自宅で養育できない方の受入れは行う、それ以外は自宅での保育を依頼し、また現段階では文部科学省の規定に沿って学級・学年閉鎖等を行わないこと、町主催のイベント等につきましては中止や延期をするというようなことを決定しました。しかしながら、感染の波がとどまることなく毎日感染者が発生しており、検査能力を有する徳洲会の医療関係者の協力を得、毎日数十人規模の検査をただいま実施している現状でございます。

2月23日には、鹿児島県は知名町の児童施設においてクラスターが発生したということを公表し、対策協議会においても警戒レベルを最大の4に上げ、検査体制と感染防止対策を最高レベルにしました。この間、感染者が発生した児童施設は閉園し、小学校におきましても複数発生したところにおきましては学年閉鎖等も行いました。3月7日より、こども園も通常どおりに戻しております。ただし、屋内の公共施設は3月11日までは閉鎖することといたしました。

鹿児島県においても、まん延防止等特別措置は3月6日をもって解除されております。

以上がコロナ関係の報告でございます。

それでは、12月17日、令和3年度の県奄美地域離島航空路線協議会がございました。この協議会においては、来年度も今年度同様に喜界・奄美、徳之島・奄美、沖永良部・徳之島、与論・奄美の路線におきましては補助対象路線とするということを決めます。航空運賃の軽減の対象になるためには、まず、補助対象区間が経常損失が見込まれるということ、2つ目に生活路線であるということ、3つ目が船舶の所要時間が2時間以上であるということ、4つ目が競合路線でないということ、この4条件が満たされた場合に軽減措置を設けるということになっております。

このとき、本町からは、引き続き沖永良部奄美間の路線のダイヤ改正と、沖縄経由の乗り継ぎ便の運賃の低減化、それから沖縄沖永良部間の割引等につきまして、1週間程度前まで縮めることはできないかというようなことを要望してまいりました。その結果、今後、JALで検討をして次回回答するというような結果になっております。

あと奄美群島の航空・航路運賃軽減の協議会におきましては、奄美群島交流需要喚起対策特別事業といたしまして、JAL、JAC、スカイマークへの運賃軽減は終了するということになりました。そのほか奄美群島航空・航路運賃軽減、群島民に対しましては航空運賃の54%を軽減することは令和4年度も継続するということになりました。

それから、奄美群島の誘客や周遊促進事業といたしまして、遺産登録の効果を群島全体へ波及させるための交通事業者と連携したプロモーションを実施するということなどを協議いたしました。

12月23日には、株式会社第一生命との包括連携協定を結んでおります。第一生命株式会社鹿児島支社の副支社長であります山根哲也氏と健康増進や子育ての支援・保育対策、青少年の健全育成・教育、環境保全などの9項目について連携して協力していくことなどにつきまして包括連携協定を締結しております。これに先立ち、第一生命の皆様が沖泊海岸に漂着しております軽石等の除去作業も行っていただいております。

12月27日、京セラ株式会社によります沖永良部における地域マイクログリッド構築に向けた導入プラン作成事業検討委員会を開催いたしました。この委員会の座長は、石田秀輝東北大学名誉教授であります。そのほかに村上公哉芝浦工業大学教授、渡邊政幸教授、県総合政策部のエネルギー政策課、九州電力送配電部、一般社団法人デジタルグリッドコンソーシアムの阿部力也代表理事、株式会社日本総合研究所青山光彦氏などの関係者が集まって協議をすることになりました。

まず1つ目に、マイクログリッドの展開の流れと、2つ目が地域エネルギー会社の収益性と地域エネルギー事業の進め方、3つ目が今後のスケジュール等について協議を行いました。ビジネスモデルにしていくためには、マイクログリッド内での発電、配電、小売事業の在り方、また、マイクログリッド内での発電はPPA事業を想定している。事業全体の採算性や技術、経済面、制度運用面などについて広く意見交換を行い、2022年4月頃には国への申請を開始していくというような計画で進めます。これらのことにつきましては、今後も関係者で細部について検討を進めていくということを確認しております。

次に、1月12日、奄美ティダ委員会をオンライン会議で行いました。知名町から、私のほうからは奄美振興予算の中で簡易水道だけではなく上水道にも補助対象にするということ、2つ目が交流人口増加に向けて、群島内の航路・航空路の運賃軽減と沖縄県との交流拡大に向けて運賃軽減を群島民と同様に観光客にも実施できないか、知名町の進めるゼロカーボンシティ構想について説明をさせていただきます

した。

1月14日に、離島緊急医療現況報告及び地方自治振興の促進懇談会がございまして、離島緊急搬送情報交換会におきましては、離島緊急医療につきまして自衛隊や県の医師会、関係機関の協力により、離島住民の安心・安全に大きく確保されているということ、緊急搬送は危険を伴うことでもあり、海上自衛隊による県内の離島の緊急搬送が1961年から搬送開始から2,500人に達したことから、県と市町村総合事務組合が海上自衛隊第1航空群と第22航空隊鹿屋航空分遣隊に対しまして、知事より感謝状を贈呈いたしました。

1月18日、令和4年度の第1回の臨時議会がございまして、令和3年度の知名町一般会計の補正予算（第6号）において、子育て世代への臨時特別給付金事業補助金の増額と住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助に伴い、歳入歳出を1億9,357万9,000円増額し、2つ目が知名町の新庁舎建設予定地の土地取得について、3つ目が知名町副町長に赤地邦男氏の継続につきまして同意をいただきました。

1月25日に、脱炭素先行100地域指定に向けた協議を行っております。

国は、2030年度までに少なくとも全国に100か所ほどの脱炭素先行地域を選定する方針を示しており、知名町は3年前から脱炭素社会に向けて取り組んできておりますので、この先行地域指定に向けて積極的に応募していくつもりでございます。そこで、現在、知名町とこの事業に関わっております民間企業の皆さんとの意見交換会を行い、今後のロードマップの作成に取り組んでいくことにしました。今回、リコージャパンと包括協定を締結しておりますので、リコージャパンに協力をしていただき申請を進めていくことにしております。なお、先日、リコージャパンのご協力をいただいて、この先行地域に向けての申請は完了しております。

1月28日、第1回沖永良部クリーンセンター施設整備方針検討委員会を開催しました。平成14年4月から供用開始してきましたクリーンセンターは20年余りを経過しており、ごみ焼却施設の耐用年数は大体20年から25年と言われております。この施設のさらなる長寿命化を図るべきか、それとも新たに施設を建設すべきかということについて協議を行いました。このとき、延命化する場合の定期補償費がどれぐらいになるのか、延命化する場合の基幹的設備改良する場合の補修費は幾らになるのか、施設を全く新たに建設する場合の建設費や候補地等について、各委員から意見を求め、また、構成町の負担の在り方などについては、今後検討していくということになりました。

2月8日、知名町環境・生活イノベーション事業プレスリリースを行いまして、

ゼロカーボンシティ構想に向けた実証実験の一つでありますメントマリ公園内に設置いたしました風力発電施設と、そこから得られる電気を充電した電動モビリティの試乗会を実施しております。この実証実験は、導入した施設設備を活用し、環境に配慮した観光振興の可能性を探るものでございます。実施期間は3月いっぱい、その後は施設・設備とも知名町に寄贈していただき、町で維持管理しながら、町民の脱炭素社会への意識の高揚に活用していくつもりでございます。

2月14日、13日に行われましたえらぶ冬まつりには兵庫県の県議会議員、兵庫県香美町役場、兵庫県立野外教育センター、新納運送竹島様など多くの方々のご協力で実施することができました。今回、雪を搬送していただきました冷凍コンテナを提供していただきました丸回企業株式会社の取締役堀口様、サンパール株式会社取締役内田様が表敬訪問をしていただきまして、雪の搬送に対してのお礼を申し上げたところでございます。

続きまして、2月24日、町村長の研修会がございまして、講師といたしまして、藻谷浩介氏が、演題「鹿児島はコロナ禍をチャンスにできるか」という演題で講演をしていただきました。

日本経済は18兆円もの個人資産があっても、貯蓄に回っており個人資産が伸びているだけで、これらの資産が国内消費活動に回っていないので、GDPがほとんど上がることはない。国際的には円安から輸入石油等の高騰が当分問題になるであろう。国は国民が積極的に消費活動を進めるための施策を打つ必要があり、その一つが働き方改革であろうと。コロナ禍の時代に働き方も大いに変化してきている。都会を脱出したいと考えているのは都会の人口の2割、その中で実際に都会脱出を図ろうとしているのは僅かに2%しかない。しかしながら、大都市のこの5,000万人の2%としますと、5,000万人掛ける0.02では100万人いると、この中の100人でも鹿児島県への取り込みが加速されると鹿児島の経済も変わってくるであろうと。日本のゼロから4歳までの人が35年後に、子育て世代がどれだけ地元にいるのかを試算した結果がございまして。知名町は残念ながら40人というふうに試算され、逆に与論町においては100人いるであろうと。日本で最も多いのが島根県や沖縄県であると。これらの地域で将来地元に戻ってきているのは、学校教育や社会教育の中で、積極的に地域教育を推進してきているからである。子供時代に大いに地元のよさを体験できる仕組みが、将来地元に戻ってくる割合を大きくするものであるというのが、藻谷氏の見解でございました。

本町においても文化保存や人口問題の観点から、島唄、島口、島あしびなど、先人たちが創り上げてきた文化遺産を守り、子や孫たちにしっかり引き継いでいくた

めの島学びなどを充実させていく必要があると思います。また、生活環境などの美化活動を積極的に進め、郷土を誇れる子供たちの育成に今後努めていく必要があると思いました。

2月25日、昨年に引き続きまして、鹿児島銀行本店におきまして、常務取締役塚原様、鹿児島トヨタ会議室におきまして代表取締役市坪様からそれぞれ1,000万円ずつ、合計2,000万円を知名町と和泊町に企業版ふるさと納税としての贈呈がございました。このふるさと納税の用途につきましては、本町が進めておりますゼロカーボンシティ構想に活用してほしいということから、太陽光発電によります街灯の設置や、トヨタが開発しておりますトヨタC+pod、それから公共交通支援ソフトといたしましてMaasや貨客混載事業などに活用していく予定でございます。

3月2日、第9回奄美地域医療構想調整会議におきまして、2025年に向けた対応方針について協議をいたしました。

まず、喜界徳洲会病院は、回復期40床を50床に、慢性期の31病床を49床に変更するという、沖永良部徳洲会病院におきましては、急性期病床60床、慢性期病床52床、介護保険施設20床を回復期病床32床、慢性期病床を40床に変更し、合計132床は変更なしで、介護保険施設20床等を慢性期病床等に変更していくということが了承されました。

また、徳之島徳洲会病院新築時におきます高度急性期の病床8床、急性期病床119床、回復期78床、慢性期病床45床とし、合計250床にしたいが、徳之島地域での意見が統一されていないので、今後さらに徳之島地域においては検討を要するという結論に達しております。

また、合意済みでございました県立大島病院の病床機能転換につきまして、これまで休床しておりました51床を回復リハビリ病床37床に変更したいという申出がございました。急性期の患者の受入れとリハビリ機能を充実したいということでございましたが、さらに細かい対応データを提出すること、それから、県立病院の在り方について、県本庁の意見を参考にして今後検討するということになりました。

3月7日、新型コロナワクチン接種における副反応や接種の有無による差別偏見が生じない環境をつくることを求める要望書を沖永良部保護者の有志会から提出を受けました。5歳から11歳の子供への接種に関するお知らせを、区長会を通じて全戸配布する予定であるということをお伝えしました。また、学校におけるこのことによる偏見や差別が起こらないようにも十分配慮していくというふうに回答しております。

以上で、閉会中の私の行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

これで、今井町長の行政報告は終わりました。

次に、田中教育長の報告を求めます。

○教育長（田中幸太郎君）

令和3年12月14日から令和4年3月7日までの教育行政について、主なものを抜粋して報告をさせていただきます。

12月17日、えらぶゆりの島留学の面接を上城小学校の校長及びPTA会長らと共にオンラインで行いました。事前に申し込んだ4名中1名は連絡が取れず、3名の希望者について保護者を交えて行っております。

12月18日、あしびの郷・ちなで、島内の小・中学校及び高等学校の管理職、両町教育委員会の関係者が集い、沖永良部地区管理職等研修会が行われました。本町校長会からの依頼を受け、「子供を想い、教師を想う」と題して話をさせていただきました。

1月2日、あしびの郷・ちなをスタート・ゴールに、小雨の中、町内一周駅伝競走大会がオープン参加を含む全12チームによって行われ、西目チームが見事4連覇を果たしました。午後からは、あしびの郷・ちなで、町成人式が行われ、47名の新成人をお祝いいたしました。

1月7日、教育長室で、人事異動に係る校長面接を行い、異動対象者の現況や来年度の経営構想等を確認いたしました。また、翌週12日には、あしびの郷・ちなで、大島教育事務所長による異動対象者の確認等が行われました。

1月18日、この日から3日間の日程で、小学校5年生、中学校1年生及び2年生を対象に、鹿児島学習定着度調査が行われました。なお、同調査の分析研修会を、教育委員や各学校長に出席を要請し、町中央公民館で2月14日に行っております。

1月23日、町民体育館で全11チーム70名が参加して、スポーツ少年団の卓球大会が行われました。選手は保護者等が応援する中、熱戦を繰り広げ、団体戦では男子が知名Aチーム、女子は田皆Aチームがそれぞれ優勝しました。

1月25日、この日から2月の第2土曜日にかけて、上城小学校を皮切りに町内全ての学校で、臨時休業を想定したオンライン授業を行いました。また、全国学校給食週間や鹿児島をまるごと味わう学校給食の週間にちなみ、川平畜産様からご提供いただいた牛肉を、田皆小学校で川平氏や児童らといただきました。

1月29日、危機的な状況にある言語・方言サミット気仙沼大会が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議で行われました。同サミットは、次年

度は本町で開催されることから、閉会式では次期開催地代表として今井町長が挨拶をされました。

1月30日、あしびの郷・ちなで科学の祭典が、町立図書館で図書館まつりがそれぞれ行われました。どちらの会場にも多くの親子連れや地域の方々が訪れ、催しを楽しんでおりました。

2月4日、教育長室で人事評価に係る校長最終面談を行い、本年度の学校経営を分析評価するとともに、次年度の望ましい学校像や経営課題等について指導をしました。

2月6日、和泊町役場をスタート・ゴールに、寒風の中、都内から全20チームが参加し、第57回沖永良部島内一周駅伝競走大会が行われました。沿道で多くの島民が声援を送る中、全9区間で健脚を競い、総合順位で沖永良部高校が1位、知名中学校Aが5位、田皆中学校が6位、躍進賞で田皆中学校が1位と、児童生徒の活躍が光りました。

2月13日、あしびの郷・ちなで、第10回知名の子表彰及び第24回島唄・島ムニ大会が行われました。知名の子表彰では、欠席者を含め個人で39名、団体で1団体がそれぞれ表彰されました。島唄・島ムニ大会では、小学生と一般合わせて8団体の参加があり、観客は島の踊りや三味線、島唄、方言のよさを楽しんでおりました。

2月17日、議会委員会室で、指定管理者選定第2次審査会が行われ、町総合グラウンド、町民体育館、町立武道館の指定管理候補者を選定いたしました。

2月22日、議会委員会室で、町長、議長等もご出席の下、令和4年度奨学生の推薦会を行いました。本年度は12名の希望者があり、1名ずつ選考基準に照らし推薦の可否について審議いたしました。

3月5日、大島支庁で人事異動連絡会が行われ、令和4年度の人事異動について説明がなされました。また、翌6日には、教育長室で臨時の教育委員会を開き、本件について確認をいたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症に関して、文科省のガイドラインに基づき、一部の小学校の1学年で、2月25日から3月1日までの5日間、臨時休業の措置を取りオンライン授業を行っております。

以上で、教育行政報告を終わらせていただきます。

○議長（福井源乃介君）

これで、田中教育長の行政報告は終わりました。

以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

△日程第5 令和4年度施政方針表明

○議長（福井源乃介君）

日程第5、令和4年度施政方針表明について、町長の令和4年度施政方針表明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、私の令和4年度におきます施政方針を述べさせていただきます。

まず初めに、町民の皆様及び議員各位には、平素から本町の町政運営にご支援をいただき心から感謝申し上げます。

令和4年度第1回知名町議会定例会開会に当たり、私の新年度に臨みます所信及び町政の基本方針を申し上げます。町民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されてから瞬く間に全国に感染が拡大し、緊急非常事態宣言が発令され強い外出自粛が求められるなど、新しい生活様式の中で個人の生活や企業の活動を一変させました。感染の波は拡大と縮小を繰り返しながら終息のめどもなく、さらに感染力の強い新たなオミクロン株の出現により第6波を迎え、日本国内でも1日の感染者が8万人を超えるようになり、まん延防止等重点措置が全国に拡大されております。

このような中で本町におきましては、2月23日に町の児童施設におきましてクラスターが発生しました。利用者とそのご家族に多数の感染性が確認され、町民の皆様には多大なご心配をおかけしましたことをおわび申し上げるとともに、当該施設の職員並びに医療関係の皆様、様々な施設において感染防止対策や感染者に対する医療活動が行われ、本町において重篤な状況には至っていないことに対しまして心より感謝申し上げます。

町民の皆様におかれましては、一人一人がご自身やご家族、そして周りの方々の大切な命と健康を守るため、感染防止の徹底にご理解とご協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、今日の世界では、新型コロナウイルス感染防止と経済の回復、プラスチックや廃棄されるごみによります環境問題、異常気象などの気候変動問題とそれに起因すると思われる自然災害の激甚化、米露、米中における冷戦時代以来の緊張など大きな問題がございます。

とりわけ、2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国の主権を侵

害しているだけでなく、学校、病院、住宅への攻撃により子供を含めた一般市民に多数の犠牲者が出ております。しかも国外に避難するための人道回廊はロシア軍により封鎖され、戦火を逃れることのできないウクライナ国民の戦争被害者は日々増大しております。私は、今回のロシアによる軍事侵攻に断固反対するとともに、早期の戦争終結と一日も早いウクライナの平和を切に願っております。これらの問題は決して遠い国の問題ではなく、直接・間接的にも本町にも大きな問題となっております。

一方、国政におきましては、デジタル化の推進、グリーン成長戦略等これからの重要課題とされ、デジタル庁を新設、官民のデジタル化を進め、また、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー活用や自動車をはじめ、内燃機関の電動化に向けた取組がこれまでにない速さで進んでおります。これからは様々なデジタル技術の利活用が進み、行政の効率化や町民への行政サービスの向上はもちろんのこと、国や社会の様々な動きにも迅速に対応していくことが求められております。

また、今後の世界人口の増加や気候変動等による食料供給体制の不安などから、国としては農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務であるということから、2050年度までに目指す姿として、みどりの食料システム戦略を策定しております。世界が目指す方向は、持続可能な国づくりをどう実現していくかということでございます。

本町としましても、こうした世の中の趨勢をしっかりと捉え、脱炭素社会、ごみの資源化、食料自給率向上などによる地域循環型経済の構築を進め、町民が安心・安全に生活できる持続可能なまちづくりに向けて、町政運営を着実に進めていかなければなりません。

これらの課題以外にも人口減少、少子高齢化が加速する中で、若年層世代の島外流出などによる人材不足や産業、商業、観光、教育振興などの問題は多岐にわたります。連鎖して起きておりますこれらの課題を解決するためには、町全体を俯瞰した取組が必要となります。全てを一足飛びに解決することはとても困難でございます。しかしながら、知名町には地域の特性・特色を形づくる21の字、コミュニティーが存在し、地域の暮らしを支えてきました農業をはじめとする基幹産業がございます。これらの強みや魅力を生かしたまちづくりこそが、本町の進むべき方向であると確信し、昨年3月に第6次の総合振興計画のビジョンを「21の暮らしを大切に、21の未来を創る子や孫が誇れるまちづくり」と定め、ビジョンの下で未来を実現していくために根本に据えるミッション（基本理念）を昨年度から進めてきております。

この3つのミッションは、まず、いつまでも暮らし続けたい環境の維持・整備。

これは町民が暮らし続けたいと思えるような生活環境や生活基盤、上下水道整備、住環境、道路環境、情報通信環境、自然環境の保護・整備などの整備を推進するということでございます。

2つ目が、持続していくためのコミュニティの創出と育成でございます。

地域社会が持続していくために必要な子育て支援、適切な医療・介護・保険・福祉の充実、女性が生き生きと活躍できる環境の整備、字の特色・魅力を生かした見守り、声かけ合い、安心して暮らしていける環境づくり、災害などへの自主防災力の向上と災害に強い社会基盤、そして、防犯基盤の整備を推進することでございます。

3つ目が、未来を見据えた産業競争力の強化と次世代を担う人づくりでございます。

基幹産業であります農業、水産業と観光をはじめとした商工業の連携を推進し、産業競争力強化と起業・継業に意欲を持って働ける仕事の創出、就業支援、次世代の担い手をつくる教育振興を推進することでございます。

これらのミッションをクリアするための具体的な行動方針といたしまして、21のアクションプラン（行動指針）を示しており、少しずつ取り組んでまいっておりますが、これらのアクションプランを進めるための実施計画は毎年度事業評価を行い、財政状況を踏まえながら加除修正していかなければなりません。町が抱える様々な問題を解決していくためには、離島という厳しい環境の中で、先人たちが育て上げた「結いの心」、助け合う、協力し合うという結いの心がつくり上げた字を基盤とした多様性と強固なコミュニティを基軸としたまちづくりが不可欠でございます。

私が町長就任以来掲げてまいりました「子や孫が誇れる持続可能な町づくり」実現に向けては、協考（みんなで考え）、協働（みんなで取り組み）、協創（みんなでつくる）という3つの基本方針の下に取り組んでいくことが肝要だと思っております。今後とも町民の皆様のご意見も反映された町政運営を基軸に、適宜、町民と語る会を通し、町民の意見、ご提言を伺いながら、各施策に対する評価、検証、見直しを行うPDCAサイクルを動かしながら、町民が主役となったまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和4年度の予算と主な政策についてご説明を申し上げます。

まず、令和4年度当初予算編成の基本的な考え方を申し上げます。

町の財政構造は、歳入の大部分を地方交付税や国・県支出金などの依存財源に頼

っており、令和4年度一般会計当初予算72億3,870万円のうち、町が自主的に収入し得る町税や使用料及び手数料などの自主財源が13億8,200万円、この割合は全体の19.1%と2割にも満たない状況で、自主財源比率が低い構造となっております。さらに、自主財源のうち庁舎建設等の財政需要に対応するため、歳入予算の7.6%に当たります5億4,900万円の庁舎建設基金及び財政調整基金等の繰入金を計上しており、非常に厳しい予算編成となっております。

このような中であっても、町政を取り巻く状況の変遷や法令に基づく事務事業の増加、事務の多様化に対して適宜対応しつつ、各事業の推進に努めていかなければなりません。

令和4年度一般会計当初予算は、各財政需要への対応、新庁舎建設事業等を計上し、歳入歳出それぞれ72億3,870万円を計上し、対前年度比2.65%増加となっております。これまで取り組んでまいりました経費節減や財政健全化により、財政力を示す財政指数は経常収支比率が90.0%、昨年度は94.8%です。実質公債比率が11.2%、昨年度が11.5%、将来負担比率が22.3%、昨年度が58.1%と、各財政力を示す指数は改善されておりますが、令和4年度も引き続き健全な財政運営と行財政改革を念頭に置き、時代に即した挑戦も進めながら、町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた町民が主役のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

なお、各予算、財政指数等につきます表は、後ほどご覧ください。

続きまして、主要施策の概要についてご説明申し上げます。

先ほどのミッション3つについて述べさせていただきます。

まず初めに、いつまでも暮らし続けたい環境の維持・生活基盤の整備につきます。

(1) ゼロカーボンシティ構想を推進し持続可能な自立・分散型社会を構築すること。

SDGsやパリ協定を踏まえ、脱炭素イノベーションによる地域社会・経済システムの変革が不可避となっております。知名町は外海離島であるその特性を生かし、太陽光や風、小規模集落などを活用し、コミュニティーで供給源と消費施設を持つエネルギーの地産地消を行う自立・分散型の社会（マイクログリッド）の形成について、民間の知見や資金を最大限活用し経済合理性、持続可能性を有する地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデル等の確立を目指してまいります。

令和3年度から国の関係省庁や先進的な技術改革を推進しております企業と連携

をいたした取組も模索してまいりましたが、令和4年度にはこれらの取組の本格実施を始めてまいります。国が進めます2050年カーボンニュートラル実現を目指し、先進的な取組を行う脱炭素先行100地域自治体として、島の利点を生かし、他の外海離島や僻地のモデルとなるような取組を目指していきたいと考えております。そのためには、町民のご理解、ご協力がなければできないこととございます。今後、情報を逐次発信し、町民への説明会等を重ね、町民のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目に、良好な生活環境（上下水道）の整備についてでございます。

知名町がここ数年に改善しなければならない大きな課題の一つは、水道水の硬度低減化でございます。水道機器の目詰まりによる機能劣化、家庭における軟水購入費や塩の購入費などにより、島外に多額のお金が流出しております。安心・安全な水を安定的に供給し、町の良好な経済発展のために水源開発や硬度低減化に向けた水道施設再編推進事業、水道管路緊急改善事業は年次的に推進していかねばならない事業でございます。

しかしながら、これらの事業には多額の予算が伴います。今後も同様な水質課題を有する島々と連携をしながら、国・県に働きかけ、町民の負担をできるだけ少なくして硬度低減化実現に向けた取組を積極的に進めてまいります。

下水道事業につきましては、文化的、衛生的な生活を営む上で欠くことのできない施設でございます。また、下水道は地球環境保全として公共用水域の水質保全に不可欠なものであります。町内の下水道に関する施設も整備後かなりの年数が経過し、その更新の時期に来ており計画的に更新をしていかなければなりません。知名環境センターにおけるストックマネジメントによる効果的な更新及び耐震化を図り、地震発生時にも施設を安心して運転できるようにしていきたいと思っております。

農業集落排水施設においても、経年劣化により機能低下が見られるので、機械・電気設備の更新を行い、機能回復やコストの削減を目指してまいります。

3つ目に、安心・安全な住環境の整備について。

少子高齢化社会の到来により人口は減少傾向にございますが、核家族やふるさと志向によるUターン、Iターン希望者のための住宅は必要となります。公営住宅関連では、これまで建設されました公営住宅の長寿命化を図るため、下平川第2団地の改修工事、1棟12戸あります。それから、白浜団地改修設計委託、住吉、田皆団地の改修、田水団地の建て替えに年次的に順次着手してまいります。行政による住宅建設だけではなく民間活力を活用した住宅の改修、新築住宅建設に向けても今後、検討を進めてまいります。

町内の空き家対策につきましては、老朽化した危険な空き家に対する解体費用補助を毎年2棟ずつ実施していく計画でございます。また、有効活用できる空き家につきましては、定住人口増加や集落の活性化を図る上からも、空き家バンクの登録や空き家改修補助などを進めてまいります。

4つ目に、適切な道路環境の整備・維持と公共交通の利便性の向上につきまして。

交通基盤整備につきましては、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金などの各種交付金事業を活用しながら年次ごとに整備を進めております。町内の県道におきましては、約50%ほどの歩道が整備されております。平成30年度からは下平川内城線の800メートル、令和元年度から国頭知名線の田皆工区の線形不良区間の解消工事を県事業で計画が進められており、今後も国頭知名線の知名から新城区間の歩道設置に向けては、県に要望を続けてまいります。

町道におきましては、観光道路、産業道路としての重要性から、田皆屋古仁屋線舗装工事、知名正名海岸線改良工事を進めております。また、役場と商店街を通る中央通線は路肩幅員狭小のため、商店街利用者や知名小学校児童の通学等に支障を来していることから、歩道の設置、交差点改良工事、知名白浜線は知名漁港への接続道路としての重要性から道路改良を計画しております。

昨年度から企業版ふるさと納税を活用いたしまして、スマートモビリティ創出プロジェクトとして、貨客混載によります出荷支援システム、バスロケーションシステム等Ma a Sアプリの開発、均一運賃及びキャッシュレスの導入に向けた実証実験を進め、利用者の利便性向上につなげてまいります。

5つ目に、開かれた町政運営の推進につきまして。

住民サービスの向上、社会資本の充実に向けて、町民との対話を大切にする行政を推進し、身近な公共施設の活用方法、各種行事やイベントの見直しとして、令和3年度ににぎわい空間回復支援事業6事業、知名町地域課題解決人材育成事業など個人や団体からの提案のあった事業をサポートしてきました。第1期のまちづくり町民会議においては、目指す役場の姿、建設位置及び今後の事業施策に関して4つの提言をいただいております。次年度の事業に参考にしております。今後、役場跡地の利活用をどのように進めていくかということにつきましては、町の活性化を図っていく上からなどについても町民の意見を反映しながら進めてまいります。

6つ目に、デジタル社会における町民サービスの充実・効率化について。

政府においては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取

り残さない、人に優しいデジタル化～」というテーマが示されております。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体のデジタル化を進めることは極めて重要でございます。自治体においては、まず、自らが行う行政サービスにつきまして、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させること、次に、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められます。

令和4年は、さらなる自治体の情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、A I・R P Aの利用の促進、セキュリティ対策の徹底に向けて、役場内にデジタル推進準備室を設置します。

町民に親しまれる役場であるためには、窓口の接遇はもとより、窓口における利便性向上も大切なことでございます。デジタル化を進め、令和5年度末をめどにマイナンバーを利用した情報連携システムを構築し、年金事務の簡素化や全国の自治体の戸籍システムと連動させ、これまで本籍地でしか発行できなかった戸籍謄本などの証明書の発行を全国どこの市町村窓口においても発行できるシステム、転入届のワンストップ化により手続にかかる時間短縮に向けた取組なども推進してまいります。

大きな2番目に、持続していくためのコミュニティの創出と育成。

我が国は、戦後目覚ましい経済発展を遂げるとともに、医療制度をはじめとする社会保障制度の充実により、世界に冠たる健康長寿国となりました。この間、国民の平均寿命は50歳から80歳以上となり、人生100年時代も間近となっております。この結果、人口構成は大きく変化し、高齢化率は世界最高水準にまで高まってきております。このような長寿社会におきまして、一人一人が主体的に健康を管理する習慣を持ち、健康を維持しながら社会活動に関わることは、さらなる健康の維持に役立ち、理想の成熟社会の実現につながります。

町は、健康寿命の延伸のため、医療、福祉、介護などにおける社会環境を整備するとともに、子供から高齢者まで全てのライフステージにおける心や体の健康づくりを進めることが必要でございます。また、様々な立場の人の生活の在り方に配慮し、全ての町民が健康的で安心した暮らしを確立していくために、社会全体で障害のある人の活躍を支えることや、ひきこもりや自殺などを未然に防ぐといった対応も不可欠でございます。

まず1番目に、国民健康保険税につきまして。

国民健康保険は、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から国が財政運営の主体となりました。県は、各市町村の医療費水準や所得水準などによ

り、国保事業納付金の額を決定し、市町村は、県の示す標準保険税率や保険給付金などを参考に保険税率を定め、町民に賦課しております。賦課方式に当たりましては、これまで4方式を取っております。所得割、資産割、均等割、平等割でしたが、国の方針により、令和5年までには資産割を廃止し、3方式に移行し税率を定めることとなりました。

本町におきましては、令和4年度からこの方式を採用し、国民健康保険特別会計の基金を活用しながら税率を下げ、町民の負担を軽減していきたいと考えております。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症対策につきまして。

現在、オミクロン株により感染が拡大しております。感染の場がこども園、学校、高齢者施設に広がり、社会経済活動の維持が困難になる事態や入院治療を要する方が増加し、医療が逼迫する事態を回避しなければなりません。健康な生活、健全な経済活動を維持していくためには、新型コロナウイルス感染対策は最大の課題でもあります。そのためには、一日でも早く新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ適切に進めなければなりません。

本町では、2月から集団接種を開始しており、希望する全住民にワクチン接種ができるようにしております。

3つ目に、安心して出産し、子育てしやすい環境づくりについてです。

本町の総人口は、令和4年2月1日現在5,725人で、昨年より74人減少しております。年齢区分では、年少人口ゼロ歳から14歳までが809人、全体の14.1%、生産年齢15歳から64歳までが2,720人、全体の47.5%。老年人口65歳以上の方が2,196人、全体の38.4%となっております。令和3年の出生者数は46人となっております。令和2年度が23人でしたので、令和3年度は23人増加しております。

子育て不安要因を除外していくということは、国や地方自治体はもとより、企業、職場や地域社会の役割でもあります。そのような観点から、子育て支援社会への構築は重要な取組だと考えております。

そこで、まず、地域における子育て支援の充実、2つ目に、子供の心身の健やかな成長に向けた支援の充実、3つ目、安心して産み育てられる切れ目のない支援の充実、4つ目、職業生活と家庭生活の両立の推進、5つ目に、子供の権利を尊重する社会の実現、6つ目に、子ども・子育てに優しい地域環境の整備、これらの6つの取組を計画的に進めてまいります。

昨年より11月19日、いい育児の日と定め、社会全体で育児について考え、地

域が一体となって子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいりました。この取組をしっかりと定着させていきたいと考えております。

平成31年から子育て支援という観点から沖永良部高校に進学する生徒に支援金を支給しておりましたが、令和4年度から、令和5年度の入学生からは全ての高校進学生徒に支給を拡大していくつもりでございます。

4つ目に、子供から高齢者まで安心して健やかに過ごせる町づくりでございます。

町民の健康増進、食生活改善に向けて、関係者の研修や集落での説明会、働き盛り世代の生活習慣病の予防、高齢社会を見据えた対策として、介護予防教室の拡充や認知症サポーターの育成に努めて各種予防対策を講じます。

まず、働き盛り世代の健康につきまして。

健康保持増進に特定健診、特定保健指導を実施しておりますが、受診率が伸びておりません。受診該当者を対象に、各種の特典や広報誌等を活用した広報活動を進め、受診率を高め重症化防止に努めてまいります。

2つ目に、精神保健対策といたしまして、我が国の自殺者は、先進国の中では依然として高い水準にあります。自殺対策行動計画に沿って家庭訪問や電話によりまず健康観察の機会を増やし、医療機関等との連携を強化し、また講演会等を実施し自殺未然防止に努めてまいります。

3つ目に、障害者福祉について。

障害のある方々が自立した日常生活を送れるよう、各種サービスの体制、医療費助成等を充実させてまいります。

4つ目に、社会福祉につきまして。

相談支援体制を整えて重層的支援体制整備に向けて関係機関と協議をはじめ、誰もが住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、安心して心豊かに暮らしていけるよう、地域と連携した地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

5つ目に、高齢者福祉につきまして。

国内においても認知症高齢者は増加しております。住み慣れた地域で暮らすことのできる共生と認知症の進行を遅らせる予防を両輪とした取組を進めてまいります。また、独居高齢者の見守り体制を強化してまいり、今後、介護人材等の不足が懸念されます。介護人材ポイント事業などを通して介護人材の裾野の拡大を図ってまいります。

5つ目に、災害などへの自主防災力の向上と災害に強い社会基盤整備についてでございます。

地域防災における危機管理体制の充実強化におきましては、防災情報伝達の体制

整備や自主防災組織の設置促進と育成など、継続した取組を進めてまいります。防災拠点施設整備といたしまして、年次的整備計画により、老朽化しております分団消防車庫を整備していきます。消防資機材整備といたしましては、令和4年度は知名分団に水槽付消防自動車等の配備を計画しております。

災害発生時の避難所運営につきましては、避難所配置職員と各字区長と民生委員及び消防団員が連携した訓練を実施し、プライバシー保持の観点からパーティション等の整備の配備も進めてまいります。

大きなミッションの3つ目ですが、未来を支える産業競争力の強化と次世代を担う人づくりについてでございます。

1番目に、稼げる地域をつくる農業・畜産・水産業のための基盤づくり。

良好な営農条件を備えた農地や農業用水等の農業生産基盤の整備・保全管理は、農業生産力を支える上で重要な役割を担っております。このような農業生産条件の整備を強力に推進する上で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や農業生産性の向上を図るため、担い手への集積、集約化と併せて、大型機械の導入が可能となるような圃場整備や畑地かんがい施設の農業生産基盤を整備するとともに、頻発化、激甚化する災害に対応したため池、排水路対策や老朽化が進行している土地改良施設の機能診断、省エネ技術の導入等の保全対策などを推進してまいります。

また、多面的機能支払交付金を活用して農地や農業用施設等の保全を行う水土里サークル活動への支援などにも積極的に取り組んでまいります。

令和7年度に国営かんがい排水事業も完了する予定でございます。これにより、必要となしに必要の水を活用し稼げる農業を進めていくことができます。それに併せ、県営事業をはじめとする関連事業による末端のかんがい施設の整備や区画整理、農道整備、ため池等の貯水機能整備を促進し、地域の農業競争力の強化に努めます。

活力ある農業の育成につきまして。

コロナ禍の時代、本町の農業はサトウキビを基幹に輸送野菜、花卉園芸、葉たばこ等に畜産を組み合わせた複合経営により安定した農業経営を維持できました。今後も農業分野における複合経営の推進と機械化による省力化を図るとともに、収益性の高い作物を導入し、魅力ある農業・活力ある農業による経営体の育成を推進します。農家の安定生産やコスト軽減による所得向上を図るため、国・県の交付金制度の活用による生産施設の導入及び生産組織の育成や新たな農業の担い手となる新規就農者への支援に努めてまいります。

まず1番目に、新規作物への取組を推進してまいります。

沖永良部の農業の変遷を大きな流れで見ると、新しい作物への取組により

農家経済が発展向上してまいりました。戦前戦後の米作中心から、昭和40年糖化安定法施行によるサトウキビへの移行、ユリ球根出荷の拡大、そして切り花生産へ、またバレイショの試験栽培が昭和45年に行われ10年後には1,000トンを達成し、現在では8,000トンを出荷する本町の主要な作物となっております。そのような変遷を鑑み、今後も本町農業における可能性を捉え、新規作物導入の検討を進めてまいります。

2つ目に、域内循環型経済（地産地消）への取組でございます。

地域で生産されたものが地域で消費されることで、地域内に資金が還元され、循環型経済や地域の活性化につながります。知名町民が知名町民を豊かにできる。その好循環経済を構築するために地産地消推進協議会を昨年より立ち上げております。今後は協議会の活動充実を図り、地産地消の拡大発展に努めてまいりたいと考えております。

3つ目に、農業経営に女性の積極的な参画の推進を図ってまいります。

農村地域や農業に人材を呼び込み、地域や農業を発展させていく上で、女性の農業経営と農村社会への参画は欠かせません。地域農業に関する方針策定には女性の参画が重要でございます。女性の農村社会における活躍推進に向けた組織を立ち上げ、農村における意識改革や、女性が体系的に農業経営、組織マネジメントを学ぶことのできる環境づくりを進め、地域をリードする女性農業者を育成していくための具体的な方策について、幅広い視点から共に検討をしてまいりたいと考えております。

4つ目に、みどりの食料システム戦略への取組。

我が国の食料・農水産業は、気候変動やこれに伴う大規模自然災害、生産者の高齢化や減少等の生産基盤の脆弱化、新型コロナを契機とした生産・消費の変化への対応など大変厳しい課題に直面しております。一方で、様々な産業でSDGsや環境への対応が重視されるようになり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応していく必要があり、新しい食料システムを提案していく必要があることから、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務の課題となっております。

このため、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する～」ということを策定しております。本町においても、このような時代の流れに沿って、みどりの食料システム戦略に沿った取組を加速させてまいります。

国は、みどりの食料システム戦略では、2050年度までに目指す姿といたしまして、4点挙げております。農林水産業の二酸化炭素ゼロエミッション化の実現。2つ目に、化学農薬の使用量をリスク換算で50%に低減する。3つ目が、化学肥料の使用量を30%低減する。4つ目に、耕作面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大するという、これら4つの目標を掲げておりますので、この目標に本町も取り組んでまいりたいと思っております。

3つ目の取組、観光資源の充実と交流人口拡大による競争力のある町づくり。

少子高齢化や都市部への若者の一極集中などにより離島や僻地においては、全ての業種において人材不足が発生し、次世代の担い手や新規事業の開拓が困難な状況が発生しております。大きな企業を有しない小規模市町村におきましては、年間を通して仕事が少なく、農村においては季節によって必要とされる労働力は大きく異なっており、繁忙期の地域と閑散期の地域の間で労働力の補完をする仕組みが必要です。また、コロナの時代におきましては、地方で一時的に生活してみたいと考えている人も増えております。このような人たちの希望をマネジメントすることにより、交流人口を増やすことができ、新たな定住人口の確保、新たな起業人を確保することとなり、活力ある競争力のあるまちづくりができます。

令和3年度に特定地域づくり事業、えらぶ島づくり事業協同組合を両町で設立、本町には2名の方が就労し、職場ではもとより地域にもなじんでおります。今後、さらに交流人口、関係人口の拡大に取り組んでまいります。

そのために、まず1つ、南北広域連携人口創出事業の活用でございます。

北海道利尻町と知名町で連携を行い、閑散期の地域と繁忙期の地域の間での労働補完を行う人的な交流を促進し、人材確保や特産品の相互販売を進めることにより、新規事業、販路拡大、空き家等の利活用の新たな可能性を創出してまいります。

2つ目に、昇竜洞の魅力アップ事業。

開洞以来60年近く経過する昇竜洞は、洞内の施設が老朽化し一部危険な箇所も見られます。また、Wi-Fiが未整備なため、キャッシュレス決済や通信機器の利用制限、コロナ感染予防対策なども不十分でございます。東洋一の昇竜洞の存在価値を高め、より質の高い観光資源を構築しなければなりません。

3つ目に、観光道しるべ再整備事業でございます。

約10年前に整備されました観光の道しるべにつきましては、一部破損箇所が見られ、観光客に不便を来していることから、デザインを一新し、より分かりやすい道しるべにすることにより、観光客の流動化と利便性を図ってまいります。

4つ目に、デジタル田園都市国家構想についてでございます。

国は、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想を掲げております。本町におきましても、このような時流に沿って関係人口創出を目的とした地方創生テレワーク推進事業に取り組んでまいります。

4つ目、地域に愛着を持てる特色ある教育活動、教育環境の整備についてでございます。

まず1番目に、学校教育の充実。

グローバル化、情報化が進展する社会の中で、これからの学校教育では一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する、そして、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となることができるよう、その資質や能力を育成することが求められております。具体的には、読解力、自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて新しい解、答えを生み出す力でございます。一方、いつの時代にも重要なこととしては、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやりなどでございます。そして、子供たちが社会を変革していくために必要なことは、自ら主体的に目標を設定し、社会の一員として責任ある行動が取れる力を培うことでございます。

この教育の目的を達成するため、一つの道具・手段としてGIGAスクール構想を進め、子供たちが自らの学習状況を把握し、調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成する指導の個別化、子供一人一人に応じた学習活動を提供することで、子供自身が、学習が最適となるように調整する学習の個性化を進めなければなりません。また、学校ならではの協働的な学び合いや、地域をはじめ多様な他者と協働して主体的に実社会の課題を解決しようとする探究的な学び、体験活動などを通じた協働的な学びを進め、社会とつながる学びを実現していかなければなりません。

そのために、まず、地域とともにある学校への転換、コミュニティスクールの導入でございます。これからの公立学校は、開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくかという目標を、ビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供を育む地域とともにある学校へと転換していく取組を推進していくことが必要でございます。すなわち、学校運営に地域住民や保護者が参画することを通じて、学校、家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学

校づくりを進めてまいります。

2つ目に、次世代を担う子や孫が帰ってきたいと思える地域づくり。第6次知名町総合振興計画において、知名町が住みよい町になるには、今後7年間に特に力を入れるべき分野として、子育て、教育、文化に関心が高くなっております。平成27年度に実施しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略における高校生へのアンケートにおいて、島に将来帰ってきたいと答えた高校生が約80%おります。

以上のことから、島の教育を魅力化し、島を知り、島のことを思い続ける人材を育成し、島で活躍できる場所、島を離れても島とつながり続ける関係を築くことが長期的な人口対策にもつながると思います。

2つ目に、共生社会を構築する生涯学習の充実でございます。

人生100年時代を前提とした人生設計を行う必要性から、社会の変化に対応した学習機会を提供していくことが求められております。人々が生涯にわたり健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていく必要がございます。特に、学校卒業後に生きる期間が人生の7割から8割に達し、多様な学び直しの機会や新しい知識や技術を習得する自由時間の増大など社会の成熟に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しております。

生涯学習・社会教育においては、教育という側面のみならず、住民の健康や福祉の振興、さらには地域の活性化につながるものでございます。そこで要となるのが、個の学びの成果を実際の活動に生かす知の循環でございます。知の循環によって、多様な世代の人々がつながり、共に学び合い、理解し合い、受け入れ合う共生社会が実現できます。知の循環を軸とした生涯学習・社会教育が途切れることのないよう、多種多様な人と人、学びと学びを結びつける事業を企画、立案、実行し、コーディネートしてまいります。

社会体育におきましては、町民の心身と豊かな生活の形成に向けた生涯体育の基礎づくりに努めなければなりません。また、令和5年度開催予定の特別国民体育大会パワーリフティング競技に向け、機運を高める取組を進めてまいります。

文化面におきましては、島唄・島ムニ大会などによる方言文化の保存伝承を行っておりますが、これらとともに島の昔の遊びや踊りなどの無形文化財の発掘や復興は、島おこしにつながるものとして力を入れていきたいと考えております。

また、令和5年1月に開催予定の危機的な状況にある言語・方言サミットや町誌編さん事業に向けた協議を立ち上げ、関係機関と連携しながら進めてまいります。

最後に、むすびに。

令和の時代はまさに激動の時代でございます。これまでにない速さで世界は動い

ており、それらは外海離島である沖永良部もこの流れから逃げることはできず、私たちはこの時代をたくましく生きていかなければなりません。

松下電器創始者であります松下幸之助氏は、「困難なときこそ発展の好機」という言葉を残しております。松下氏は、過去において困難に直面したときに必ず何かを生み出し、会社を世界の松下電器、今ではパナソニックという名前になっておりますが、そこまで成長させております。氏の考えに立てば、かつてないほどの難局である今こそ、かつてない発展の基礎になると考えることができます。新型コロナウイルス感染症は、働き方、生活を変え、社会そのものを変えました。そして、この流れは以前に戻ることはなく、ニューノーマルな社会を生み出しました。この流れを発展の好機と捉えることこそが、成長と発展につながることになります。

常に、町民のためとは何かを土台に据え、世界的な出来事や身近な出来事を注視し、いつの時代にも変えてはならないことを基軸とし、その時代に変えなければならないもの、新しく取り入れなければならないものがあれば進取果敢に取り入れて、変化の激しい時代に呼応した町政を進めてまいり所存でございます。

以上で、私の施政方針を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

これで、今井町長の令和4年度施政方針表明を終わります。

しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 1時00分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（福井源乃介君）

日程第6、一般質問を行います。通告に従って発言を許可します。

通告1番、議席番号2番、奥山雅貴君から一般質問取下げの申出があり、これを許可しましたので、ご報告いたします。

議席番号11番、今井吉男君の発言を許可します。

○11番（今井吉男君）

こんにちは。多数の皆様が議会を傍聴していただき、誠にありがとうございます。議席11番、今井吉男が、次の3点について一般質問を行います。

1点目、農業振興について。

一部訂正をお願いします。当初の生産者数「8名」を「11名」に、現在の生産者「6名」を「4名」に、訂正をお願いします。

それでは、①えらぶ特産品加工場（総事業費1億1,600万円）は、地元素材であるシマ桑を加工販売、6次産業化を図る目的で平成25年3月に完成。当初、生産者11名でスタート、今年で10年目になります。現在、生産者は4名ですが、今後、高齢化等により生産者が減少することが危惧される。新規生産者は見込まれるのか。

②今後、シマ桑生産者が減少することを見据え、機械・設備の有効活用の観点から、シマ桑の加工に限定せずに、ゴーヤやバレイショ等の品目の加工を検討すべきでは。

2点目、観光振興について。

①新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、国立公園の指定を受けた田皆岬・沖泊海浜公園や屋子母海外一帯の自然の風景地を保護すると同時に、観光資源として活用すべきでは。

②田皆岬から屋子母の海岸沿いに設置されている観光道、通称サイクリングロードを県が推進するサイクルツーリズム事業を導入して再整備できないか。

3点目、町広報紙等の制作について。

①広報ちなの制作は、4年ほど前からデザイン料として、1ページにつき1万円、年間150万円で委託している。議会だよりのデザインは、議会事務局職員が独自で制作していますが、広報ちなと比較しても遜色はありません。今後、職員が持てる能力と個性を駆使した広報ちなの制作はできないか。

②広報紙以外でも、簡単に外部委託するのではなく、優秀な職員がそろっているので、職員の能力と個性を引き出す方策は取れないものか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、今井吉男議員のご質問に順を追って回答してまいります。

大きな設問の農業振興につきましての回答を申し上げます。

①につきまして、これまで知名町シマ桑生産組合を通じ、シマ桑品質向上及び加工場への安定供給のための栽培技術支援、シマ桑生産の所得向上及び地域経済の発展に努めてまいりましたが、高齢化に伴い生産者が減少しているのが現状でございます。

ます。

今後の生産者確保につきましては、新規での取組は難しい面もあり、できれば、現在の生産者の圃場を受け継ぐ形で後継者を探していくか、見つからない場合には、町独自で圃場を確保するなどの検討も進めていかなければいけないのではないかと考えております。

②番目、新規の品目の加工につきましては、桑同様、販路の確保及び品目ごとに綿密な加工試験が必要となってまいります。新品目につきましては、桑同様に販路の開拓、確保が最重要であり、その粉末加工の必要性、有益性、商品化の実現性を吟味する必要があります。市場の状況等において将来性や需要が見込まれる場合には、桑の加工、その他品目の生産状況を見ながら、機械設備の担当業者と新品目の加工についての協議及び試験を重ね、新規品目の加工の可能性を検討させていただきます。

また、加工品目の変更につきましては、現在の機械は桑専用の設定となっております。他の農産物を取り扱う場合には、温度や粉碎機構の回転速度など多岐にわたる細かい調整や、複数の品目を処理する場合には分解及び洗浄といった専門的な作業も発生してまいります。その作業において専門的な知識を持った業者が必要となり、製造メーカーからの技術指導の派遣は可能でありますけれども、それに要する費用、それからの機械の調整、分解、洗浄に時間と人員を要することから、綿密な加工計画が必要となると思います。また、シマ桑は有機JASも取得しているため、ラインに有機以外の原料を導入する場合には、JAS認証機構の了解を得るため管理業務が複雑になることも予想されます。

よって、新規加工品目の加工取組につきましては、新規品目の市場調査、綿密な加工試験、加工機器対応の技術及び人材の確保等、計画的に進める必要があると思っております。現状においては、しばらくは桑茶の製造を続けていくのが得策ではないかと考えております。

大きな2番の観光振興につきまして。

本町における海岸線の大部分は、奄美群島国立公園区域として保護されており、沖泊海浜公園、田皆岬、屋子母海岸一帯は奄美群島国立公園に指定され、自然公園法によって各種開発行為が規制されております。

昨年9月には、2か年をかけて再整備していた田皆岬園地が完成し、沖永良部島を代表する景勝地として、観光客をはじめ多くの方々に田皆岬の自然を楽しんでいただいております。

海岸環境保全については、近年、海岸にプラスチックごみや漁具など漂着ごみが

多く見られ、景観が損なわれております。また、本町では、国立公園以外でも観光資源となり得る豊かな自然環境を有しているため、国立公園指定以外の海岸を含む町内6か所を対象に、漂着ごみ専用ステーションの設置や、漂着ごみの回収等をシルバー人材センターに委託し、豊かな観光資源を保護する取組を本年度から行っております。これらは海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用しており、特別交付税措置も含めると町の負担は事業費総額の2%となるため、財政負担を最小限に抑えつつ海岸環境保全と町内事業者への還元に努めております。

また、おきのえらぶ島観光協会ではビーチピクニックツアーを実施しており、自然を活用した観光客向けのプログラムを展開しております。

今後も、景観の保護を行いながら、本町の風景地を活用したツアープログラムを継続して実施し、豊かな観光資源の有効な活用を行ってまいります。

②につきまして、本年度、鹿児島県では、サイクルツーリズムを推進するため、県全域にモデルコースを作成する取組を進めております。沖永良部島においても、本年度中にサイクリングモデルコースが完成する予定でございます。島内に存在する奄美トレイルの活用及び田皆岬から屋子母海岸沿いの道もモデルコースとして活用いたします。また、サイクリングロード等のハード整備を補助事業等を活用して行うには、県が策定しております自転車活用推進計画のサイクリングモデルコースに位置づけられることが必要になってきます。

今後の方針といたしましては、現在導入しております観光客動向モニタリングシステムのアンケートを活用し、実際に来島したサイクリストの意見を参考にしながら、より効果的なサイクルツーリズムの推進を行ってまいります。

3番目、広報紙等につきましてのご質問でございます。

①広報ちなの制作につきましては、主に掲載内容のデザインから入稿までのデータ納品を委託しております。委託を行う前に、職員でその作業を行ってまいりましたが、広報の入稿前になると、連日深夜まで作業を行い入稿データの制作を行っております。また、デザインに関しましては、専門的な知識、技術を有するため、通常の事務作業と違い、一朝一夕にできるものではないと考えます。

今後とも、広報ちなの制作につきましては、委託先とも連携しながら、町民はもとより、町内外の幅広い世代の方々に愛読いただけるような広報紙づくりに努めてまいりたいと考えております。

②職員一人一人が担当する業務は、複数の業務を兼任するなど少なくはなく、職員の負担軽減や確実な対応を行うために、外部委託を行っております。さらに、広報紙に関して言えば、町内在住のデザイナーに委託することにより事業の継続につ

ながるとともに、町外にお金が流出しない域内循環にもなっております。

このような観点も踏まえ、議員がおっしゃるように、簡単に外部委託を行うのではなく、職員の能力や事務量、委託内容なども踏まえながら外部委託については考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○11番（今井吉男君）

それでは、順番に再質問を行います。

1点目の、えらぶ特産品加工場につきましてであります。これは当初、すばらしい、町の手を挙げた事業でありましたけれども、近年、高齢化もありまして生産者が減少しております。その生産者の皆さんにもちょっとお尋ねしましたら、あと一、二年後にはもうやめたい、完全にやめたいと。そうなりますと、ゼロになった場合、先ほど町長は、町単独で運営するということですが、これは、フローラルパークや、それから体育施設を最近の流れとしては委託をしていますよね、指定管理者制度でできるだけ町の負担を減らすということをやっている。今度、それを町単独に戻すとなると、また負担が増えて逆行しているんじゃないかという考えだと思います。もし、それが完全にできない場合は、その設備が無駄になるんじゃないかと思っています。

その点を踏まえて事業計画、先ほど町長も言われましたけれども、2016年に有機JAS認定を取得、また、去る2月21日には、シマ桑を宣伝するシマ桑アンバサダーとして、沖永良部出身の歌手、大山百合香さんが委嘱を受けておりますが、販売面には結構宣伝したり力を入れていますが、生産面の生産者の新たな募集とか、その辺にはあまり力を入れていないような感じで、生産者がいなくなれば、せっかく宣伝して販売面に力を入れたのが無になりますので、その辺も考えて、将来のシマ桑の生産事業計画というのを10年先ともしないと、今の状態で行き当たりばったりで、2年後にもし生産者がゼロになればやめますという感じのような、生産者のほうも不安になってきます。やっぱり計画性がないとできないと思うんです。その計画はどのようになっていますか、農林課長。

○農林課長（安田末広君）

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今、生産者が高齢化していることは事実であります。ただ、今、やめるとかそういうことはおっしゃっておりませんので、会議の中で、もうあと何年かなとかいう話はしますけれども、具体的にどうということはありませんので、将来的には後継者を私たちとしては見つけていかなきゃいけないと。できれば、その方々の圃場を受け継いだままで、また圃場を借りる

形で受け継いでいただきたいというふうに思っています。

それでも生産する方が見つからない場合は、町独自で、今ある桑の畑を町で借りて管理していくというようなことになろうかというふうに思っています。できれば、後継者を、この方々が桑をリタイアする場合には入れたいというふうには思っております。

○ 1 1 番（今井吉男君）

その辺も生産者とよく話し合わないと、生産者の声は、先が見えないと。もし最終的に1人になった場合はどうなるのか、それでもこの事業は終わるのか。また新たな若い皆さんが生産に関わる人が出てきているのか。それを実際に掘り起こすというか、新規の生産者を本当に募っているのかどうか、全然動きが見えないと、現在残っている4名の皆さんも大変不安に思っています。すぐ桑ができるわけではありません。一、二年、植付けをしてきちんと管理をしていって初めて生産できますので、その辺も考慮して。

よく、生産者組合と本当に真剣に今後のことも協議していただきたい。担当者だけに任せるんじゃなくて、やっぱり課長も自ら会議に参加して、将来こういう計画でいきましょうというふうにしないと、何か担当者だけに任せているような感じを受けて、生産者のほうも不安になっていますので、その点はぜひ協議の場に参加していただいて、すばらしい特産品ですから、これに終わりがないように、継続できるようにお願いしたいと思います。これは要請であります。

それからあと、将来、これがもうできなくなった場合の機械設備の活用方法として、シマ桑の生産者がいなくなった場合を想定した場合、この機械を有効活用するために、ゴーヤや地元で生産されているバレイショの、できないじゃなくて、実際、課長も農業をして分かると思うんですけども、トラクターを例に取れば、トラクター本体に、畑を耕すときにはロータリーにして、またバレイショとかを掘るときには掘り取り機を付けますよね。だから、その本体は1台でいいんだけども、あとの附属品を替えればいろいろ使えますよね。サトウキビの植付けの後ろに機械を。そういう形にすれば、この加工もいろいろできると思います。できる、できないというのは、真剣に取組はできると思いますので、将来のことも考えて有効活用できる方法をね。今までもいろんな施設を造っても、もう活用できないからそのままになっている部分が幾つかあります、施設についても。そういうことにならないように、せっかくすばらしい事業を導入したのを継続できるように、ぜひ要請です。

いかがですか、課長、今後の将来性。加工ができるか、できないか、それはやる気があるかどうかですよ。

○農林課長（安田末広君）

今、議員がゴーヤとかバレイショ等の例を挙げられましたけれども、そういうものの粉末のオファーがあれば、私たちはその機械の調整とかは検討していく気持ちは十分ございますので。何よりも、やはり出口が見えたものに取りかからなければならないというふうに思っていますので、市場性の調査等を進めながら、またそういうことは検討していきたいと思っております。

○11番（今井吉男君）

本当は、できればシマ桑をそのまま継続していく方向が一番いいんですけども、それができないことを想定して今は話していますので、その件もやっぱり頭に入れて、ぜひ今後は生産者組合とじかに真剣に今後の事業計画についても協議をしていく必要があると思います。生産者の声は、そういう声が出ておりますので。将来はどうなるのか、自分たちはやめたいんですけども、やめた場合、この圃場をまた開墾して更地にしてほかの作物に変えるのか、その辺も不安を持っているみたいですので、せっかく植え付けた桑が、今後末永く活用できる方向で、ぜひ事業計画を立てていただきたいというふうに要請をして、次にいきます。

次ですけども、観光道として、これは昭和40年代ですか、この道路ができたのが自然休養村関連事業だったと思いますけれども、田皆岬から屋子母の海岸線、ずっと観光道、通称サイクリングロードというふうに整備されておりますが、事業もいろいろ調べれば、環境省の事業の中で他の町村もいろいろ取り組んでおりますので、ぜひこの道路を活用して、コロナ収束後に観光客が増えて町の活性化になるように再整備する必要があるんじゃないかと思えます。

ほかの事業を申し上げますと、国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業というのが環境省の事業の中にありまして、これを利用して田皆岬から沖泊海浜公園、国指定史跡住吉貝塚、大津勘ビーチロック、屋子母セージマ古墳、屋子母海岸とか、それから昇竜洞までの区間を観光道として、電動アシスト付自転車を活用して自然を満喫しながら文化遺産を巡るというそういう計画を立てて、エコツアー観光というのを導入することで観光客が増えて、町の活性化、観光振興になるんじゃないかと思えますけれども、課長、いかがですか、そういう考えはないものですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今年度におきましては、鹿児島県の事業の中で、サイクリングロードを県が推進するサイクルツーリズム事業を導入して、モデルコースをつくっているところでございます。

来年度以降につきましては、平成3年度の補正予算がありまして、これは全額国庫補助でございますけれども、サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業というのがあります。町の事業名といたしましては、まちづくりと連携したエコロジーツーリズムモデル事業という形で、今申請中でございます。

今、議員がおっしゃったように、町内の観光地を結ぶようなサイクリングロードをはじめ、そういう観光のコースができるような事業を、来年度以降、この事業が採択になれば、上限2,000万円の事業ということですので、この事業を活用して、まず令和4年度において構築をした上で、それ以降、ハード事業を整備できればいいのかなと思っております。

○議長（福井源乃介君）

令和3年度事業に訂正をします。平成と言ったので。

○11番（今井吉男君）

計画があれば、やっぱりそういうのももっと答弁していただければいいかと思えます。ただ、課だけでするんじゃなく、やっぱりこういう計画があるということをご公にして宣伝をして、観光客が1人でも2人でも増えるように。最近はそういう観光が増えていますよ、体験型の。それもまた、町長が進める脱炭素化でエコツーリズムというのもいいんじゃないか。自転車で、電動付のアシスト自転車を活用して島内の観光地を巡るといふ、そういう環境整備も進めていただくように要請しておきます。

それから、一部、このサイクリングロードの中で住吉から徳時の間が、通行止めの看板で、まだ現在も通れない状況になっておりますが、それは何とかならないんですか。海岸線の住吉から徳時の間、まだ通れないです。先日も、入ってみたんですけども、中はもうやぶで、看板が両方に立っています。住吉側と徳時側の、それはまだ解決できていないんですか。

○建設課長（英 敬一君）

今、質問のありました箇所なんですけれども、200メートル程度、通行ができない区間があるかと認識をしております。これにつきましては、もう何十年も前からの話で、ちょうど地籍調査のあたりで話がこじれたというふうに引継ぎを受けております。その後も、歴代の担当課長で何度も話し合いは行われておりますけれども、まだ解決に至っていない状況であります。

○11番（今井吉男君）

もし解決が難しければ、迂回路、別のルートをあの200メートル間、やっぱり検討していないと。あそこで途切れておりますので、その辺も検討して、この整備、

観光道としてするには、やっぱり迂回路を考えるとかそういう方向でしないと、もう何十年もあの状態で、看板が見苦しいですね。途中まで行ったら、通行止めの看板が2か所ありますから、それを迂回路にして、あれを撤去するという方向にできないものか、いかがですか。

○建設課長（英 敬一君）

迂回路ができるかどうか、またちょっと現地も確認をして、それなりの事業があるかどうか、その辺もあるかと思っておりますので、今後また勉強していきたいと思っております。

○11番（今井吉男君）

ぜひ迂回路を検討して、あれがつながって、あの看板が撤去できるように要請しておきます。

それから、国立公園内での、先ほど町長も答弁の中でありましたけれども、採掘ができないとか、いろんな制約がありますけれども、一部貴重な植物や魚類の盗撮や持ち去りがあるという事例があるそうですので、それももう少し監視を強化して、国立公園内での禁止事項についてはもっと。中には昼間堂々とという方もおられるみたいですが、そういうのを注意喚起する看板は立っていても、やっぱり監視、パトロールする必要もあると思いますが、それはいかがですか。パトロールは現在していませんか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

昨年も沖泊漁港の中のイソギンチャク等が捕られるような事例もありました。それから、大山周辺におきましては、貴重な昆虫でチョウチョウ等を島外から捕りに来るということも見受けられております。

そういう監視につきましては、環境省の徳之島の職員が適宜回って監視をしておりますが、範囲も広いし、それに出くわすということもなかなかないので、広報紙、それからホームページ等で広報するぐらいにはなっておりますけれども、なかなかそういう意識を皆さんが持たないとそういう防止にならないのかと。また、地域の目も、そういう形で自分たちの島のものはちゃんと監視するというような形で、地域の目でもまた見守っていただければ、多少は抑制ができるんじゃないかと思っております。

○11番（今井吉男君）

ぜひ、各区長会の中でもお願いをして、やっぱりそういうのを監視して注意をするという活動もしていかないと、貴重な動植物がなくなるということも考えられますので、その広報活動、監視活動のほうもしていただくよう要請をして終わります。

次に、3点目ですけれども、先ほど町長の答弁の中で、難しいという表現をしていますけれども、4年前までは職員が実際にやっていました。結構、残業時間があるとか何とかありますけれども、ぜひ、これは職員の能力、素晴らしい職員がそろっていますので、職員の個性を引き伸ばして才能を発揮する場としてもいいんじゃないかと思います。

といいますのは、この2番目のほうに関連しますが、去年の11月、田皆岬の再整備の完成記念祝賀会の後にスタンプラリーがありました。そのときに、ポスター、パンフレットの中で、もし職員が考えておれば、田皆岬とヤギが出ていました。何でヤギかと。企画振興課では、ヤギの放し飼いは禁止と防災無線でやっているのに、なぜヤギが出てくるのか。ヤギを見にわざわざ尋ねて来る人がおりますのでね。これが地元の職員であれば、昭和40年代の観光ブーム、沖永良部に観光客がたくさんいた頃は、当時の地元の農家が馬を乗馬として利用して、現在の遊歩道、石切り場、ずっと観光地を案内して回った経緯があります。そういうことが分かる職員、また先輩方にそういうのを聞いて、このイメージ、田皆岬には動物として、ヤギじゃなくて馬がよかったんじゃないかと。そういう感覚を持たないと。

ただ外部に、何でもプロに委託すればいいじゃなくて、やっぱりその伝統、職員が自分の地元のこういう素晴らしい景勝地を、過去はどうだったのか、そのデザインをする中でも、田皆岬には馬がふさわしいんだ、過去にそういう経緯があったと、そういう歴史も遡ってできますので、ただきれいだったらいんじゃない、見ただ目で受ければいいじゃなくて、自分の勉強にもなりますし、ぜひそれは今後。

職員も大変だということではありますが、先日、新聞にも載っております、郡内の職員数が出ておりました。その中で、知名町、和泊町を比較してみましたけれども、和泊町と知名町の職員数は、和泊町が2021年4月1日現在で143名、知名町が148名。人口は、逆に和泊町が500人ぐらい多いんです。人口割でいくと、同じような規模で龍郷町が大体同じぐらいの人口ですけれども、龍郷町は103名なんです。

議員も、20年前は18名でした。この20年間で、現在は12名ですけれども、途中18から14に減って、今度12になっています。やっぱりその辺も検討していかないと、忙しい忙しいからできないんじゃないじゃなくて、人口に見合った定数というのも考えて、今多ければ、それをもっと自分たちで企画、デザインまでできるように。だから、できないことはないと思うんです。4年前までできていたのが、何でできないのか。

私が言いたいのは、一番最新の議会だよりと広報ちなの比較で、過去のものを持

ってきていますけれども、あまり数が多いので。だから、これが、一般の人は、新しいデザインになったからって、じゃ部数が増えるか、興味があって本当に目を通していいのか、その辺のアンケート調査もする必要があると思いますよ。そんなに変わらないんですよ。では、これは誰が作った、これは外部へのデザイン委託で作ったのか、誰も分からないんです、町民は。そんなに遜色はないんです。じゃ、外部委託したからって読むか、購読者が増えたか、それも変わらないと思うんですよ、読む方は。だから、その辺も検討して、できれば職員が作れば、自分が作ったからと重視して一生懸命これは宣伝もするでしょう。読んでくださいと、そういう活動もできると思います。

優秀な職員がそろっていますので、その優秀な職員の能力をフルに活用して、今後は、そういう企画も自分たちで立案もできるような体制に持っていくべきじゃないかと考えますけれども、町長、いかがですか、今後の方向性としては。

○町長（今井力夫君）

今、職員の業務量についての話も出てまいりましたので、それに関連しながら話をさせていただきます。

企画振興課がこの広報紙等は担当しておりますけれども、本町の職員の数と、ほかの市町村の数をそのまま比較することは、なかなか難しいところがございます。本町の職員の数の多さというのは、本町がこども園を町で運営しておりますので、本町職員がその数の中に含まれます。かなりの保育教諭の数がありますので、ただ単に各市町村の職員数の比較では難しいところがあります。

その中で、我々は職員の働き方改革というのも念頭に入れながら進めておりますけれども、なかなか、役場職員がそれぞれの出身の字で活躍してほしいのはやまやまなんですけれども、例えば企画振興課の年休の取得率などというのは、役場の課の中で下から2番目なんです。1年に年休が5日も取れていない状況なんです。したがって、我々としては、職員の健康状況を把握しながら進めていかなければいけません。必要なときに安心して職員が年休を取れたり、また、できれば5時15分の退庁時の後には帰って、例えば字の行事等、話合い等、字づくり、コミュニティーづくりに役場職員が積極的に参加できるような体制をつくっていくということも考えていかなきゃいけないと思っております。

今、ご指摘の広報紙の扱い等につきまして、そういう意味では、実際に4年前に担当していた職員とも話をするんですけれども、もうほとんどその入稿前後におきましては、夜12時を過ぎた勤務をしているのが毎回であったというようなこともございます。できるものは、外部、町内の企業を育成していくという意味でも、そ

ういうのは必要になってくるだろうし、職員の健康、そういうものを勘案しながら、どこまでを役場職員でやるのか、どこから島内の町内の業者を育成するという視点、そういうふうな目で進めていくのか。

また後で、場合によっては担当課のほうから、この広報紙等を作成するに当たり、1部当たりどれぐらいの費用がかかっているのか、近隣の市町村は今後どう対応しようとしているのかというのは説明をさせますけれども、私たちとしましては、職員の労働条件というものと、職員が字で活躍できる勤務対応というものの、それから町内の業者の育成、こういういろいろなものを考えた上で対応していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○11番（今井吉男君）

職員数の話も出ていましたけれども、この新聞の記事を見ますと、人口が知名町と同じような町村を見ますと、やっぱり知名町のほうが多いんです。その上に、令和3年4月1日現在の職員数が148人、プラス臨時職員が115人おりますよね。ですから、悪く言えば、常勤を減らしてこれをすれば、職員数は少なくしても臨時職員が増えれば、カウントしていないんですよ、この臨時職員。

私は民間に30年ほど勤務してまして、民間の企業では、非常勤、臨時職員も常勤換算として定数に入れるんです。例えば、4時間勤務の臨時職員は0.5人、8時間以上の方は1で換算して、常勤、臨時、合計で出しているんですけども、役所はどこも一緒ですか。知名町だけじゃないですか、全部そうですか。常勤と臨時は別個にして、その定数の中に臨時職員は含んでいないんですけども、ほかの町村も一緒ですか、いかがですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

各市町村、職員の定数条例というのがございます。それについては、正職員のみで条例には定められております。会計年度職員については別個の扱いとなっているところです。

○11番（今井吉男君）

この職員数の表を見ると、常勤の職員だけがカウントされて、新聞のほうとも数字が合うんです。民間は同じ給料を払っていますから、臨時職員であっても、勤務時間に応じて0.5とか1とか換算するんですけども、これはもう条例でうたってあるということは、ほかの町村、違う町村もあるということですか。課長、いかがですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

私の知る限りでは、条例では正職員のみをほかの市町村もうたってございます。

○ 11番（今井吉男君）

分かりました。それで、この臨時職員の中で、そういう企画、デザインにたけた人を雇っていけば、1人分の賃金は150万円あれば出ると思いますので、ぜひその辺も検討して。

職員が能力を発揮して、自分でやったという自負があれば、また今後の自分のやる気も出てくると思いますので、優秀な職員を活用するというのも一つの手だと思いますが、今後、広報ちなについては、課長、どのように考えていますか。

○ 企画振興課長（元栄吉治君）

広報ちなにつきましては、知名町内にデザイナーが2社あります。このような小さな町でデザイナーが2人もいるということはなかなかないことでもありますし、そのデザイナーを育てるという意味でも、外部委託は有効かと思っております。

印刷業者も1社ありますし、ほかの和泊町なんかは、今、島外に印刷を出しているという形で、町内、島内の経済を全部外にお金が出ているという形になっていますので、知名町の場合は印刷も町内、それからデザインも町内の事業者さんをお願いしているということでは、域内での経済が回っていくんじゃないかと思っております。

また、広報ちなと議会だよりの1部当たりの単価を比べますと、広報ちなが1部当たり100.43円、それから、議会だよりが107.29円となっていて、議会だよりのほうが若干高いという形になっております。これは10月号の同じページで比べた中での比較でございます。なおかつ、そのデザインも、専門的な知見を持った方がちゃんとデザインをして、我々がぱっと見た感じでは同じように見えるかもしれませんが、やはり専門的な中で見ると違うところもありますので、そこは先ほどからありますように、職員の業務量の負担軽減も含めまして、今後とも委託をしたいと考えております。

また、委託料金につきましても、いろいろ聞きますと、1ページ当たり1万円というのは安いんじゃないかという話も聞きますが、そこはお願いしているところでございます。

以上です。

○ 11番（今井吉男君）

3円、すごく高く感じたんですけども、3円違って、150万円とどっちが高いですか。デザイン料の150万円、1ページ1万円。

僕は、お金の件もあるんですけども、職員も自分で作ると、それだけ自分の能

力を発揮できたと、何かこう、本人も町の企画に関わったという自信が出てくるんじゃないかと思います。ただ何でもかんでも外部、外部、委託すれば楽なんですけれども、ぜひ今後、優秀な職員がそろっていますので、それを活用する方向でね。

一番いいのは、地域おこし協力隊でも、そういう専門を呼んでくるとか、そうすれば国のお金で、人件費がかかりませんので、町の出だしは。そういうのも考えていかないと、何でもかんでも外部委託すればいいという考えではいけないと思いますので、ぜひ十分に職員の能力を引き出す、個性を伸ばすという方向にも目を受けないと、これはもうどこに頼めばいい、これはいいと、そういう考えじゃいけないと思います。やっぱり自分たちの先輩をずっと見て、こういうのを作るには、今までの過去の流れ、過去の歴史が分かって初めて、いろんなつながりができてきますんで。

じゃ、一回、アンケート調査を取って見たらどうですか。これ変わったのに気づきましたかと。デザインが変わって、広報ちなをどう感じましたか、読んでいますかと。そういうのは必要じゃないかと思いますので、ぜひ。企画振興課ですから、その件もアンケート調査を一回して見たらどうですか、いかがですか、課長。

○企画振興課長（元栄吉治君）

広報ちなと議会だより、広報ちなにおきましては、幅広い年代に読んでもらうという形になるかと思います。議会だよりも、小さいお子さんは読まない。それから、ある意味、その年代の幅が狭められてくるかと思いますので、一律にアンケート調査を取っても公正な結果がなかなか出ないかなというふうに感じるころではございます。

それから、地域おこし協力隊を呼んでという話も出ましたけれども、町内にデザイナーがいなければ、そういう形での取組も必要かと思います。現在、町内にデザイナーがいるわけですので、別のデザイナーを呼んでその広報作成に携わるというのは、また違うのかなというふうに感じるころではございます。

それと、ちょっと話は違いますけれども、先ほど田皆岬のウォークラリーの缶バッジの件が出ましたが、それはにぎわい回復支援事業という形で町が補助金を出して、田皆の皆さんが実行委員会をつくってそこで作っているものですので、企画振興課が主導してやっているものではございません。

あのヤギの缶バッジ、私も見たときに少し違和感がありましたけれども、これは田皆の皆さんがそれで作ったということですので、特に意見は出しておりませんが、そういうことで理解していただければと思います。

○11番（今井吉男君）

課長が言われるのもごもっともだと思いますけれども、優秀な職員を何とか活用する方法はないかということで私は出していますので、ただ、何でもかんでも外に出せばいいという考えでは、その能力が伸びていきませんので、職員の能力を引き伸ばす上からも少しは考える必要があるんじゃないかということで今回出していますので、ぜひ、その辺は今後の課題として取り組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、今井吉男君の一般質問を終わります。

換気並びにインターネット配信映像保存のため、しばらくお待ちください。

しばらく休憩します。

2時から再開します。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 2時00分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席9番、西 文男君の発言を許可します。

○9番（西 文男君）

議場の皆様、改めましてこんにちは。議会傍聴していただき、誠にありがとうございます。また、ネット配信等で知名町議会を傍聴していただき、誠にありがとうございます。今後も知名町議会を注視していただき、一緒によりよい知名町をつかっていければというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

議席番号9番、西 文男が一般質問を行います。昨今のロシアによりますウクライナ侵略、多くの人たちが抵抗なく財産、生命をなくし非常に許し難い行為でござい。一日も早い停戦、和平、そして戦争のない世界であることを願っております。

そして、まだ見えない新型コロナウイルスとの戦いが続いております。含めて、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い全世界からの新型コロナウイルスがなくなることを願っております。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

大きな1番、福祉関係について。

①町は、障がい者、障がい児への福祉サービスは、現在どのように行っている

か伺う。

②番、本町の障がい者、障がい児の数はどれぐらいか。また、障がい者の方々の生きがいや就労に関する町としての施策はどのように行っているか伺う。

③現在、全国的に介護施設での従事者不足がテレビや新聞で報道されております。本町においても同様であると聞いているが、町として町内介護施設の状況を把握しているか伺う。

大きな2番、ふるさと納税について。

①ふるさと納税の令和3年の税額はどれぐらいだったのか。また、納税者の数は。そして、今現在、目的税別にふるさと納税の基金は幾らぐらいあるか伺う。また、当初予算と納税額との達成率はどうなっているか。

②番、今後のふるさと納税目標額、そして展望をどのように町は計画しているか伺う。

③ふるさと納税の返礼品の地元産、特産品及び農作物、果樹等を含めた金額はどれぐらいか。全体の納税額に対する比率はどうなっているか伺う。

④企業版ふるさと納税の令和3年の税額、また納税企業は何社か伺う。企業版ふるさと納税での給付型奨学金貸与についての実施はどうなっているか伺う。

大きな3番、教育行政について。

離島の子供たちに夢と希望の大切さを伝える全国離島交流中学生野球大会への参加を希望し、日々放課後練習に励んでいる子供たちの夢と希望を実現するために、大会への参加の補助はできないか伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、西 文男議員のご質問に順を追って回答してまいります。

ただ、大きな設問の2の④につきましては、一部、教育委員会所管事項となりますので、大きな設問3と一緒に教育委員会の回答に代えさせていただきます。

それでは、福祉関係につきまして、まず回答してまいります。

①につきまして、新規に手帳を交付する方に対しましては、各種サービスが記載されておりますパンフレットを窓口で説明しながら手渡しております。また、ヘルパーなどのサービスを希望される方に対しましては、社会福祉協議会と相談しながら対応を進めさせていただいております。

②につきまして、令和4年2月24日時点で、身体障害者手帳保持者は413名、精神障害者手帳保持者が46名、療育手帳保持者が58名となっております。

施策としましては、身体障害者福祉協会による大島地区ゲートボール大会への参

加や、精神障がい者サロンでの通いの場を提供しております。

就労につきましては、就労希望者に、あまみ障害者就業・生活支援センターを紹介しており、年に1回の町内での相談会も案内しております。適度に働きたい方につきましては、B型支援事業所をご案内し、週に数日、作業をしてもらっている状況でございます。

③につきましては、町指定の地域密着型介護事業所につきましては、厚生労働大臣が定めた人員基準を満たしておりますが、サービス種別ごとに有する資格基準が異なっておりまして、主任介護支援や介護支援専門員などは人員が不足していると把握しております。

介護福祉士国家資格試験等の支援活動といたしまして、試験対策勉強会の開催やその他キャリアアップ支援のために、和泊町、知名町の両町より、沖永良部介護福祉会へ令和3年から10万円ずつ補助金を出しております。また、介護支援専門員協議会へ与論町、和泊町、知名町の3町から平成13年8月より毎年15万円前後の補助金を出し、会員の皆様が参加できる講演会や講習会、また旅費の補助等に使われております。

大きな2番に入ります。ふるさと納税につきまして。

①ふるさと納税の2月末時点の納税額が5,252万7,900円で、2,715件の納税がございました。基金の目的別といたしまして、地域活性化に関する事業につきましては1,075万3,900円、環境保全及び整備に関する事業に468万5,000円を充当、保健福祉に関する事業につきまして446万8,000円を充てて、未来を担う人材育成に関する事業に681万9,000円を充当しております。その他まちづくりに必要な事業といたしまして259万8,500円になっております。当初予算4,000万円に対する達成率は131%となっております。

令和4年度は1億円の納税目標を掲げ、委託先と連携しながら返礼品のさらなる掘り起こし、定期便の開発や申込ポータルサイトの拡充を図ってまいります。

また、新たな事業者の掘り起こしに、既存の事業者のブラッシュアップを図る研修会等の開催や複数の事業者さんが集まって返礼品の開発やコラボ商品ができるような機会を設け、町内に埋もれているいいものを発掘していきたいと考えております。

地元産の物が多く、ふるさと納税として町外に発信されることで、町全体の新たな産業を創出するという活力と機運が生まれていくように取り組んでまいりたいと考えております。

③につきまして、返礼品の地元産、特産品及び農作物、果樹等を含めた寄附金額は約2,970万円となっており、全体の納税額に対する割合が約57%となります。それ以外の寄附金額につきましては、返礼品を伴わない寄附が主なものとなっております。

④につきまして、企業版ふるさと納税につきましては、先日の報道でもありましたように、鹿児島銀行や鹿児島トヨタ自動車をはじめ、地元出身者の企業様4社から総額2,110万円をご寄附いただいております。

奨学金等につきましては、所管事項が教育委員会になりますので、教育長答弁に代えさせていただきたいと思っております。

以上で、私の回答を終わります。

○教育長（田中幸太郎君）

それでは、2の④給付型奨学金の貸与について、お答えをいたします。

町教育委員会では、現行の貸与型の町奨学金を利用している学生が、卒業後、本町に戻り、町活性化のために活躍することを促進するために、知名町奨学金返還支援金支給及び町奨学金返還免除要綱を先月の教育委員会で審議し、制定をいたしました。

内容は、大学等を卒業後10年以内に本町に戻り、かつ5年以上就労した場合に、返還した奨学金を支援金として支給し、残額がある場合は免除するというものでございます。令和4年度の新規奨学生から適用し、財源につきましては、知名町ふるさとまちづくり基金の未来を担う人材育成に関する事業を予定しております。

以上の内容で要綱を制定しておりますが、給付型の実施となると、その原資となる十分な財源が今のところ確定しておりませんので、今後、ふるさと納税の状況を見ながら、奨学生の負担軽減を図るための改正を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、3番のご質問、全国離島交流中学生野球大会について、お答えをいたします。

国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会（通称：離島甲子園）は、全国の離島に住む中学生を対象に、離島体験滞在交流促進事業の一環として、2008年度より開催されております。

令和3年9月議会においても同様のご質問をいただいておりますが、1チームの参加負担金が200万円となっており、費用負担が大きな課題となっております。離島甲子園につきましては、全国の離島の中学生が一堂に会し、野球を通じて交流することにより、人間形成や地域振興に寄与するという開催の趣旨は十分理解できますが、参加負担金をどのように捻出するかにつきましては、大きな課題でござい

ます。

本町は、新庁舎建設等の大型プロジェクトを抱えている中、財政的にも厳しい状況にあることから、現状での参加の補助は難しいと考えております。

以上でございます。

○9番（西 文男君）

それでは、順を追って質問したいと思います。

まず、福祉関係についてですが、①からお伺いをしたいと思います。

答弁の中で、新しい手帳を配る場合、窓口で説明しながら障害者手帳を受給した方に手渡しでしているということなのですが、実際、最初のときのみ手帳の受給の説明で理解するのは非常に難しいという声等々もあり、例えば年に1回、またその障害者の方の状況も変わりつつある。また、当然よくなる方も、現状維持の方も、それから少しどうしても障害が重くなっている方もいるかと思えます。そこら辺についての対処として、再度、障害者サービスの説明の開催については、町当局はどのように考えているのでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

新規に手帳を交付する際に、このようなガイドブックになるんですけども、多岐にわたるサービス内容が記載されております。

また、身体障害者手帳につきましては、ほとんどの部位等によって程度の区分に変更が生じることがございますので、ほとんどが更新期間がございます。その際に、その方に応じたサービス内容等を本人の希望があればお聞きして、いろいろお答えしているところではございます。

以上でございます。

○9番（西 文男君）

障害を持った方で、なかなか何をどのように質問していいか分からないという方もいらっしゃいました。ですから、そこら辺のフォローについて、今、課長の答弁の中で、当然変化していく中では十分説明をし、理解していただいているというふうに答弁がありました。それ、非常に助かっております。その中でも、また、よりよい福祉サービスが受けられるように、ゆっくり、分かりやすい説明を今後もそういう形で続けていただければというふうに思います。

障害の方でなかなか声を出せない方等々もいますので、それについての相談サービス、プライバシーもあろうかと思えますが、相談サービスについて年間どれぐらい今、問合せが障がい者の方から来ているか、把握していますでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

相談の窓口といたしまして、あまみ障害者就業・生活支援センターというものがございまして、そちらのほうへの相談件数、利用者は約15名ほどの年間の利用者が確認されております。こちらのほうへお問合せいただければ、その方に応じた町または島外でのサービス等に関して詳しく、また就労に関するあっせん等も行いますので、現在のところこちらのほうをお勧めしております。

○9番（西 文男君）

人数的には、健常者を含めて、群島内の人口比率からすれば少ないかもしれませんが、その方々15名全てが自分の中で解決できないことがあり質問等をしていると思いますので、今後とも、そのサービスについての丁寧な説明をお願いし要請しておきます。

②についてです。障がい者の数について先ほどありましたが、これ人口比率を計算してみますと、身体障害者413名、精神46名、療育58名と517名ですね。町民課長、今、町の人口は約5,700人でよろしいでしょうかね。

○町民課長（平 和仁君）

2月末現在の人口が5,714人となっております。

○9番（西 文男君）

そうしますと、517名で割ってみますと約9.1%の方が何らかの障害を持っているという形でございますので、約10人に1人という形です。ぜひきめ細かく、平等な知名町で生活でき、差別のないような形で障がい者の施策を実行していただければというふうに思っております。

そこで、一つお聞きしますが、ここ数年、行方不明者が何名かいるかと思いますが、それについての対策、町はどのような形で取っているのでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

行方不明者と申しますと、消防等の検索をしても見つからないとか、島内の方を指しているのでしょうか。それに関しまして、現在、高齢になるに従いまして認知症がどうしても避けられないところとなっております。現在、包括支援センターのほうで認知症徘徊と申しますか、外へ出て帰ってこない、そういった方々を心配いたしまして、実験的にGPSの機能がついたものをふだん履いている靴のほうに設置しまして、それを機器のほうで行き先が管理できるようなシステムを介護保険の適用で入れられないか検討中でございますので、そういったものが普及していけば少しは手助けになるのではないかと考えております。

○9番（西 文男君）

非常にいい取組だというふうに聞いております。

実は、その方は認知症が入っていきまして、独りで住んでいる方なんですね。そして、よく歩き回る方です。ただ、その方は預かっている施設、そして家族も安心して、行動範囲が分かるということをしていました。これは、今、実験的にやっているという回答でしたが、例えば二、三年実験して、それから認知症の方が行方不明にならないという行動範囲が分かるような形で、また増やしていくような計画でしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

これにつきましても、条件が大変厳しいと思っております。というのも、靴といわれましても何足も当然持っている方もいらっしゃいます。靴を履いて外出する方もいます。ですので、今のところはもうその靴しか持っていない、その靴が一番履きやすいというか、その靴を必ず履いて出られる方を対象にした実験となっております。もう少しほかの何か常に身につけるものがあれば、そういったものも考えられるんですけども、今のところそういう限定的な条件下でしか一応できていないものですから、またほかの何かもないか、今検討中でございます。

○9番（西 文男君）

実際、幾つもの形じゃなくて、今言ったように常時履く靴でやっていただいて、ぜひ継続していただいて確かなデータを取って、家族なり町民が安心して行方不明者が出ない、認知症の方々もそういう形で努力を続けていっていただくよう強く要請をします。

それから、③においてですが、新聞・テレビ等で、介護施設の就労についての方々の老老介護を含め非常に担い手が少なくなっているということですが、本町としての介護施設に従事しようとしているの方々についての支援、それから、どのような形の施策を打って介護施設等の従業員に対する施策をしていますか、お伺いをします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

先ほどの町長の答弁にもございましたが、現在、主任介護支援員、介護支援専門員などの人員が不足していると聞いております。こうした専門員、資格を持った方々を育てるために勉強等、講習会等を両町の支援により沖永良部介護福祉士会へ補助金を出しております。

また、両町の社協や沖永良部徳洲会病院などでは独自にそういった講習会を、定期的ではございませんけれども開催しております。様々な方がそこへ参加して、資格を取るステップアップとしております。これからもそういう要望が多いようでしたら、こちらからも働きかけて、様々な機関と協調してやっていきたいと思ってお

ります。

○9番（西 文男君）

そこでちょっとお伺いをしたいと思います。実際、郡内12市町村の中で、介護職員の初任者研修等々をやっている市町村とかはご存じでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

郡内の状況は調べてはございませんが、各市町村とも社協、その他そういった組織を持って講習会等を行っていることは聞いております。

○9番（西 文男君）

それでは、実際に実施をした市町村がございますので、新聞で確認をしました。南海さんの2月16日、これはまず大和村です。大和村が社会福祉協議会に初任者研修を目的に補助をし、そして、社会福祉協議会が大和診療所の小川医師に依頼し、130時間の初任者研修をしたと。受講料は、受講生はなし、テキスト代だけで実施をしたそうです。13日で修了式があったそうです。

それから、奄美市においては、18日の新聞なんですけれども、県立吹上高等技術専門校と介護・福祉科の修了式がございました。これも奄美市の社協で、県の公共職業訓練の一環として昨年11月18日に開校し、先日、12人が修了したと。

この2つの違いをちょっと確認してみましたら、奄美市の場合はハローワークに登録をしている方、要するに現在、職を探している方が対象だということです。県の吹上高校は、受講料は受講生はなし、テキスト代のみだそうです。大和村の場合は、村が市のほうに助成をして受講生はなしと、また違った形なんですけれども、ぜひ本町としてもそういう形で、今後計画はできるでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

これから社協または施設に調査をいたしまして、需要がある、そういった要望が強いようでしたら、当然こちらとしても協力はしていきたいと思っております。

○9番（西 文男君）

実は、高齢者率が非常に上がっていると思うんですけれども、町民課長、お聞きします。頂いた資料の中で、平成24年に人口6,572人で、65歳の比率が2,267人、34.49%、令和4年2月においては、5,725人の人口に対し、65歳以上が2,196人、38.36%、非常に高齢化率が上がっております。

町長の行政報告、施政方針の中にありましたが、人生100年時代、当然、健康長寿命化を全ての市町村が目指していますが、なかなか厳しい状況下にあります。老老介護が実際に始まる前に、保健福祉課長、そういう支援を他市町村がもうやっ

ておりますので、ぜひ我が知名町でも安心・安全で住めるような形の施策として、先ほど言った初任者研修等との来年度予算について実際に組んで実行するというふうな計画はいかがでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

来年度の予算については、現在、私どものところではもう今度のこの議会のほうに上げてありますが、社会福祉協議会のほうにはそのあたりも含めた余裕を持たせた予算の配分を今年度はしておりますので、そちらのほうでまた一緒に話し合いながら道を探っていきたいと思っております。

○9番（西 文男君）

以上で、②を終わります。

③についてですけれども、これは知名町第4期障がい計画、知名町第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の16ページにあります。ちょっと確認をさせていただきます。

障がい者の就労について、就労したいと答えた方は、全体の約2割だそうです。就労したくない方は8割ですね、当然。それから、収入を得るために職業訓練などを受けてみたいという問いに対しては、約9割の人が受けたくない、受ける必要がないと回答しております。説明もですね。そこで、非常に厳しい数字ですので、そこら辺詳しく、その障がい者の方等々とそのアンケート以降に相談をされたことはございますか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

この計画ですが、令和3年3月に作成しております。アンケートを事前にとって、それに応じた形で計画の内容を決めておりますが、今回このアンケート調査ですけれども、調査件数が585件に対しまして回収件数が414件、73%の回答を得ております。アンケートをなかなかしたくても返信ができないとか、回答していただけない方も多かったんですけれども、回答をもらった中で、このような就労をしたいと答えた方が2割、訓練もそういったものに関しては受けたくない、9割の方にそういった回答をいただいております。

回答自体が当然、無記名でございますので、その方たちを探すのも困難ではありますが、そういう声ももっとも高く、就労したいという声上がるような形で、この計画もどンドン毎年というか、毎回見直していかなければいけないなと考えております。

○9番（西 文男君）

おっしゃるとおりですね。非常に無記名等々であります。だから、そこら辺はい

ろいろコミュニケーションを取って対応していく中で、そういう形の話が聞けると
思います。ぜひ小まめに連絡を取っていただいて、そういう形まで持って行って
いただければなというふうに思います。

ちなみに、ある会社が企業や行政などに要望して、在宅雇用の見学なども開催し
て、働くことは収入面だけでなく社会や人とのつながりを生み、世界を広げてくれま
すと。障がい者であってもできる仕事は増えますというふうな、推進している会社
もありますので、そこら辺を含めて、ぜひ前向きに取り組んでいただければ
なというふうに強く要請して、大きな1番を終わります。

次に、ふるさと納税についてです。

先ほどの町長の答弁の中で、目標額131%、来年度予算1億円という形。企画
振興課長、その目標について、達成は大丈夫でしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今年度におきましては、今現在5,200万円、3月末までは6,000万円近
くなる見込みというふうに考えておりますけれども、来年度におきましては、目
標は一応高く1億円という形で掲げております。ただ、目標を掲げているだけじゃ
なくて、先ほども町長の答弁にもありましたように、事業者さん同士のブラッシュ
アップであったり、新しい返礼品の開発であったり、そういうものをしながら目標
を達成するようにしていきたいと考えております。

○9番（西 文男君）

そこでちょっとお聞きしますが、企画振興課長、隣の徳之島町が非常にふるさと
納税を頑張っていて、職員も含めて担当課、それから執行部、町長、副町長、教育長と
全て一体になって取り組んでいるそうです。ちなみに調べたら、3万4,963件
の5億2,000万円を超えるふるさと納税です。

また、そしたらやっぱりいろいろやり方があるんでしょうが、納税者に対するフ
ォローアップについてお伺いします。返礼品については希望を取っているかと思
いますが、返礼品のほかに、例えばアンケートの用紙等を入れて、返礼品について
あるとか、今後の知名町についてとか、そういうアンケートは取っていらっしゃ
いますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

現在のところ、納税した後のフォローアップ、アンケート等は取っておりません。

○9番（西 文男君）

ぜひそこの一歩からお願いをしたいなど。相手の気持ちが分かれば、またそれに
いろいろ携わっている方々の知恵も出るでしょうし、いろいろ道が開けてくるかと

思います。

町長の答弁の中にもありましたが、今度はその扱っている業者は、今、知名町は何業者でございませうでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

44事業者が取り扱っております。

○9番（西 文男君）

それから、例えばふるさとチョイスであるとか、そういう納税をしている会社は何社に委託をしていますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

ポータルサイトは、今、3社にお願いしているところでございます。

○9番（西 文男君）

やっぱり徳之島町はまだありまして、ANAであるとかそういう形で広げています、幅を。先ほど言ったアンケートと、それからふるさと納税で活用した実例まで入れて、そのアンケートを返礼品とともにしているそうです。そうしていきますと、知名町は基金が非常に多くて、納税者にとってふるさと納税の活用についても非常に興味があると思うんですよね。そこら辺を含めて、今後どのような考えで目標1億円に対する施策を打っていく予定ですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

活用につきましては、年1回広報紙で広報しておりますけれども、今、議員がおっしゃるように、やはり自分が納税したものがどのようなものに使われているかというのは非常に関心があることだと思いますので、そこも含めてアンケート、それからフォローアップも今後行っていきたいと思っております。

○9番（西 文男君）

それから、無料の広告についてお伺いをしたいと思います。例えば、無料の広告、和泊町の港の待合所ですね、和泊港の。それから沖永良部空港、そこには我が知名町のふるさとのパンフレットは置いてありますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

空港、港とも置いてはありますが、更新がされていないので、見たときになかったりとかしている可能性がありますが、今後は定期的に確認をして、パンフレット等が途切れないようにしたいと思います。

○9番（西 文男君）

ぜひそうしてください。この間行ったときは、両方ともちょっと和泊町のみしか置いていなかったの、その辺はぜひ気をつけてください。

それから、船舶についてもなんですけれども、総務課長と一緒に与論町に行ったときに、食堂の脇に結構大きなパンフレットを徳之島町のみ貼ってあったんですね。聞いたら、あれは無料だということですので、そこら辺も含めてぜひ広報活動をしていただければと、強く要請をします。

それから、返礼品の中で非常に伸びた商品がありますね。これは具体的にどういった形でしょうか、ちょっと示していただけますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

返礼品、農産物を含め加工品等々ありますけれども、昨年度と比べて一番伸びたのが実は菓子類でございます。昨年と比べて7.5倍、その事業者さんには返礼品として出しております。やはり物の見せ方といいますか、包装の仕方とか、そういう形で非常に工夫をされていると。あと、やはり食べておいしいという形で伸びているということも聞いております。また、SNS等を活用しまして、その事業者さんは発信しているということで、島外からの引き手も多いと聞いております。

○9番（西 文男君）

非常にすばらしい努力だと思います。びっくりしました、私も。約460万円ぐらいですよ。すばらしい努力、お互いに生産者も含め、町の職員、それからポータルサイトだと思いますので、ぜひそういう形で、1社のそういう成功例といいますか、販路拡大をしたところがありますので、そこら辺もまた町民にもぜひ広報していただくよう強く要請をします。

それでは次、4番にいきたいと思います。

先ほど教育長の答弁の中で、企業版給付型については、ふるさと納税の納税を考えているという答弁だったというふうに理解していますが、実際に給付型についての取組をどのような形でやっていらっしゃいますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

現在、給付型というのは学生にそのまま資金をお渡しするという形になるんですが、現在は本町のほうでは、その取組としては行われていない状況です。その代替、替わりというのは少しおかしいと思うんですが、先月の教育委員会で現在の奨学金の貸与制度を利用した奨学生が返還して町内に戻ってきたときに、本人が返還した分をお返しするという制度を設けておりまして、給付型に替わるものになるのではないかなと考えております。

○9番（西 文男君）

例えば短大を卒業して、実際に島に帰ってきて、具体的な年数とかいうのは示していただけますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

現在、設定しております要綱の中では、10年以内に町内に戻って、かつ5年就労した方を対象にするというふうになっております。それで奨学生の学生が利用する学校として一番期間が短いのが、2年制の専門学校と短期大学の2年間です。2年間学校で勉強して新卒で町内に戻ってきたと仮定して、5年間働いたら7年後に対象になるということになります。

今回申し込んでおります奨学生に、2年制の専門学校、それから短大の進学予定の学生が3名おります。その方々が新卒で戻ってきて5年間、町で働いたと仮定した場合に144万円を3名の方に支援金として支給するという形になります。

○9番（西 文男君）

そうですか。7年後、144万円。非常に素晴らしい制度だというふうに理解はしますが、これは補助は全て自主財源ですか、それとも財源の内訳をちょっと示していただいていた方がいいですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

財源は、教育長の答弁にもございましたが、現在のふるさとまちづくり基金の中の未来を担う人材育成を予定しております。また、奨学金の返還の支援金制度につきましても、国のほうも、支出した額を特別交付税の対象にもする制度を設けておりますので、その中での活用も進めていながら財源の確保に努めたいと考えております。

○9番（西 文男君）

その特別制度があるのであれば、そして自主財源のふるさと納税という形であれば、年数についてももう少し、例えば7年という最短で話がありましたが、そこをもう少し最短でできるよう強く要請して、こちらの質問を終わります。

それから、大きな3番についてです。

前回、質問をさせていただきました。今回の質問においても、教育長答弁の中に200万円という大きな負担がかかるという形の答弁がございました。

町長の施政方針の中で、一般会計当初予算が72億3,700万円でした。遠征費200万円の比率は、あくまでもこれは数字だけの問題ですので、ほかにリンクという形ではなく、単純な数字として理解をしていただければと思います。

0.027%ですね。それから、当初予算の教育費4億8,831万円に対しては0.409%だと思えます。

そこで、実は、この奄美群島に去年、大きなうれしい話題がありました。一つは、国が全世界に通ずる世界自然遺産の登録、そしてもう一つは、県立大島高等学校の

甲子園の出場だというふうに思っております。群島民全員で喜んでおり、また関係各位の全ての方も喜んでいと思います。

そこで、やはりこの離島甲子園を立ち上げるに至って、元プロ野球選手の村田兆治さんが、離島のハンディをなくし離島の子供たちにも夢を与えようという形で働きかけをし、国交省で動いて離島甲子園の実施ができたというふうに聞いております。

そこで、この間の島唄・島ムニ大会の表彰の中でも、知名町の子供たちに40の表彰がありました。そのうち39名の個人と1つの団体でした。教育長、表彰はご存じのとおり、スポーツ部門において知名中学校野球部ですよね。文部科学大臣杯第13回全日本少年春季軟式野球鹿児島県予選大会3位と。この子供たち、教育長も毎日見ているかと思いますが、知名小学校のグラウンドを貸していただき、日々、練習しております。これは小学校のときからやっていて、日々努力をしている子供たちの夢のために、補助金について再度お伺いしますが、いかがお考えでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）
私でいいですか。教育長ですか。

〔「どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）
夢と勇気と希望という、西議員のライフワークと言えるぐらいの島の子供たちを育てるといふ熱い思いには、敬意を表したいと思っております。先ほどありました知名中学校の野球部が県大会において優勝したという、これも先ほど表彰されました。

今、教育長の答弁にもございましたが、この大会負担金の200万円、さらには帯同指導員、または審判の旅費、食事代等100万円、合計300万円ほどの負担が要するというふうに伺っております。

過去を振り返りますと、今ありましたジュニアベースボールクラブ、それから下平川小学校のバレーボールの西日本大会出場等々、町内の子供たちはそれぞれのサッカーやバレーや野球で頑張っているというのは確認しております。ただ、この200万円、300万円の補助金を出すということになりますと、やや、答弁にありましたように、財政的にも厳しいというのがございます。それと、さらに、現在、沖永良部島内の中学生の野球部のメンバーが全員で31名、そういったところもあつたりしまして、これの補助を出すというのには再考の余地があるかなというふうに考えております。

○9番（西 文男君）

資料掲示をお願いしたいんですが、いいでしょうか。

○議長（福井源乃介君）

西君の資料揭示の補助として、根釜昭一郎君の立会いを許可します。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○9番（西 文男君）

実は、皆さんご存じのとおり、中学時代の交流を契機にということで、今の大高野球部が実力で甲子園出場を果たしました。大野君は龍郷町で、それから西田君が名瀬市で違う学校でバッテリーを組んでいたんですけれども、一緒に甲子園を目指そうと。そして、現実化したんですね。そこら辺を含めて一般質問をさせていただきましたので、ぜひ前向きな検討、そして、やはり今回は町長に一回も質問していないので、町長、離島甲子園の補助について一言、よろしく申し上げます。根釜議員ありがとうございます。

○町長（今井力夫君）

新聞によりますと、議員がおっしゃるように、離島甲子園というのがこの子供たちに弾みをつけたと。あのときに、ほかの島外の学校に行くんじゃなくて、奄美の中に残って甲子園を目指そうやという、そういう誓いがあのとときにあったというのは聞いております。そういう意味では、この離島甲子園に参加したというのは、非常にその後の島の子供たちが全国に通用する仲間を自分たちで集めていけば夢をつかまえることができるのではないかというような社説がございましたので、それには非常に同感しております。

ただ、先ほど来申し上げましたけれども、教育委員会が申しておりますけれども、なぜ野球だけなのかということも我々は考えなきゃいけないのではないかと。先ほどバレーのこともありました、ほかのスポーツも頑張っけて県大会上位を目指して一緒に取り組んできております。そういうのを見たので、我々は数年前に、例えばスポーツ少年団の遠征費の増額、それから中学校の中体連関係の遠征に対する増額、そういうものをしてきております。

そういう中で、子供たちはまず頑張っけて自分たちの夢をつかまえていっていただきたいなと思っておりますので、今現在、野球だけに関して、じゃ、我々が数百万円の負担をしていくのが果たして妥当なのかということを考えたときには、私は全ての子供たちの対外試合への参加の補助を高めるほうがまだ有益ではないのかなと考えております。

○9番（西 文男君）

私も野球だけということは言っておりません。今回たまたま野球があったので、そういう形で町当局にお願いをしております。今後、子供たちの夢に向かって、

我々議会のみならず、町民と一緒に町当局も夢を育てる意味で、ぜひ文武両道、文学についても補助の予算等々で前向きな検討をしていただければというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

これで、西 文男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日9日は、午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時59分

令和4年第1回知名町議会定例会

第2日

令和4年3月9日

令和4年第1回知名町議会定例会議事日程
令和4年3月9日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第1 一般質問

①外山 利章君

②窪田 仁君

③新山 直樹君

④川畑 光男君

⑤宗村 勝君

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	奥山 雅貴 君	3番	城村 誠 君
5番	窪田 仁 君	6番	川畑 光男 君
7番	新山 直樹 君	8番	根釜 昭一郎 君
9番	西 文男 君	10番	宗村 勝 君
11番	今井 吉男 君	12番	外山 利章 君
13番	福井 源乃介 君		

1. 欠席議員（1名）

1番 福川 勝久 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人 君 議会事務局主事 伊井 徹 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	今井 力夫 君	会計管理者 兼会計課長	井上 修吉 君
副町長	赤地 邦男 君	税務課長	榮 照和 君
教育長	田中 幸太郎 君	町民課長	平 和仁 君
総務課長	瀬島 徳幸 君	保健福祉課長	成美 保昭 君
総務課長補佐	岡越 豊 君	水道課長	池上 末亮 君
企画振興課長	元栄 吉治 君	子育て支援課長	池沢 由美子 君
農林課長	安田 末広 君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長	甲斐 敬造 君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎 君	教育委員会 事務局次長	
		兼生涯学習課長 兼中央公民館長 兼図書館長	窪田 政英 君
建設課長	英 敬一 君	学校給食 センター所長	村山 裕一郎 君
耕地課長	久永 裕一 君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（福井源乃介君）

議場内の皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○議長（福井源乃介君）

日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議席１２番、外山利章君の発言を許可します。

○１２番（外山利章君）

議場におられる皆様、インターネット中継をご覧の皆様、おはようございます。

本日も議会傍聴、誠にありがとうございます。これからも知名町議会に注視していただき、ご助言をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議席番号１２番、外山利章が、次の点について一般質問を行います。

１、農業振興について。

農は国の大本なり、国の発展は農が支えるものであるという考え方で、農業が基幹産業である本町でも同様に、農業の発展なくして町の発展はありません。しかし、高齢化や少子化による農業従事者の減少や気候変動による自然災害など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、持続的発展に向けた取組が求められています。

今回は、沖永良部農業の持続的発展に向け、今後、町としてどのように取り組むかについて問うとともに、新しい視点でも農業振興の可能性について提言を行いたいと思います。

①本町農業の持続的発展には農業後継者の育成が不可欠で、率先して取り組むべき課題だと考えるが、その対策は。また、国による新規就農支援体制が大きく転換するが、町としてどのように対応するのか。

②生産現場における労働力不足が生産拡大のネックとなっている。関係機関、団体と連携して、労働力確保に向けた取組を進めるべきだと考えるが、今後の取組は。

③農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、環境負荷の軽減と持続的発展に向けたモデル地区創出を支援している。今後の本町農業の方向性を明確にする上でも事業導入を検討し、将来ビジョン策定に取り組んではどうか。

④本町の掲げる循環共生社会の実現に向け、地域のバイオマスを活用した循環型農業システムの構築を推進すべきだと考えるが、今後どのように取り組んでいくのか。

⑤農福連携は農業立町である本町の特色を生かした福祉政策であり、双方の課題解決に寄与する政策だと考えるが、今後どのように推進していくのか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

議場内の皆様、そしてインターネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。本日2日目となります。

多くの議員の皆様から町政運営について多くの本日もご提言をいただけていると思っております。行政と議会とともに本町発展のためにいろいろ知恵を尽くしてまいりたいと思っております。

それでは、外山利章議員のご質問に対して順を追って回答させていただきます。

農業振興につきまして、①から、まず、現在、新規就農者の支援といたしましては、年間150万円を最長5年間受給できる農業次世代人材投資事業を実施しております。本事業は平成24年度から実施しており、累計で37名、令和3年度におきましては25名の新規就農者への資金の交付を行ってきております。

また、農林課では、若手農業者と語る会を開催し、要望等を参考に指導農業士、県、JA、町で構成されるサポートチームで農業次世代人材投資事業の一環である事業対象者の圃場巡回指導なども行っております。

巡回指導におきましては、新規就農者の栽培技術向上及び経営改善や生産者同士の意見交換を図るため、新規就農者が他の新規就農者の圃場を関係機関と同行できるように調整し、巡回指導が実施されております。

今後、語る会や巡回指導での意見、それから要望等をまとめながら、講じるべき対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、令和4年度以降の国によります新規就農支援体制でございますが、さきに申し上げました農業次世代人材投資事業から大きく制度が改正されます。

初めに、資金面での支援でございますが、既存の事業は年間150万円、最長5年間でございます。令和3年度事業採択者は1年目から3年目までは150万円、4年目と5年目につきましては120万円と設定されておりましたが、令和4年度からは最長3年間に短縮されるということになります。

次に、経営発展への支援でございますけれども、こちらが新規事業となります。機械や施設等の導入費用が対象となります。補助対象事業の上限額が1,000万

円でございます。ただし、資金面の支援を受ける者は上限額が500万円となります。補助率が県支援分の2倍を国が支援することとなり、例えば事業費1,000万円の場合に、国が500万円、県が250万円、本人負担が250万円ということになります。

本町の対応といたしましては、令和3年度までに農業次世代人材投資事業を実施されている新規就農者に対しましては引き続き資金の支援を継続し、令和4年度以降の新規就農者に対しても事業の活用を促進し、就農後の経営発展への支援を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、②につきまして、全国的に人口の減少や農家の高齢化により担い手不足や労働力の確保というのが課題になっております。ただ、本町において、そのことに関する問合せや相談は現状においては届いておりません。

そこで、本町における農業の労働力確保について考えてみますと、島外と島内の2方向にあると考えられます。

まず、島外からの労働力確保につきましては、海外からの技能実習生の受入れが考えられますが、現状では受入れ体制の脆弱性やコロナによる入国の厳しさなどもあり、ハードルが高いものだと考えます。

国内からの労働力確保につきましては、人材派遣や短期アルバイトといった紹介事業者を通して確保するという方法もございます。これもコスト面や受入れ体制が整っていないということから、相応の準備をしていく必要があると考えられます。

現状におきましては、えらぶ島づくり事業協同組合や北海道利尻町との広域連携事業による人材シェアなど、農繁期と農閑期が相反する地域とのつながりを構築することなどによって労働力を確保する事業の活用というものを進めていく必要があると考えております。

しかしながら、当面の間は、コロナ禍の中で、移動による感染症拡大を懸念される島民の声などもあり、なかなか取り組みにくい環境になっております。

一方、島内に目を向けてみますと、地域において十分に活用されていない資源は人だとよく言われております。どの地域にも高齢者と呼ぶには似つかわしくない元気いっぱいの高齢者が多く、その方々の労働力が生かされていないのではないかと指摘もございます。働く日の間隔や1日の労働時間、休憩等、働く側からの選択肢をより広くして、働きやすい環境づくりを整えていくと、シニア世代に限らず、労働力の供給は掘り起こされるものもあると思われれます。また、子供の学校の時間だけとか、できる時間だけといったようなママ友の活用などに取り組んでいる業者の記事なども話題になっております。

労働力の確保につきましては、農業の生産現場において、今いる労働者やシルバー人材センター等と働きやすい環境を模索しながら考えてみるのもいい機会だと思えます。

ところで、少し視点を変えて労働力不足を補う手だての一つとして、スマート農業の導入というのも有効ではないかと考えられます。スマート農業の活用は、省力化や高品質生産につながり、今後の生産拡大への期待が持てます。

現在、町内の業者とも定期的にスマート農業に関する検討会を開催し、これからの事業発展に向けた取組を行っております。

今後、関係機関、団体と連携しながら農業現場での課題を捉え、解決に向けた取組を積極的に行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、労働力確保につきましては、農業者が主体性を持って検討され、コスト等も含め、どのような体制で迎え入れようとしているのか、そのことを協議、検討した上で進めていくべきではないかと考えております。

③につきまして、世界的にSDGsが広く浸透し、環境にも配慮したより持続性の高い農業を行っていくため、みどりの食料システム戦略は重要な施策だと考えております。

しかしながら、多くの環境負荷軽減策が今後のイノベーションによる技術開発が前提となっております。現状では、農業生産現場への速やかな移行は踏み込んでいきにくいところもございます。

例えば、有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使わず、環境負荷をできるだけ減らして生産するという点で、自然には優しい農業と言える反面、病虫害や雑草の防除対策が難しく、生産に手間のかかることにより、慣行栽培に比べると収量が上がらないため、所得への影響や販路が限定されるなど流通面での課題も見えてきます。

また、化学肥料の削減に向けて新たな肥料となり得るものの調達、その活用施設の整備や農薬使用量低減のための天敵昆虫購入や防虫ネットなどの新たな負担が生じる可能性もあります。コスト増に見合った価格で農産物が売れるかどうかという課題もあり、消費者の理解が大前提となります。

このように不安面もございますが、様々な情報や技術を取り入れて、所得確保と持続可能な農業の両立が図れないものか、検証を行いながら進めてまいりたいと考えております。

④循環型農業システムの構築に当たりましては、地域にあるバイオマス資源はどのようなものがあるのか、それをどのように活用していくかといった情報の整理、

活用に向けた計画が必要だと考えます。

例えば、農業での活用でいえば、堆肥化が考えられます。環境維持のため伐採された雑木雑草や家畜のふん尿、農産物や食品の廃棄物などがありますが、現在稼働しております沖永良部農業開発組合の堆肥センター、有機物供給センター、おきのえらぶ食品リサイクルセンター等の活用状況も踏まえ、それらの運用を総合的に考えながら効率的かつ効果的に取り組んでまいりたいと考えます。

⑤につきます。農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通し、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である農福連携は、とても重要な取組だと考えております。

先進地域の事例を見ますと、社会福祉法人や農業法人の取組が紹介されております。本町でも取組を進めていくためには、障がい者の意向、情報を持った福祉側の方と農作業における需要を掘り起こせる農業サイドの方々の連携が重要だと考えられます。

しかし、最終的には、農業関係者、福祉関係者のみならず、障がい者が町内の産業、企業との共生により、本人、その保護者や兄弟等の関係者が、同じ町で生きがいを持って共に暮らしていく幸福の意義を共有できるまちづくりというものを目指していく必要があると思っております。

以上で、回答を終わります。

○ 1 2 番（外山利章君）

それでは、再質問をいたします。

今回は農業振興一本でさせていただきました。特に沖永良部、本町にとって農業は非常に大事な産業でありますので、町がどのように今後取り組んでいくかについて問うていきたいと思っております。

まず、農業後継者についてであります。農林課長にお尋ねします。

過去5年間の本町における就農者数は何名ですか。

○ 農林課長（安田末広君）

新規就農者数は累計で46名になっております。そのうち2名が病気等の都合で離農しているというような状況です。

○ 1 2 番（外山利章君）

これは、資金を使った人数ではなくて、就農者全体の数という理解でよろしいですか。

○ 農林課長（安田末広君）

はい。

○ 1 2 番（外山利章君）

分かりました。ありがとうございます。

この人数、5年間で46名は、本町の農業をこれから伝えていく上で、65歳以上の農業従事者が非常に多くて、45歳以下が11%しかいないという、若手の農業者というものを育成していく必要というものが、これはもう全国的な傾向ですけども、となると、この45名という人数がこれからの知名町農業を支えていく上で十分かどうか、農林課長、これは私見で結構ですので、お答えいただけますか。

○ 農林課長（安田末広君）

本町においても65歳の農業者が占める割合が、先ほどの農林センサスでは48%、49%ございました。ですから、新規就農、この事業が始まってから、やはり顕著に増えてきていることは確かなので、年間5名ほどいらっしゃれば、五五、二十五で、25人、5年間では増えていきますので、そういった意味では、今、65歳以上が半分ぐらい占める中では、大きな割合を占め、また期待しているところであります。

○ 1 2 番（外山利章君）

確かにほかの市町村に比べても、5名というところは、新規で入ってくださる方がいらっしゃるのかなというところも感じるところでありますが、ただ、実際、現場で働いている方たちからすると、現場の農業従事者というのは、やはり高齢者が多くて、私たち、私も農業者ですので、その人数で支えていけるかなというところは不安に思うところです。もちろん機械化等が進んでおりますが、実際、農家に従事する方がいなければ、農地というものは保全もできませんし、活用もできません。そういう意味で考えると、しっかりと就農者というものを育成して、町として、町の方針として育っていくというところの視点も必要じゃないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

これまで議会においても、農業高校、農業大学校など農業系の学校に進学することで就農への可能性が高くなるというデータがあるということで、私はこれまでも農業系の学校への進学者を特別奨学生の対象にすべきじゃないかと再三ここで質問をいたしておりました。町長からも、農業というものは非常に大事なものであるので、今後そういう方向で進めていくべきではないかという答弁もいただきましたが、その後どういうふうになっておりますか。学校教育課長、お答えいただけますか。

○ 教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

農業関係の学校へ進学される方を特別奨学生に追加できないかということをやはり数年前から出ておまして、教育委員会の教育委員の皆さんとも過去、平成

29年から2回ほど協議を行っております。その中では、現在の特別奨学生としては、医療関係の国家資格を目指す学校へ進学する学生を特別奨学生の対象にしているということで、農業関係については、また別枠で立てて特別奨学生制度として行うべきであるということが、これまでの教育委員会の中での協議の結果でございます。

今後、今、教育委員の皆さんの入れ替わりも少しずつ出ておりますので、考え等も方針等も変わってくると思いますので、また協議の場を設けたいとは考えております。

○12番（外山利章君）

協議をしていただいているということは感謝いたしますが、先ほどから申しますように、農業に対してどういう思いを持って町が取り組んでいくかということの視点で考えると、その視点で私はずっと質問しているわけですが、特別奨学生は、今、医療系の学生は認められて、特別奨学生が普通の奨学生と違うのは、金額が少し大きいということと、あと、島に帰ってきた場合、免除があるという特別な部分が少し違うところであります。

その免除があるというのは、島に帰ってくる。それだけ必要な職種であるから、そういう形で学んだ生徒たちに対しては特別奨学生として認めましょうという制度ですよね、それは。ただ、そうであるならば、農業も地域に帰ってきて、重要な、これだけ人数が減っていく中で、農業を支えていく人が減っていく中で、やはり必要なものであるということであれば、その制度の中に入れることは私としては何らおかしくないんじゃないかなと考えております。

帰ってきたら免除があるというのは、それはもう地域の人口増加の施策の一つじゃないかと思うんです。その中には農業後継者というものは入るんじゃないかと思うんですけれども、町長、この点はいかがお考えですか。

○町長（今井力夫君）

まず、人口面において、いかにして人口減少を抑えながら、そして、できれば人口をどう増やしていくかという視点から考えていったときに、私が再三申し上げているのは、外から人を呼ぶ策よりも、まず地元の人間をいかに地元に残していくのか、外に出ていった地元の人たちをどう地元に戻していくかということをもっと最初にすべきであり、その次に島外の島出身者以外の人たちをどう島内に導き入れていくかというようなことが大事だろうと。人の奪い合いをするのではなく、地元でどう人を残すかと。そういう意味で、以前、これから農業を支えていく上で、農業に従事しようと思っている子供たちに対しても特別奨学金制度を導入したいなど

いうことは、議員ともお話をしたことがございます。この点を今、教育委員会の皆さんに奨学金資金の在り方について検討をさせております。

その中で、委員の皆さんからは、もともとが国家資格に関わるようなものに対して、この特別奨学金制度というのを導入しているという筋合いがありますので、その点といろいろ鑑みながら進めていかなきゃいけないというようなご意見があったようでございますけれども、そこで再度また農業をどう基幹産業を守っていくかという視点で、新たな特別奨学金資金制度というのを考える必要もあるんじゃないかということと、それから、今貸与型になっているものを給付形に変えていくと。島に帰ってきたら、借りた奨学金、月4万円のやつをもう返さなくてもいいという制度を、この2つをどう組み合わせしていくべきかということを今教育委員会に投げかけておりますので、そこでの回答を待っていたいなと思っております。

○12番（外山利章君）

今まさに町長からは、農業対象の特別奨学生についても考慮すべきじゃないかという回答をいただきましたが、この点については、また学校教育課長、教育委員会に対して、もちろんこういう考えがありましたと伝えるのはいいんですけども、町として農業を育てるという重要な観点もあるということもしっかりと教育委員の方々にも伝えることで、奨学金の制度というものの在り方の検討も見直しも必要じゃないかと思っておりますので、その点についてはぜひ会合を持っていただきたいと思っております。

あわせて、実は給付型についてもこの後質問する予定でしておりました。ぜひ給付型の奨学金制度を今後進めるべきじゃないかと。ただ、昨日、西議員の質問の中で、奨学金の返済猶予ですか、要綱が新しく、奨学金返還支援金支給と奨学金返還免除要綱が今回変わって、帰島後5年経過した場合、返還した奨学金を交付金として返還、また、返済中の場合は、それ以後の金額は免除するという要綱が新しく付け加えられるというお話がありました。

そこで提案なんですけれども、島で就労した時点で返済をストップして、5年間経過時点で返済義務を免除するとしたほうが、経済的にはなくなるんじゃないか。一回払ってまた戻ってくるのも、もちろん一回払ってまた戻ってくれば、自分のプラス・マイナスはゼロなんですけれども、その間の負担というのは増えるので、結局プラス・マイナス・ゼロであれば、最初から島に帰ってきた時点でストップをして、5年間いた場合はその返済を免除するという形に変更したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、町長、それはどうですか。

○町長（今井力夫君）

今、議員ご指摘のように、奨学金地獄からどう奨学生たちを守っていくかという視点が非常に大事ななと思っております。島に帰ってきても5年間ずっと払いっ放さなきゃいけない。しかも、帰ってきたとき、年齢が若いですので、まだまだ低い多分給料体系の中で、奨学金も返していかなきゃいけないというのは、非常に奨学生にとっては負担が大きいのではないかというようなことを、私たちもそういう面の改善点がまだ残っているなということにつきましては今協議をしております。

ただ、まず貸与型から、島に帰ってきたらもう返さなくてもいい制度、給付型をまずスタートさせようと。その中で、この事業を進めながら改善点をどんどん改善していこうと。昨日も西議員から7年はちょっと長いんじゃないかということも、当然、議員の皆さんもその辺がやはり改善していくべきではないかというようなご指摘だったと思いますので、その点については、取りあえず我々は給付型を進めませけれども、随時改善できるところはもう年次的に変えていくと。ただ、私たちとしても財源をどこに確保しておくのかというのを視点にしながら進めていきたいと考えております。

○12番（外山利章君）

ぜひそういう形で、よりよい改善、改定をしていただきたいと思っております。町民が1人存在する、いることで、地方交付税の算定で45万円ですか、総務課長、1人当たり算定されると。そういう形であれば、5年間いることで200万円ちょっとの金額が町には入っているという形になるわけです。それをプラス・マイナス・ゼロ、プラスその1人が経済活動を行う、生活を行うことで起きる経済的なメリットというのは、非常に大きいと思っております。これは町を支える担い手を育成するという意味からも、そういう奨学金制度というのは、国もいろんな形で改定を進めておりますので、ぜひ利用できる部分はそういうところも利用して、また町としても独自の施策でしっかりと動いていける奨学金制度というものつくっていただくことを要請いたします。

次に、新規就農者のこれから始まる新しい制度では、先ほど町長からもありましたが、初期投資に使うのを念頭に最大1,000万円まで補助されるということで、非常に大きな投資の金額というものが補助されることになっております。独り立ちを促すことにもつながると期待されるんですが、同時に債務に対しての責任というものも増加されます。

そこで、農林課長、質問ですが、これまでの農業次世代人材投資事業でも就農支援制度はあったんですけれども、これらの活用しながらも離農した受給者というのはどれくらいいらっしゃいますか。

○農林課長（安田末広君）

先ほどもご説明したかと思いますが、病気等により2名離農しております。

○12番（外山利章君）

それは、じゃ、2名だけだったということですね。分かりました。

ほかのちょっと資料を調べたときには、少し数字の大きい部分もあったので、本町ではどうだったか、少し確認のためにもう一度、再度確認をさせていただきました。

初期投資に係る負担が軽減されて、自分が望む農業経営について夢を持って取り組んでいける形がとれる部分もありますが、しっかりと農業経営を基盤に乗せていくというところでは、関係機関が一体となったフォローアップというものが非常に必要だと思います。今までも行われていたということで、グループとなって圃場等の確認、また情報交換等を行っているということでありましたが、そこで経営のチェック、そういうところも行われておりますか、そのチームで。

○農林課長（安田末広君）

サポートチームで現場も巡回をいたします。その後、再度また皆さんで集まっていただいて、その巡回時の課題やら検討事項、それから苦勞している点、それから今後のまた支援策等についても話し合うという計画にしていますので、その中で、またいろいろなコミュニケーションの中で、そのことについても指導できるところは指導していきたいと思っています。

○12番（外山利章君）

それと、そのチームの中には農業普及課も入っていらっしゃいますよね。

○農林課長（安田末広君）

農業普及課から指導農業士、それから農協、役場等、関係機関がそろっております。

○12番（外山利章君）

農業経営の簿記研修であったり、そういうところも農業普及課のほうで行っている部分もありますので、そういう点で経営の健全性についてもチェックをして、またアドバイスできる点についてはチームが一体となって取り組んでいただければと思います。

次に、この新しい制度は、これまでと違って親元就農の部分で支援ができるようになったということがちょっと大きいんじゃないかなと思っています。親元就農、農業後継者として就農した場合には、既に機械であったり土地の整備、もしくは親御さんが土づくりを行っていたりということで、もう生産基盤がある程度でき

ているところがあります。そこで、またさらに資金面の猶予があれば、規模拡大というところにつながると思います。

ただ、自分もよく分かりますが、親元就農すると、ばりばり元気な経営者となかなか意見が合わなくて非常に苦勞する。それで一旦離れるという方も知っていますし、仲間もいましたし、そういうメンバーも。そういう点を少し考慮すべきじゃないかなと思うんです。

そういうところに有効なのが家族経営協定じゃないかなと思うんですけれども、私も就農して何年目かに家族経営協定を行いました。その家族経営協定の中では、休みであったりとか、どういうふうな経営方針をする。また、経営の役割分担をしっかりと決めることができ、なかなか親子で普通、話をしづらいんですけれども、第三者が入っていただくことで、非常にいい形で就農につながったなという思い出があるんです。現在もそういう形で経営協定を進めたりという活動は行っておりますか。

○農林課長（安田末広君）

家族経営協定については、今言われるように第三者が、農業普及課、役場等が入って、言いにくいことやありますして、それを協議して協定を結ぶんですけれども、現状のところでは、平成24年からですが、22件の家族経営協定が結ばれております。

ただ、近年は、またここ5年ぐらいはできていないということなので、そのことについて農業普及課とも協議して今後進めていこうというふうに今話し合っております。

○12番（外山利章君）

最近ちょっと新聞等でも見なくなったなと思ったところだったので、今日質問させていただきました。当事者として非常によかったなと思う制度でありますので、ぜひ新規就農者には勧めていただきたいと思います。

プラス、次、女性の農業経営者について少し質問をいたしますが、基幹的農業従事者136万人のうち、女性が54万人、およそ4割ですね。売上げ規模が大きい形態ほど女性が経営に参画する。女性がしっかりと経営に入っているという形、共に同じ立場に入っているという農家ほど、収益が大きいという傾向があるそうであります。

先日、地域女性団体連絡協議会の皆さんとも意見交換会を行いました。やはり女性が今後どの場においても活躍できる社会というものは、これから求められていくものだと思います。農業においても同様だと思いますが、女性が参加しやすい研

修会であったり交流事業等の開催、また各種会議の女性役員の選出というものを、これからは進めていくべき政策の一つだと思いますが、農林課として今後取り組んでいただけますか。

○農林課長（安田末広君）

町長の施政方針にもありましたけれども、農業経営に女性の積極的な参加を推進ということでやりたいと思っています。

この中で、私も意見交換会が女性農業経営士の方とありまして、非常に前向きで積極的でした。その流れを酌み取らなければいけないなという思いで、今回また新年度予算で、その会の結成のための負担金補助も組んでおります。ですから、今年は女性農業経営士とネオ女性農業経営士というか、そういう方々を大きく含めて、女性の農業経営参画を図っていききたいというふうに思っています。

○12番（外山利章君）

ぜひそういう会合を持っていただきたいと思います。

農業従事者の育成であったり、就農支援、女性農業者の活躍というのは、将来の本町農業を支える根幹の部分であります。ぜひ町が独自性を持って強く取り組むことを要請して、この質問は終わります。

次に、労働力不足についてであります。

農業の有効求人倍率は、全職種平均の有効求人倍率を超えるそうでありまして。もう慢性的に人材不足に陥っているということが、このデータから明らかであります。そう考えると人材確保というのは農業経営における喫緊の課題です。

先ほど課長はあまり声を聞いていないというお話がありましたけれども、農業をしている立場からいうと、人が不足しているというのは、もう実感としてあります。そういう声も聞きますし、全体として声を上げる場がないのかなと思っているところでもあります。

それで、その労働力確保のためには、どのくらいの農家がどれくらいの人数をどの時期に必要としているのかということをも把握することが必要じゃないかなと思うんです。その上で対策というものを講じる必要があると思うんですけれども、農業の分野をいろんな形の職種を超えて横断的に対象としている農林課が中心となって、振興会等と協力して、そういう労働力不足がしている現状というものしっかりと把握する必要があると思いますが、それについての対策は今後取っていただけますか。

○農林課長（安田末広君）

人材確保については、労働力不足については農家からところどころでは伺ってお

りますけれども、ただ、その固まりとして聞いておりませんでしたので、先ほどのような答弁をいたしました。

このことについては、農協とも話をしております、人材の確保について、外国人技能特定実習生ですか、そういう制度もあって、人材の外国人の産地間流通も利くというような制度も新たにできたというふうに伺っていますので、農協さんと協力しながら、また農家の意向を調査、まとめてみたいと思っています。

○ 1 2 番（外山利章君）

ありがとうございます。

その点で、そこを踏まえた上で、先ほど町長からもありましたが、答弁で、今度、今年度予算で上がっている企画振興課が進める南北広域連携関係人口創出事業、新たな雇用の確保の手段として非常に有効な手段ではないかなと思っています。

パネル、今、インターネット見られている方もいらっしゃると思いますが、北海道の利尻島と農繁期が変わってくるので、お互いにそこで働きたいという人たちを紹介して、労働力として働いてもらおうと、それぞれの地域で。その橋渡しを行うという事業であります、非常に有効な事業だと考えております。

そこで、企画振興課長、この事業で雇用を希望する登録者数というのはどれくらいを見込んでいて、また実際に事業を実施し、沖永良部での雇用がスタートする時期というのは、いつ頃というものを想定されていますか。

○ 企画振興課長（元栄吉治君）

今現在、利尻町と連携をしてやっているところですが、利尻町におきましては、夏場におきまして約 200 名ぐらいの方が利尻町に入りまして、主にあちらは漁業ですが、漁業に従事しているということを聞いております。

本町におきましても、そのような人材を島で一番忙しい冬場に来てもらって活用してもらおうことを考えておりますけれども、令和 3 年度、4 年度、5 年度、一応 3 年間の中で、50 名ぐらいは登録をしていただき、その中で実際少なくとも半分は来ていただきながら、農業であったり、その他の業種に従事してもらいたいと考えているところです。

○ 1 2 番（外山利章君）

利尻島で 200 名なので、うちも 200 名、もしくはそれ以上、登録をぜひしていただきたいと思いますが、先ほど農林課長のほうにニーズ調査を行ってくださいとありました。そういう形で行って、南北連携事業、企画振興課と連携を行えば、有効的に効率的に農家と雇用者のマッチングというものが行えると思います。

その中で、一つ要望というか、質問でして、機械化が沖永良部農業の中でも進ん

でない部分が花卉栽培、もしくは豆とかそういう形の園芸栽培というものがござります。機械化が難しいため、どうしても人手が必要で、労働力が不足しているという部分がありますが、そういう形で来られた方、特に労働力が不足している分野にぜひ従事してくださいという形に調整することは可能でしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

今年度、構築、スキームをする中で、実際に役場の農林課であつたりとか、あとJAさん、開発組合、4Hクラブ、あと商工会、観光協会等にもヒアリングをいたしまして、どの時期にどのような人が必要かという形での聞き取り調査もしていますので、そこはまた農林課とも連携しながら、実際にどういうところに派遣してほしいとか、どこが人手不足かとかというのを連携を取って来年度以降実施していければと思います。

○12番（外山利章君）

ぜひまた農家の声も聞いて、そういう形で両課が連携して人材確保に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3番のみどりの食料システム戦略であります。本町は、ほかの町村にいち早く先駆けてゼロカーボンシティ宣言を行いました。地球環境との共生というのを町の主要施策として打ち出していったものだと考えております。これは町の全ての分野において環境に配慮した活動を行うということではないかなと私は捉えております。町長は、確かに導入が難しい部分があるということで答弁がありましたが、農業生産の分野においても、環境負荷と持続的な発展、2つの視点というものをこれからの農業経営の中に入れていかなければいけないと思っております。

そこで、町として、ゼロカーボンシティ宣言を行った知名町として、これからの農業の方向性、先ほど言った2つの視点に立った上からの農業の方向性というものを明らかにする必要がある、私はあるのではないかなと考えておりますが、みどりの食料システム戦略交付金は、まず事業導入を進めるものでもなくて、そこの中でしっかりと、そういうビジョン策定であつたり計画策定を行う。また、調査というところも、その交付金を使って行うことができます。そういう形のまず可能性調査というものを行うことが大事ではないかなと思っておりますが、町長、その点はいかがですか。

○町長（今井力夫君）

持続可能な社会、町をどうつくっていくかというのは、これが目的であつて、そのための手段、方法として、昨日も申し上げましたゼロカーボンシティ構想というのは、あくまでもそのための手段であると。じゃ、どのようにして二酸化炭素を削

減することが可能なのかという、再生可能エネルギーをどうより多く使っていくのか。それから、今話題になっております農業の部分において、では農業で一体どれだけの二酸化炭素の排出がされているのか、または食物残渣などにおいてどれだけの二酸化炭素が出されているのかというのを、ある程度我々も数値的なものを先般大まかなものは算出して、国のほうにこれだけのものの中のここを削減してまいりたいと思いますということで申請書を出しております。

したがって、今議員がおっしゃる、じゃ、この分野を2030年度までにどれだけ削減できるのかというのを、ある程度我々も計画性を持たなければいけませんので、2030年というそのスパンの中で、我々は、みどりの食料システム戦略をどう進めていくかというのを策定していかなければいけないのではないかなと思っております。じゃ、来年からこれだけのことぱっとやりますということは、なかなか難しいところがございますので、2030年までの間にどういうマスタープランを組んでいくのか、ロードマップを組んでいくのかというのは、非常に大切なことだと思っておりますので、ここではいろいろな人からの知見を我々も活用していきたいなと考えております。

○12番（外山利章君）

そういう形で、マスタープラン作成に向けて、ぜひこういう形の交付金を活用して、方向性を見いだして、出していただきたいと思います。

それで、またこういう形のもを実際動かしていくのは、町民であったり、もしくは農業従事者であったり、みどりの食料システムです。そういう形の意識改革というものも恐らく必要ではないかと思うんです。これまでの農業生産の考え方と変わる部分を少し入れていかなければいけないと思いますので、それが意識共有できるような形の研修会、ワークショップもあるんですけども、そういう施策というものをぜひ打っていただきたいと思います。この点は、これで終わりたいと思います。

次に、地域のバイオマスの活用という点であります。

バイオマス、沖永良部では、現在、基幹産業であるサトウキビのバガスを堆肥や菌床、製糖工場のボイラー等で活用していますが、バイオマス素材としての可能性というものがまだまだあるんじゃないかと思っています。幾つかデータも町長のほうにはお渡ししてありますが、ここに宮古島でのバイオ循環システムの構築ということで、独立行政法人が検討したデータというか、図がございます。サトウキビを原料として製糖工場に入れる。そこでバガスが出ることで、それを炭化したりガス化することでエネルギー発電を行う、また、もしくは堆肥化をすることで農業とし

での利用を行う。また、エタノールの精製等を行って複合燃料として使う。併せて、もしくは家畜等への活用、そういうところも行っていける。また、サトウキビからつくられる副生産物が、様々なものがございます。先ほどエタノールも言いましたが、炭が今、非常に注目を集めているところでもあります。

バイオ炭といいます、生物資材からつくった炭がございまして。それは、植物はCO₂を吸収して、自分の体をつくっていく、光合成を行うわけですが、炭にすることで空気中から吸収したCO₂を固定することができます。そして、それを土壌に施用するというので、つまり空気中のCO₂を減らすことができるということがあります。これは実際、先日の農業新聞にも載っていたところでもあります、そのバイオ炭を使って削減した温室効果ガスの量を取引できるJ-クレジットという取引がございまして、それにバイオ炭の申請があって、非常に注目されているところでもあります。

サトウキビにおいても、バガス炭という形で、バガスで炭を作ることが、これは技術として確立されております。もしその形の認証が通れば、認証分は排出量取引として取引を行うことができます。温室効果ガスの削減にサトウキビ生産が貢献して、またさらに新たな価値を生み出すということが可能になります。これは、今、環境施策が行われている中で、本当に注目される点ではないかなと思っております。つくればつくるだけ、いろんな形で農業生産を増やすことで、地球環境の貢献にもつながる新たな農業としての価値の創出ではないかと思っております。

これが夢物語のように聞こえるかもしれませんが、数年前に沖永良部のサトウキビシンポジウムというところで、国の研究所にいらっしゃった杉本先生という方が、この考えを提唱されておまして、非常に感銘を受けた覚えがございまして。実際そういう形での研究もいろいろ進んでいるようでもあります。ぜひそういう形で、基幹産業である農業で、サトウキビで脱炭素に貢献することができれば、環境と製造という両方の視点から持続可能な地域をつくることのできる視点ではないかと思っております。

そこで、提言なんですけれども、これもすぐ施設導入をするということではございません。サトウキビを中心とした地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地球循環型エネルギーシステムの構築に向けて、みどりの食料システム戦略で、そういう形の調査、施設設備も支援はあるわけなんですけれども、その前にまず調査を行うことが可能であります。これを将来的な地域農業の施策として、ぜひ調査を行う。そのような考えで取り組んでいただきたいと思います、町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（今井力夫君）

カーボンニュートラル、出す二酸化炭素と、それから吸収される二酸化炭素の量が、プラス・マイナス・ゼロになるという世界をどうつくり上げていくかということで、カーボンニュートラルという言葉が出てきておりますけれども、その中で、確かにこのバイオマスをどう利用していくのかというのは、大きな手段の一つだと認識しております。

当然、本町、サトウキビは、あれだけの緑の葉っぱを持っておりますので、空気中の二酸化炭素は非常に吸収能力が高うございます。それはもう植物の中でも、1年の間にあれだけ伸びるということから、二酸化炭素がかなり吸収されて炭化物として体内に蓄えられているということは、重々理解しております。

このバイオマスを使ったものとか、ほかにいろいろなものがありますけれども、循環型社会というものをつくっていくために、どれが一番本町にとって効果的なものであるかということを経験から我々は調査していく必要があるんじゃないかというご指摘だと思っておりますので、ぜひ私たちが先進地域などを参考にしながら勉強していきたいなと思っております。

○12番（外山利章君）

勉強していくというのは、検討も考えていくということの一つだと思っておりますので、ぜひそういう取組を進めていただきたいと思います。

サトウキビを中心に、そういう形のバイオマスの循環システムができれば、本当に環境・経済両面で農業が関わっていく非常に新しい農業の発展の形だと思っております。ぜひ町としてそのような取組を進めていくことを、これは要請いたします。

次、農福連携であります。これまでも議会において、学校給食の補助等、農福連携で活用できないかということで質問をいたしました。

そこで、質問いたしますが、まずその前段として、町がどのように障害者の就労を進めているかについて確認をしたいと思います。昨日の西議員の質問の中で、20%が就労を希望しているというお答えがありました。就労に当たっては、障害の程度や障がい者の就労ニーズなどをしっかりと把握して、一体なぜ就労に至っていないのかというところの把握を行う必要があります。まず、そういう点についてアンケート等を行ったことがあるのか。もしなければ、また今後行うべきだと思います。保健福祉課長、それはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

昨日の西議員の質問の中におりましたとおり、第4期の障害者計画を策定するに当たりアンケートを取りましたところ、「就労意欲があり」と答えた方が全体の約

2割、約80人に上ります。その方たちに対して、さらに突っ込んだアンケートを取ったわけではないんですけども、アンケートに答えた方々というものが、私たちも把握はしていませんが、それだけの意欲を持てる、動く、行動力がある方たちだということは認識をしておりますので、次の計画を策定するときには、そのあたりも含めたアンケートをまた取っていきたいと思っております。

○12番（外山利章君）

まず、しっかりと、どういう意向があるのか。この就労に当たってのアンケートというよりも、就労の確認というよりも、就労したい意思であったり、希望する職種であったり、そういうところも含めて把握していなければ、事業所に対しての紹介というものもできない部分もあると思いますので、そういうところのアンケート調査というものは、ぜひ行っていただきたいと思います。

その上で、就労支援というところにおいては、関係する団体、関係機関もしくは関係者の協力というものが不可欠だと思いますが、まず、そのようなネットワークが本町に存在しているのかどうか。端的にあるかどうかだけ確認を。

○保健福祉課長（成美保昭君）

就労支援の施策につきましては、現在、和泊町のさねんというところがB型の就労支援の事業所になっておりますが、残念ながら知名町のほうには今のところありませんので、こちらも社協とか、これは両町の社協ですけれども、そのあたり等を含めまして紹介するような形を取っている次第です。

○12番（外山利章君）

ほかの地域では、障害者就労支援ネットワークという形で、就労支援の課題の洗い出しであったり、基本的な考え方や障害者就労の在り方について検討する会議等はあるようであります。各関係機関の連携で、そういうネットワークがあるようでありますので、そういうものもぜひ本町で検討していただきたいと思います。町の障害者計画においても、雇用促進のための体制づくりや情報提供、相談体制の充実というものがうたわれているようでありますので、ぜひそういう体制を取っていただきたいと思います。

農福連携の前段の段階で、まず障害者雇用についての質問をいたしました。農福連携、沖永良部が農業で培ったノウハウは、障がい者の方々のやる気や生きがい、雇用の創出に生かすことのできる福祉政策であると私は思っております。

ただ、それ以前に、町として障がい者の就労に向けた体制整備というものも必要だと思っておりますので、関係機関が連携する形を取っていただくことを要請して、私の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、外山利章君の一般質問を終わります。

換気のため、またインターネット配信映像保存のため、5分間休憩します。

11時5分から再開します。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時06分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席5番、窪田 仁君の一般質問を許可します。

○5番（窪田 仁君）

議場の皆さん、そして傍聴席の皆さん、さらにはインターネットをご覧の皆さん、こんにちは。議席番号5番、窪田 仁が、一般質問を1から5までやります。

大きな1番、農業振興について。

沖永良部は、農業振興が重要だということで、少子高齢化の中、農家数の減少が問題になっています。農業後継者の確保や農業生産性の拡大が求められます。

農家の高齢化や人口減少の課題の中、農業生産額が下がり続けています。就農者確保に向けたIターン・Uターン者の移住・定住について、今まではどうだったのか。今後どうするのかを伺います。

大きな2番、町長の公約について。

①新庁舎の費用対効果について伺う。

②硬度低減化について、水源地の地下水をくみ上げると、上城の暗川の水が減るそうですが、地元説明会は十分にできているのかを伺います。

大きな3番、商工業の振興について。

①商店街に地域おこし協力隊を配置して活気ある商店街づくりの要望が出ています。活性化できる地域おこし協力隊の配置はできないか伺います。

②移住・定住に向けてシェアハウスを商店街につくり、農業・漁業・商工業へ仕事派遣できる特定地域づくり事業協同組合を誘致できないか。

大きな4番、文化・観光振興について。

文化財の保存・継承で有効活用と地域振興を図ろうということで、①トゥール墓の国指定に向けた取組について財源や振興計画について伺う。

②現地視察と研修会について、トゥール墓群の国指定に向けた取組や本町の国・県・町の文化財の現地視察と研修会を要望します。

大きな5番、道路整備・補修について。

①町道大津勘大山線は、以前から大山に抜ける道路です。津波や介護者の避難に必要な道路でもあります。通り抜けができるように要望します。

②大山平川線は雨のたびに濁った水たまりができ、大型のトラックが急ブレーキをかけるなど危険、早急の補修整備はできないかを伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、窪田 仁議員のご質問に回答してまいります。大きな設問の4につきましては、教育委員会所管事項となりますので、教育長答弁に代えさせていただきます。

①現在、農林課におきましては、Iターン・Uターン者を問わず、就農希望者へは農業次世代人材投資事業を促進し、就農に伴う経営開始資金の支援を行っております。

今後も令和4年度新規事業であります新規就農者育成総合対策事業を活用し、資金面の支援及び機械・施設等の導入支援を行っていく予定でございます。

また、就農後につきましても作物ごとの研修会や経営管理に関する研修会等を開き、新規就農者の経営発展のために必要なサポートを実施してまいります。さらに新規就農者が気軽に意見交換ができるように、今年度は若手農業者と語る会を設け、関係機関を含め意見交換等も行いました。

このように、就農後の支援充実は図っておりますが、Iターン者やUターン者の移住・定住の場合には、住宅の確保や子育て環境、農地や機械確保など様々な角度からのトータルな受入れ体制をつくっていくことが必要で、現状ではそのようなことが整っていないことなどから、特別な対応としては行っておりません。

それから、2番目につきまして、議員のご質問の新庁舎建設の費用対効果につきましては、現庁舎から新庁舎へ移転したときの人の流れが商店街に与える影響がどうなるかというふうに解釈して答弁させていただきます。

まちづくり町民会議におきましても、庁舎が移転することについて委員からも同様な指摘を受け、令和元年12月の町民会議の議題として協議し、また最近行われました議員と商工会との語る会でも議論されたことだと伺っております。

以上のことから、庁舎が移転することにつきまして、商店街へ及ぼす影響があるため、人の流れをどのように商店街に向けるかということにつきましては、関係者を交えて協議を進めてまいりたいと考えております。

②につきまして、ご質問にあります硬度低減化につきまして、現在進めておりま

す上水道事業についてご説明を申し上げます。

現在、水道課におきましては、町内5か所ある浄水場の施設集約を行うため、令和2年度から令和3年度にかけて上城地区において2か所の水源開発を行っております。事業推進に必要な水量の確保ができました。今後は管路布設及び施設整備を進めていく予定でございます。

水量についての影響につきましては、さく井工事を請け負った業者に確認をしたところ、上城暗川は影響半径約1.1キロメートル圏外にあり、工事実施した水道水源につきましては深井戸で、深層地下水をくみ上げており、下流域の湧水等には基本的には影響はないということでございます。

また、掘削中におきましても、下流域の湧水等の影響につきまして、上城・下城・新城の3区長へも確認をしたところ、湧水等への影響は見られないという回答をいただいております。

これらのことから、水道課といたしましては、住民の皆様への説明会は実施しておりません。

3番につきまして、地域おこし協力隊の件でございますが、商店街や商工会が地域おこし協力隊を要望しているということについて、私のほうにはまだ連絡がございません。そのことを踏まえて回答させていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、現在本町に3名の隊員が在籍しております。商店街もしくは商工会に配置した活気ある商店街づくりとなると、専門的な知識等を有することも考えられます。今後、商工会や商店街の皆様からのご意見集約も必要になりますが、専門的な知識のある方を配置するに当たっては、令和4年度に本町に配置される予定であるグリーン人材のように、地域活性化企業人制度の活用なども考えられます。

また、商店街の皆様が商店街を将来的にどのようにしていきたいかなど、主体的な取組姿勢というのも重要になってまいりますので、外部人材を活用するに当たっては、どういう形で活用を考えていくのか、どういうことをしてほしいのか、受入れ側のしっかりした意思も重要なものだと思っております。それらを踏まえて、地域おこし協力隊制度のみならず、あらゆる制度の活用も視野に入れながら商工会と協議をしていくつもりでございます。

2番目に、初めに特定地域づくり事業協同組合におきましては、農業・漁業・商工業へ仕事を派遣することは可能ですが、組合は、その地域で設立するものであり、設立するまで、発起人の選定、定款の策定、創立総会の開催、県への設立認可申請、出資払込み、設立登記などの事務が煩雑であり、その組合を運営する事務局長の人

選には、かなりの時間を要するものだと思っております。

既に、本町は和泊町と合同で、えらぶ島づくり事業協同組合を設立しておりますので、新たに組合を設けるよりも、えらぶ島づくり事業協同組合への支援や活用を拡充していくことが、より効果的ではないかと考えております。

また、組合を働く場所として確保し、併せて、その住居に移住・定住に向けたシェアハウスを商店街に建設ということもございますが、関係者との協議も行っておらず、シェアハウスを運営していただく主体をどこが担うかなどの実現可能性の調査なども含め、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

4番は、教育長答弁とさせていただきます。

5番目につきまして、町道大津勘大山線は、約250メートルの区間において草木が生い茂り、通行不能となっております。現地を確認しましたが、未舗装で勾配が急であり、車で走行するには大変危険な道路でございます。

通行できるようにすることで、事故等の発生も考えられるため、現在のところ開通させる予定はございません。

また、津波や介護者の避難に必要な道路とありますが、先ほどの理由から避難路としては適切ではなく、万一の場合には大津勘海岸線、徳時吉野線の利用をお願いしたいと考えております。

②番目につきまして、ご指摘のとおり、町道下平川平川線については雨のときに水たまりができる箇所がございます。道路脇の畑に流さず整備をするには多額の費用を要するため、これまで対策ができていない状況でございました。

このことについて、県と協議したところ、国の補助事業で冠水対策も可能であるということでしたので、令和5年度の要望に向けて準備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（田中幸太郎君）

それでは、4番、文化・観光振興についてでございます。

まず、4の①ツール墓の国指定に向けた取組についてお答えをいたします。

今年度、本庁及び隣町で古墓調査検討委員会を開催し、ツール墓の国指定に向けた年度計画及び必要な調査等について作成しましたロードマップを委員会で諮り、承認を得ております。

現時点での計画では、令和6年度にツール墓群や風葬墓の価値づけ、評価について、両町でまとめて総括報告書を刊行し、令和8年度の国指定に向けて取組を進めてまいる予定でございます。

なお、事業に関わる財源につきましては、文化庁の国庫補助金を活用いたしております。

続きまして、4の②トゥール墓群の現地視察及び研修についてでございます。

お答えをいたします。

トゥール墓群の国指定に向けた取組及び本町の国・県・町の文化財に係る研修会は、現在のところ計画はしておりません。その代わりに、小学生から一般の方々を対象に文化財巡りを行っており、トゥール墓群や古墓分布調査について調査速報を示したり、その他の文化財について現地で説明をしたりしております。昨年度は、大津勘橋の周辺で確認された風葬墓の現地見学、弓矢や発掘体験といった体験活動も行っております。

現地を訪れ、文化財を直接見て、その価値を考えることが大切でございますので、今後も継続して実施をしていきたいと考えております。

また、コロナ禍でも対応できるように、インターネットを利用した学びの機会についても今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（窪田 仁君）

それでは、再質問をしていきたいと思えます。

農業振興については、外山議員のほうはかなり詳しくやっておりましたので、かぶるところがありますので、ちょっと少なめに質問したいと思えます。

農家戸数の状況というのは、今、変動はどのような状態になっているか分かりますか。

○農林課長（安田末広君）

農家戸数については、人口減少に伴い、農家戸数についても減少はしていることはしております。ただ、数値については今持ち合わせておりません。

○5番（窪田 仁君）

令和3年度知名町農業生産振興計画書のほうに載ってましたので、平成30年度が860戸、令和元年が812戸、令和2年度が753戸と、3年間で102戸減少しているということで、農家戸数ですね、こちらのほうは。農業生産性ではないんですけども、農家戸数の数が減っているということです。

次は、農家戸数が753戸、今、令和2年度、3年度ですか、あるんですけども、今、農業が順調にスタートしておりますして、生産額が上がっているような状態で、とてもいいような状態なんですけれども、キビも伸びていまして、それで今、1戸当たりの生産額は654万8,000円ぐらいあるんです。これが目標計画で

680万円、百何%ちょっと高い目標を挙げているんですけども、これも何かいけそうな感じですけども。農家数が減っているのに売上げが上がっている状況は、とてもいいような状況なんですけれども、今、新規就農者で、次世代投資資金を使った就農者が、先ほども言われていましたけれども、大体対象者はどんな状況でしょうか。人数、先ほども言われていましたけれども。

○農林課長（安田末広君）

対象者といいますと、49歳以下の方で新規に農業を開始される方というような答えでいいでしょうか。

○5番（窪田 仁君）

ただいま次世代投資資金を交付されている方ですね。

毎年どれぐらい出てくるかという流れを。

○農林課長（安田末広君）

ちょっと毎年の資料は持っておりませんが、数名から10名以内だというふうに認識いたしております。

○5番（窪田 仁君）

大体2人ぐらいですね。これが累積で27名、令和3年度で28名という形で、累積で28名から30名ということとなっております。補助金150万円を得て、農業を新規にされる方、支援されている方、これから、令和元年から令和31年までの30年間の人口ピラミッドがあるんです。これが30年後の周期を書いているんですけども、4,100人ぐらい減っているということで、両町を足して。1年間で見ると約136人、約25%の減少ということで、この人口ピラミッドの幅が人口なんですけれども、これが細くなってくるということで、30年後はさらに細くなってくる。減るという状況は、もうどこの市町村も一緒なんですけれども、ただ、今言われたように、農家戸数が3年間で102戸減っている。新規就農者が28人、それも年間2人しか来ないという。それも大変な補助金をやる事業の中で、28人の中の2人ぐらい毎年入ってくるというのは少なくないかなと思って、これだけいい事業なのに、もっと増やす方法はないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

ちょっと人材投資の名簿が見つかりましたので、平成28年が5人、29年が5人、30年が5人、令和元年度が6人、令和2年度が4人、令和3年度が3人というふうになっております。

ですから、外山議員にも先ほど申し上げましたように、年間5人程度のそういう

新規就農者が出てくれば、非常に心強いというふうに思っていますし、また、新しく農業に携わる方を発掘するためにも、これから沖永良部高校ないしまた学校等にも出向いて、そういう農業のよさというか、また島が持続的に発展するために、そういったようなつながりを構築していきたいというふうに思っております。

○5番（窪田 仁君）

先ほど、この資料から見て2人だったんですけれども、実は5人・5人・5人の5年間で五五、二十五人ということですね。

ちょっと休憩で。

○議長（福井源乃介君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時32分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（窪田 仁君）

あとIターン・Uターン者の移住・定住について、これからIターン者も多いですし、Uターン者もうちの地元にはいて農業に就農されているんですけれども、そういう方に対しての農林課で定住計画とかそういうのはないらしいんですけれども、これからつくる予定もないですか。

○農林課長（安田末広君）

町としてIターン者、Uターン者を積極的に受け入れるには、やっぱり町として腹を決めなきゃいけないなというふうに思います。予算も土地も限られている中で、先ほどの新規就農者のサポートの中でも、苦勞している点、関係機関への要望等という中で、やはり農地不足、それから農地のあっせんをしてほしいというような要望が多いです。

予算についても、本町としては、限られている中で、今現在の農家さんに仕向けているというか、いっているわけですが、そういったものについて、新たにUターン者、Iターン者を積極的に迎え入れるのであるならば、町として、じゃ、今年からそこに仕向けようねという庁内での突っ込んだ議論がまだできておりませんので、その辺のところは醸成すれば、そのIターン者、Uターン者について迎え入れられる準備ができるかと思えます。

町長の答弁にもありましたように、住宅から、教育環境から、いろんな環境を整

えて、また呼び込まないと無責任に当たりますので、そういった意味で、町としてトータルで整えば、そういうことも可能かと思えますけれども、今のところそういうような検討はいたしておりません。

○5番（窪田 仁君）

分かりました。

新規、本町の魅力的な農業をアピールして、就農者の確保をできるよう強く要望して、次に移りたいと思います。

大きな2番、町長の公約について、今、もうじき新庁舎が建設されるんですけども、商店街から庁舎が離れ、信金、信組、銀行が離れ、郵便局が離れると、経営はさらに厳しくなるということの話がありましたので、商店街に今まで以上の支援が必要ではないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○町長（今井力夫君）

この役場建設地域をどうするのかということで、町民会議の中で、現庁舎付近にするのか、それとも場所を改めるのか、3か所意見が出て、その中で今計画を進めているところになりました。そのときに、では、現庁舎跡地をどう活用して町の活性化につなげていくのかというのが今後の課題になりますねということで、その点については今後十分検討していく必要があるだろうというようなところでございます。

それで、現庁舎跡地の利用につきまして、これは商店街だけではなく、町全体の経済効果をどう高めていくかという視点の上から、活用については検討してまいりたいと考えております。

まず、知名町の特産品として、ふるさと納税対象品や魅力あるお土産づくりを進めるということも、外貨を稼いでいくという意味では非常に大切なことだと思っております。

また、町民が集まる場所、そして町民、観光客と一緒に集える場所、観光客の人たちが何か沖永良部、知名町の特産品を求めて集まるような、こういう3つの場というものを想定していかなければいけないなと考えております。

そうなったときに、観光客がお土産品などを今度は自分たちでつくってみたいと。せっかく沖永良部に行った、沖永良部の素材を使って自分なりのお土産品をつくりたいと。これからの観光を考えたときに、物見見物、ただお金を出して物を買って帰るといようなお土産ではなく、沖永良部の品物を使って、農産物等を使って、自分なりのお土産をどうつくっていくかというような視点が、私はこれから必要じゃないかなと考えております。

そういう意味で、人が集まる場所であって、なおかつ、そこで物がつくられる。自分もそれを体験できるような、そういう場所をこの場所につくることによって、また、問題になっております沖永良部バス企業団の事務所が非常に老朽化しております。こういうものの移転先として、先ほど説明した施設や、また金融機関をどうこれに抱き入れてくるのかというような視点を全部合わせてこそ、数年前から始めているマチヘソプロジェクトとして完結することができるのではないかなと考えております。

本土では、道の駅なるようなものがあって、そこでその土地の特産品を購入したり、食事をしたりすることができる道の駅がございしますが、例えば知名町においては、島の駅とか、またミジラシャ駅というような名前をいろいろ工夫しながら、その辺は町民と意見を出し合いながら進めていかなければいけないと考えております。

いずれにしても、この跡地利用につきましては、先ほど申し上げましたように交流の場所でなければいけない。そして、ここが観光のある意味ではホテルと連携したものでなければいけない。そして、町の人が、町民が普通に集まれるような、そこには金融機関も当然必要でございます。それから、ちょっと息抜きをしてみたいなという島の人たちの集まる場所、交流の場所として、こういう様々なものを想定した上で、この跡地利用というのを私は考えていく必要があると思っておりますので、これについてはしっかりと町民会議等で議論していきたいと考えております。以上です。

○5番（窪田 仁君）

この前、商工会青年部、女性部の意見交換があったんですけども、これは3番に話したいと思います。

今回、今、方策を聞きましたけれども、また商店街に今まで以上、支援をずっと見守りながらやっていただきますようお願いして、②に移りたいと思います。

硬度低減化における地下水の水が減るということを区長に確認したところ、影響がないという区長がいたということなんですけれども、これは一応区長から来たんですけれども、これ、問題は、水が減った場合に、減るかもしれないです、深い、水源が同じかもしれない。誰にも分からない、地下ですから。水脈はいろいろありますので、その中で、減った場合に、ファームポンドが利用できなくなったりした場合に、その対処してほしいということを確認してほしいと。

例えば、県のファームポンドとつなぐとか、あるいは減った分を補助しないと、国・県の事業が、今の立ち上がりとかスプリンクラーが使えなくなるので、ファー

ムポンドの水を補充できないような体制になった場合には、それに対応できるということをしていただければいいそうなんですけれども、どうでしょうか。どちらですか。

○耕地課長（久永裕一君）

畑かんへの影響についてですけれども、議員がおっしゃる、新城地区だと思えます。上城にあるファームポンドです。今のところは、あそこの水源が窪田川の用水、泉川、そして谷山方面から流れ込む水の3か所の水源をくみ上げているというところになります。流域が広い分、さほど影響はないのかなと、私としては思っています。

今後、水道課と協議をしながら注視していかないといけないところもありますが、ただ、国のパイプラインにつなぐ等々については、国営自体の受益地というものも限定されております計画でありますので、その点は非常にちょっと難しいのかなと思います。ただ、今後、注視はしていかないといけないことかなと思っております。

○5番（窪田 仁君）

そうですね、もし減った場合とか問題が起きた場合に対処できるということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな3番です。

商工業の振興についてなんですけれども、商店街に地域おこし協力隊を配置できないかということなんですけれども、この前の女性部との意見交換の中で、ワーク何ですか、やったところ、すごい意見が出まして、町民会議では言いにくいと。個人個人のテーブルでやると、かなり意見が出たんですけれども、かなり不安があるということなんです。シャッターの閉めてしまった店もありますし、人の流れも変わってきているということで、協力隊を配置して、協力隊にいろんな問題を解決できるような仲介役をできる方ができればなということでは言われていました。

まだ要望は企画振興課のほうには出ていないということなんですけれども、もしそういう協力隊が採用できるのであれば、その言われた方と話して前へ進めたいんですけれども、これはできる可能性はあるんですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

地域おこし協力隊につきましては、その商店街、地元が、先ほど町長の答弁にもありましたように、どういう形での活用を考えていくのかとか、あと、どういうことをしてほしいか、明確な問題意識を持って地域おこし協力隊の活用を考えていきたいと思っております。

地域おこし協力隊だけではできないことでもありますし、商店街の皆様と一緒に取り組んでいくという形での活用の方法は可能かと考えておりますけれども、地域

おこし協力隊のみならず、ほかの制度もありますので、どういう人材の活用の方法が一番いいのかということも検討していきたいと思います。

可能性につきましては、そういう要望が上がってききましたら、もちろん地域おこし協力隊として入れるということは、年度途中であっても可能ではございます。

ただ、人選にちょっと時間を多分かけるので、1週間、2週間でいい人が来るとは限りませんので、やっぱり人選が大切だと思いますので、人選にやっぱり3か月、4か月ぐらいは、応募して時間を要するものと思っております。

○5番（窪田 仁君）

地域おこし協力隊を、よその方を配置すると要望は出ているんですけども、皆さん各自仕事をやっているの、その方に要望を出して企画を立ててもらえるという、なかなか商店街の商工会のメンバーだけでは難しい点がありますので、話して深まった場合には、また要望を上げたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

そしたら、次に移ります。

シェアハウスの件も、商店街に人材が少ないということで、ずっとではなく短期的に必要とか、いろいろ出てくるので、商店街にシェアハウスをつくり、そこから派遣するとか、いろいろな形を言っておりましたけれども、今、企画振興課が取り組んでおります南北広域関係の事業ですね。これも重なってくると思うので、人の足りないところに人材を派遣するとか、不足のところへ派遣する。これは商店街に派遣することも可能なんですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

南北広域連携ですけれども、人材派遣につきましては、人材が不足しているところにマッチングをすれば、派遣は可能でございます。

○5番（窪田 仁君）

ぜひ商工会も中に参加させてもらって、幅広い事業にしてもらえればと思いますけれども。

あと、デジタル田園都市国家構想という、これはちょっとよく分からないんですけども、これもこの前の説明がありましたので、分かったということで、これに対して、デジタル田園都市国家構想推進交付金というのがあるらしいんですけども、事業を後押しする補助金が事業整備、施設整備、運営とか、最大1億8,000万円までであるという、この事業をぜひ導入して本町の活性化をしてほしいんですけども、どうでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

デジタル田園都市国家構想推進交付金というのが令和3年度補正で上がってきましたので、その中の地方創生テレワークタイプの活用をしたいと思っております。高水準タイプになりますと、補助率が4分の3ということで、既に今申請をもうしてあります。3月中旬ぐらいに内示が来て、4月1日に交付決定という流れで、令和4年度中に事業を実施する予定であります。まだ交付決定が来ていない段階です。中身については、また交付決定が来次第、詳しい説明はしたいと思っております。

○5番（窪田 仁君）

デジタル交付金の内容があるんですけども、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するための交付金、テレワークのさらなる推進を図り、デジタルイノベーションを地方から実装することなので、ぜひ導入されて振興を図られてほしいなと思います。

それでは、大きな4番、文化・観光振興についてお伺いいたします。

ここに、えらぶ世之主の石積みが一部崩壊という、県指定なんですけれども、もう一つ裏にもあるんですけども、崩壊したやつ、新聞が出たんですけども、これは見たと思いますけれども、これを早速見に行ったところ、裏を見るとカバーをかけて、崩壊した部分を崩れないようにフォローして、立入禁止をしているんです。外からは見ていいということで、中に入らないようにと立入禁止にして、えらぶ世之主の墓です。分かりますね。

それで、屋者真三郎の墓は壊れたところに土のうをしてありました。多分生涯学習課だと思いますけれども。ここはもう何年も前に崩れているという、野積みのところなんですけれども、なかなか直さない。土のうをしてあるんですけども、これは1年半ぐらいたってから、ようやく土のうをした感じです。それまでほったらかしですね。この辺の溝が大分大きくなっている、石垣の溝が。こちら溝が大きくなって、横の写真です。この右側1メートルぐらいがもう盛り上がってきている。多分崩壊するでしょう。

そこで、経費について、例えば屋根瓦が一つ落ちたとして、これを今直さないのかと言ったら、しばらくしてから直すという話で、いや、しばらくしたら壊れますよ、壊れたらそのとき直すとか、いろいろ言うんですけども、知り合いだったんですけども、そのとき、その時期の夏に大きな台風が来て、瓦が相当取れたんですよ。経費が相当かかった。だから、経費面、今直したら少しの経費で済む。でも、もっと壊れたら、たくさんの経費がかかる、この経費はどこから出るんでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

今、仮定のお話なんですけれども、崩壊した後に、それを修復するための経費は

どこから出るかということですが、それはまたそのときに、一般財源であるのか、または文化財の予算を県のほうから持ってくるのか、検討しなければいけないと思います。

○5番（窪田 仁君）

いや、もう検討する時期に入っているんです。壊れて1年半、約2年、いつ検討するんですか、修理のという話です。

もう一つは、安全面について、当字は子供会が年2回の清掃作業を行っています。事故防止の観点から地域内の立入りを禁止したほうがよいのではないかとどうですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

育成会に清掃委託をしているのは事実ですが、入り口を入れて左側の石積みのところですね、おっしゃっているところ。そこについては、育成会長中心に、保護者の皆さんに、その辺りは子供たちの立入りを制限して、子供たちには平場のところの草などを取ったりというところで、安全に留意しながら作業してくださいということを伝えたいと思います。

○5番（窪田 仁君）

それでは、何も知らない一般の方はどうするのでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

そうですね。石垣の高さが180から240ほど、さらにその上の左側については、敷地内への落下の危険は非常にリスクは少ないと考えておりますので、やや。ただ、注意喚起の看板など設置するかどうかを持ち帰って考えたいと思います。

○5番（窪田 仁君）

今言われたように、世之主の墓は壊れて、カバーをかけている。崩落のおそれがある、危険ということで。屋者真三郎の墓も、もうここが膨れ上がってきて、前にいつ倒れるか分からない。ここは見えていないと思います。これは1年半の間にここまで来ている。真っすぐな壁、きれいな、壁が盛り上がっている。約3センチから4センチぐらひはみ出ていますよ。

けがした場合は、生涯学習課が見ると、知らない方が入ってきて。もうカバーをこういうふうにかけて、立入禁止したほうが良いと思うんですけども、安全面について、そのカバーとか立入禁止とか、それは検討されるんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

これ以上の崩落が進行しないように、現場を確認した上で、シートをかぶせるなり何らかの方策を講じたいと思います。

○5番（窪田 仁君）

ぜひ早急にされてください。今まで1年半ほったらかしていますから、やるかやらないかも疑問ですけども、ぜひ早急にされてもらいたいと思います。

あと、文化財の評価について伺います。

早期の改修をしないと文化価値が下がるのではないか。この辺はどうなんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

沖永良部の古墓群、トゥール墓につきましては、隣町と合同で国指定へ向けた調査などを今してしまして、今、古墓調査検討委員会というのがそれぞれの町に設置されており、その中で国指定へ向けたロードマップを作成しております。

先般、昨年10月に検討会をして、その中でロードマップの諮問をしていただいて承認を得たところですが、今おっしゃる、まずトゥール墓群の価値づけ等についても、この中で課題として委員のほうから指摘を受けておりますので、そういったものを着実にクリアしていきながら、令和6年度報告書刊行というところへ持っていきたいと思っております。

○5番（窪田 仁君）

そしたら、令和6年までそこを現状のまま置いておくということによろしいですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

言い忘れまして。これについては、委員のほうへ相談を持ちかけまして、帰ってきたのが、軽微な補修というか、補修ではなく、先ほど申し上げたそれ以上の劣化、崩落がないような手当てはして構わないが、例えば補修材を使ったある程度大規模な補修、原型を少し変える、原状を変更するようなどころまではしないしてほしいというようなどころがありましたので、どこまで可能かを確認しながら、指導を受けながら、価値づけを損ねるようなどころのない範囲で、補修というか、現状維持を図りたいと思っております。

○議長（福井源乃介君）

続けます。

○5番（窪田 仁君）

補修の件ですけども、ここの世之主の墓が、もうじき沖縄から石工が来て修理するらしいんです。修理する予定。その石工と連動して、ここでも直したらどうかなというふうに思うんですけども、これはどうですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

主管課でありながら、その世之主の対応については、まだ確認しておりませんで、

今聞きましたので、また、この後、隣町とも相談しながら、その際にできるかどうか相談したいと思います。

○5番（窪田 仁君）

ぜひ前向きに、いい話ですので。この話は、県指定ですので、県と相談しながらやるということで、県の担当者が沖縄の石工を連れてきて直したほうがよくないかなということですので、知名町も同時に直したほうがいいような感じもします。

それでは、第5、道路の整備・補修について。

これは、説明もしましたけれども、大津勘から大山に抜ける道、これが町道になっているという、現場を確認したところ、坂の勾配がきついということと木の葉っぱがあるということで、前は区長は立会いでしなかったもので、別々にこうなったので、要望を聞いたなら、ぜひふだんから通っていたので通れるようにしてくれということはずっと言っているの、ここはコンボを持ってきて、葉っぱが落ちることなんですけれども、道に。木はもう短い小さな細い木なんですけれども、それを伐採すれば葉っぱは落ちない。そこに昔から下にコンクリートがありますから、それをよけてできるのであれば、前向きに検討できないかということなんです。

前回、津波で警報が鳴りましたけれども、トンガかどこかですね。そのときに災害時の在宅介護者等の避難に関する実態調査というのが出たんですけれども、これは令和2年2月21日月曜日の新聞ですけれども、この①に一人で避難できるというのが7%、同居の家族と一緒に避難できるというのが48%、他者、同居家族以外の手助けがないと避難できないという方が43%もいたということで、当時もうテレビでもずっと津波、高台に逃げてくださいとあったので、高齢者は心配で心配でできなかったということで、道があればなという話もあったり、区長自体が誰を介護して連れていくかという、もう大変困ったときがあったらしいです。

それで、途中まではこういう舗装がされて道があります。途中で切れているんですけれども、この坂道の検討を継続審議でお願いしたいなと思うんですけれども、継続審議はどうですか。

○建設課長（英 敬一君）

今ありました町道の天津勘大山線になります。今の状態になっただけというものが、やはり利用者がいない。利用者がいれば、まず役場のほうに伐採依頼等が来て、今の状態にはなっていないのかなと思っております。

あと、津波等という話がありましたけれども、先ほど町長からの答弁にもありましたけれども、正名方面へ400メートルほど、その路線から行きますと、鍾乳洞に向かう徳時吉野線、舗装された道路もあります。それから、知名方面へ300メ

一トルほど行きますと、水連洞につながる道、大津勘海岸線もあります。そこも舗装された道路でありますので、そこを利用させていただきたいと思っております。

また、先ほど津波ということですがけれども、大津勘の公民館で標高が50メートル程度あります。前回のトンガの地震の際も、知名生活館、あと、あしびの郷にも避難があったというふうに聞いておりますけれども、ちなみに知名生活館で大体53メートル、あしびの郷でも55メートル程度だと思っておりますので、津波に関していえば、大津勘の公民館でも50メートルですので、ほぼ安全なのかなというふうに認識をしております。

○5番（窪田 仁君）

大津勘の集落の自治会長が、まだできるという可能性を描いていますので、継続で審議を要望して、次に移りたいと思います。

②で、以前から、大山平川線の道は、雨のために濁って、水たまりができ、大型トラックが急ブレーキ。今回は、かなり苦情が多いところなんですけれども、昨日、おとといの大雨で、これは昨日の写真です。こんなに水がたまって濁っていると。そこに車を持っていったら、底がついた、腹が。ここに水たまりが3つぐらいあるんですよ、大きな。水たまりが、もうかなり深くなって、そこへ、これは大山、上のほうですけれども、上からキビ運搬のトラックが通ってくると、トラックだからいいんですけれども、荷物が飛ぶんですけれども、乗用車になると、フレームがあるんですけれども、タイヤの、それ曲がりそうです。ハンドルにがっときますよ。深さが、車の底がつくんですから、だから、もう早めに、水が引いてからと言っていましたけれども、砂利を敷いて、応急措置をしてから、ここを直すようにできないかなと。

これは、近くの介護施設から車も来るんですけれども、ここ側にも穴が空いている。舗装道路がもう溝がへこんじゃって、へこんでいるのか、もうは剥げちゃって、車の角度で分かるように、濁っておって分からないので、ぜひ早急に安全を。立っていますけれども、「段差あり」と立っていると言っていましたけれども、これは段差ありどころじゃない、もう本当に危険。昨日すぐ電話しましたけれども、ぜひこちらのほうもお願いします。

○建設課長（英 敬一君）

本来であれば、水が引いてから補修というのが一番なんですけれども、水が引くまでの間、砂利等をまず、そのポットホールのほうに詰めて、当面の安全対策を行った後、また水が引いた際に補修を再度したいと思っております。

○5番（窪田 仁君）

以上で、一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、窪田 仁君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後 1 時 1 0 分から再開します。

休 憩 午後 0 時 0 8 分

再 開 午後 1 時 0 8 分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福川勝久君から、一般質問の取下げの申出があり、これを許可しましたので、報告します。

一般質問を続けます。

議席 7 番、新山直樹君の発言を許可します。

○7 番（新山直樹君）

議場内の皆様、こんにちは。そして、ネット中継を見ている皆様、これからも議会にご理解とご協力をください。

それでは、議席番号 7 番、新山直樹が、次の 3 点について質問いたします。

大きな 1 番、避難所運営について。

1 月 1 5 日にトンガ沖で海底火山の大規模な噴火が発生し、トンガ周辺では最大で 1 5 メートルの津波が押し寄せたと発表されました。噴火の影響で、日本にも津波が到達し、Jアラートが発令され、避難されたことだと思います。

そこで、次の 3 点について伺います。

①各避難所の開設状況（開設箇所）及び避難された方の人数は。

②新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した運営はマニュアルに沿って実施できたのか。

③災害時には地域の消防団の協力が必要であるが連携は取れたのか。

大きな 2 番、教育行政について。

①児童・生徒向けの 1 人 1 台の端末を整備し、多様な子供たちの創造性を育む教育を持続的に実現させるため、G I G A スクール構想は進んできました。利用状況や評価はどうなっているのか。

②各小学校、中学校で、学校と家庭でオンライン授業をしたと思いますが、不具合や改善する点はなかったのか。

③沖永良部2町と今帰仁村の友好都市締結調印式が行われ、2年がたちました。現在まで児童・生徒によるオンラインでの交流会が行われていますが、コロナ終息後には（まだまだ先は見えませんが）夏休み等を利用してお互いが行き来するなど相互交流の計画はできないか。

大きい3番、野営場整備について。

大山野営場のバンガロー（ログハウス）は、修繕工事が行われて快適に宿泊できるようになりました。炊事棟や隣接するトイレはコンクリートの爆裂など劣化などが目立っております。再整備して以前のようにキャンプができる施設にする予定はありませんか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、新山直樹議員のご質問に対して、順を追って回答してまいります。大きな設問の2につきましては、教育委員会所管事項となりますので、教育長が答弁します。

まず、避難所運営等につきまして。

①今回の大規模噴火によります潮位の変動に当たっては、奄美群島全域に津波警報が発令されたものの、本町においては、名瀬測候所及び和泊町と連携をし、潮位の変動が確認された以降の状況を勘案した結果、避難指示の発令は見送ったところであります。

このことから、指定避難所の開設をそれぞれの施設の管理者に指示をしておりますが、自主的に避難をされた方々を受け入れた指定避難所としては、知名字の生活館では10名程度、あしびの郷・ちなで20名程度が避難されたと承知をしております。また、あしびの郷・ちなには、自動車で避難された方もおり、駐車場の7割程度が埋まるほどだったとの報告も受けております。このほか町総合グラウンドや自衛隊の基地内に自動車で避難された方々もおられたということでございます。

②自主的に避難所を開設された施設におきましては、入り口に常時、体温計や消毒液を設置しており、避難された方々においてもマスクの着用が徹底されていたようです。また、施設内においても椅子の配置やスペースの確保などに配慮した運営をしたという報告を受けております。

③先ほどお答え申し上げましたけれども、今回、潮位の変動に当たりましては、避難指示の発令を見送ったこともあり、消防団と協議をし、消防団として団員の出動について指示をしていないと報告を受けております。

しかしながら、13分団中7つの分団におきましては、海岸付近などの警戒を自

主的に行ったという報告も受けており、今後、このような事案に対し、どう対応していくのか、消防団にさらに検討を依頼しているところでございます。

大きな2番は、教育長が答弁いたします。

3番、野営場整備につきまして。

大山野営場にありますバンガローにつきましては、シロアリによる食害のため、令和3年度に1階の床、トイレの床及び壁、風呂場の壁、ボイラータンク、ロフトの畳など、大規模修繕を行っており、現在は元のとおり快適な宿泊ができるようになっております。

議員ご指摘のキャンプ場にありますコンクリート造りの炊事棟につきましては、天井、柱の爆裂が発生しており危険なため、現在は利用できない状況でございます。また、隣接しますトイレにつきましても、台風などによりドアが破壊されて、現在は利用できない状況になっております。

今後の整備につきましては、活用できる事業等を検討し、財政と協議の上、再び町民の皆様が利用できるように再整備を進めていきたいと考えております。

以上で、回答を終わります。

○教育長（田中幸太郎君）

それでは、2番の教育行政について。

2番の①G I G Aスクール構想におけるタブレット等の利用状況や評価についてのご質問にお答えをいたします。

本町でもG I G Aスクール構想の実現に向けて、少しずつではありますが、タブレット等の活用が図られているところでございます。指導者用デジタル教科書の活用から、児童・生徒1人1台端末の配備により可能となったロイロノートやG o o g l e W o r k s p a c eなどの各種学習支援ツールに加え、A Iドリルのキュービナを活用しております。

ロイロノートは、授業の中で児童・生徒の考えを集約するためのアプリです。児童・生徒は、ノートやワークシートに書いた自分の考えをタブレットのカメラを使って写真に撮り、提出箱に送ります。提出箱に送られた写真は、全ての児童・生徒が自分のタブレットで確認することができますので、友達の考えを参考にしながら自分の考えを再構築し、さらによりよい表現にすることができます。

また、G o o g l e W o r k s p a c eでは、タブレット上のホワイトボードに複数の児童・生徒が同時に書き込むことができ、グループでの活動に最適なツールであり、協働的な学びが実現できます。また、教師が作成したアンケート等に児童・生徒が回答すると、回答結果がグラフになって表示されるなど、便利な機能も

あります。

A Iドリルキュビナは、授業で学んだことの復習や苦手な問題に取り組むことができるアプリで、子供たちが自ら学ぶ力を高めることができます。キュビナの利点は、児童・生徒の回答を基にA Iが自動で次の問題を選択してくれる点であります。児童・生徒一人一人の学力や習熟の度合いに応じて取り組めることから、個別最適な学びを実現することができます。

各学校にタブレットを導入し約1年がたちましたが、導入当初は、これらの機能を授業の中で活用することに戸惑いを感じる教員も多く、なかなか活用が図られない実態もありました。しかしながら、徐々に積極的にタブレットを活用する教員が見られるようになり、そのような教師が中心となって、他の教師に活用の仕方を紹介することで、現在、多くの学級で活用が図られてきております。

各学年において活用レベルの差はまだございますが、教職員、児童・生徒ともに、今後さらなるICT活用能力の向上が見込まれていくものと感じているところでございます。

次に、2番の②オンライン授業における不具合や改善点についてのご質問にお答えをいたします。

教育委員会では、各学校に対し、令和4年1月27日付で、「まん延防止等重点措置期間中における対応方針について」の通知を発出しており、その中で、学級・学年閉鎖や臨時休業の際は原則としてオンライン授業を実施し、児童・生徒の学びを保障する旨定めております。

そこで、1月末から2月中旬にかけて、各学校ではオンライン授業を実施し、教育委員会からもその様子を確認に参りました。

現地の様子を見て不具合が見られたのが、W i - F i の電波が弱いところでの実施により回線の遅れが生じたことや、技術的な面になりますが、画面共有方法に差があり、児童・生徒のタブレットの画面がやや見えにくい学級があったことであります。また、各学校から課題として上がってきたのは、通常授業のように黒板を使用した際にカメラの調整が困難であったことや、オンライン授業そのものの回数をこなすことがまだ必要であるという点、それから通常とは異なる授業準備が必要であるということ、個別指導が困難な点でありました。

今後、教育委員会として、各種保守業者と連携し、学校から上がってきたこれらの課題に対して継続してサポートを行っていきたいと考えております。また、各学校がガイドラインに即してオンライン授業のルールを自校化し、児童・生徒への周知を徹底した上で、円滑な授業が実施できるよう指導してまいりたいと考えており

ます。

続きまして、2の③今帰仁村との交流についてお答えをいたします。

令和2年2月に、本町は今帰仁村と友好都市締結がなされたことを契機に、同年12月に今帰仁村子供ジュニアリーダーとの交流を開始し、本年12月で2回目となります。当初は互いの居住地を往来する相互交流を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、いずれもオンラインでの交流となりました。

コロナ感染症が収束した後は、議員がおっしゃるように、互いの町を往来して交流を深めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（新山直樹君）

それでは、順を追って再質問していきます。

今回、このJアラート、地震の関係で発令されました。1月16日の深夜、12時15分頃だったと思いますが、津波が来るということで発令されております。

大体Jアラートが発する前に、皆さんは自分のところで地震の揺れを感じて、そしたら津波が来るとか、そういう準備はできるんですけども、今回の場合は、近くで地震もなく、遠いところからの津波が来るということで、少しパニックになった方もいるとお聞きしました。実際、避難している方なんかとも話があり、最初はJアラートだけが鳴ったので、間違いじゃないかとか、町が防災無線を使って言ってないから、本当かなとか、そういう話を聞かれました。

その中でも、やっぱり避難する前に一回テレビをつけてみたら、テレビで地震速報が流れていたということだったので、今回、先ほど答弁にもありましたが、潮位変動がそこまでなかったということで、避難指示というのを見送っているという答弁だったと思われませんが、今後、もし今回みたいになった場合に、町のほうでも前もって、情報は気象庁ですか、この場合、ある程度は多分情報が流れていたんじゃないかなという気はするんですけども、今後、このような場合に、町のほうでも独自に防災無線を使った放送を、本当にどこまでのあれなのかとか、そういう放送とかはできないものでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

今の件については、トンガの大噴火については、いろいろテレビ等でも報道されておりましたので、そこは承知しておりました。ただ、津波が来るという情報については、Jアラートが最初でございます。事前の気象庁等からの報告、連絡等などはございませんでした。

ということで、今後についてもいろんな形で、情報収集も大事ですし、連絡体制

も構築していかなければなりません。そういうところで、地域防災計画上もそういうところも大事に来ておりますので、今後とも随時見直しをしながら、その基準等については設定していきたいと思っております。

○7番（新山直樹君）

ぜひそういう感じで見直していただけたらいいなと思います。

特に、一番心配されるのは、知名、小米、瀬利覚、一番海拔が低いところですので、やっぱりそこら辺の方たちには、地域を限定したらいけないと思いますけれども、正確な情報を流していただけたら、避難の方法もまた違うのかなという気もいたします。

先日、小米の方とも話をしたときに、たまたま防災無線を、多分スイッチを切っていたと思います、その方は。何も知らなかったということだったんですが、兄弟から電話があって、今すぐ逃げれという何か電話が来て驚いたとかいうのもあるので、なるべくだったら、本当に防災無線はスイッチを入れてほしいんですけども、中には放送がうるさくて切るといふ方もいますので、そこら辺もなるべくだったら電源を入れるように町のほうでも指導して行ってほしいと思います。

それから、避難所の開設なんですけど、指示はしてないということで、自主的に避難されたという知名の生活館、あしびで今、10名、20名というふうにありましたが、津波とかの場合、緊急避難場所になるんですか。こういうときは、実際、避難場所としては何か所ぐらいを準備してあるのか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

緊急指定避難場所としては6か所を指定してございます。あしびの郷・ちな、知名生活館、知名町老人福祉センター、瀬利覚消防センター、黒貫公民館、屋子母公民館、その他避難所としては、いろいろ学校とか各字の公民館、そこら辺の施設等を指定してございます。

○7番（新山直樹君）

緊急の場合は6か所ということだったと思うんですが、去年つくられていますこの防災マップのほうには載っていないような気がしたんですけども、それはなぜですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

単に緊急指定避難所ですか、そういうところについて、欄外に米印で丸をつけてあるところは緊急指定避難場所になるということを書いておけばよかったんですけど、そういうところをちょっと失念しておりました。今後また改定するときには、そういう手段を講じたいと思っております。

○7番（新山直樹君）

ぜひそういうふうにしていただければいいのかなと思います。

これも町民の方から言われまして、ふだんの避難場所としては各小学校とかそういうところが載ってはいるんだけど、津波になった場合は、知名小学校はまず駄目だよねとか、小米とかも駄目だよねと。じゃ、本当に津波があったときにどこに逃げればいいんですかというのもあったので、ちょっと調べたら6か所というふうにあったので、ぜひ、これも去年つくったばかりなんですけれども、何らかの形で、6か所も緊急避難所ということで追加していただけたらいいなと思います。

あと、それから小学校、中学校、学校なんですけれども、すみません、確認なんですけれども、海拔の札というのはありますか。各学校、みんなつけてありますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

何年か前に各学校等には配付してございます。

○7番（新山直樹君）

分かりました。

全ての施設で海拔が分かるということで、子供たちも、それを見て、何らか気づいてくれればいいのかなとは思っています。

②番にいきますが、新型コロナウイルスが、日本で感染が出たのが、2020年1月15日が最初の頃で、当初の頃は、まだどうなのか分からず、手探り状態でいろいろ対策されております。

今回の避難所対策では、先ほどの答弁もありました。避難する方がそれぞれ対策をちゃんとされて、対策の方法も周知されているというのは確認できました。このとき、1月16日、この日は永良部のほうでも感染者がいなくてあれだったんですけども、もしそのときに感染者が多く、感染者が出たり濃厚接触者が多かったりした場合に、またその方なんかの避難所というのがないので、避難するとき物すごい厳しい状況にあると思うんですけれども、例えば感染者、そして濃厚接触者用の専用の避難所の開設とか、そういうのはどうなっているんでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

実際このときも宿泊療養所のほうには数名感染者がおりまして、避難のサイレンが鳴りまして、担当のほうは動かないでいいという指示はしたようなんですけれども、現在のように、家族で感染が拡大したり、濃厚接触者がいて自宅待機になっているケースになりますと、避難所、また私どもがつくったこのマニュアルには、濃厚接触者はどこへ、感染者はどこへという情報もないですし、今のところ、そういう施設を確定しておりません。

濃厚接触者につきましての情報は徳之島保健所しか持っておりませんので、そのあたりの情報共有がなかなか難しいところではあるんですけども、こういう緊急の際には、そのあたりはすぐに教えていただけるような体制を取って、保健所のほうも多分手が回らないと思いますので、早急にマニュアル等も改定しながら場所の選定を進めていきたいと考えております。

○7番（新山直樹君）

家庭内感染とか、そういう接触が出たときには、確かに家族感染があった場合は避難するのが難しいのかなと思いますし、また、誰が濃厚接触者だとか、そういう情報とかも入らないというのもあるんですけども、先月16日ですか、奄美のほうで地域行政懇話会が行われております。多分そこに町長も出席されていると思うので、そのときのこういう会話とか、そういう話合いもされたと思うんですが、すみません、町長、どのような話がされたのか、ちょっと教えてください。

○町長（今井力夫君）

コロナ対策についてどうしていくのかということを別の機会に保健所長を交えて検討会議がございまして、その席に我々も初めてこのとき知りましたけれども、濃厚接触者はどここの避難所に避難してくださいということを書いていいのか悪いのかと。つまり、その場所に行った人は、濃厚接触者であるとか、または感染者であるということが分かっていますけれども、それでもいいんですかというふうに我々のほうから質問をしたときに、生命を維持するというのがまず最優先されるべきであると。

そもそも保健所長からただされたのは、濃厚接触者であろうと感染者であろうと、そういうもので誹謗中傷や人権に侵害するようなそういうことが起こらないように、ふだんから地域においては啓蒙しておく必要があるのであって、どこどこを避難所にして、そこに人が行ったからといって、それで人権侵害が起こらないような手だてをふだんからしっかりしておいてくださいということの指導と、それから、保健所に知名町はどこどこが感染者等の避難所ですよというのをあらかじめ教えてくれと。ほかの場所ではこういうふうな電話があって非常に困ったという実例を挙げていただきました。

自分は濃厚接触者なんだけれども、どこに避難したらいいのかというようなことを保健所のほうに問合せがあったけれども、その市町村からどこどこが避難所であるということを受けていないので、どこどこに行きなさいという指示が保健所としてもできなかったことがあるというようなことがございまして、そういう報告がありまして、そのときに、12市町村でも、それでは明らかにコロナ対策用の避難所

というのを明示すべきだなということを私たちが改めて確認をしたところでございました。

今後、本町においても、濃厚接触者及び感染者においてはこういうところに避難をしてくださいという場所を選定するというと同時に、町民にもこれを知らせておかなければいけないということと、これに伴う誹謗中傷が起こらないような、人権侵害が起こらないような対策指導というのをしっかりしておく必要があるのかなというのを強く感じたところでございました。

○7番（新山直樹君）

そういう施設を確保するのも大変だと思います。また、そこが避難所となれば、誹謗中傷というのは少なからずあると思いますが、やっぱり徹底した対策をして生命を守らないといけない気がいたしますので、そこら辺もまた、知名町はどこどこに濃厚接触者とかを収容するとか、そういうのをちゃんと明記していただきたいと思います。

避難所ということから、今回、コロナで避難所と言っているんですけども、これから先、コロナだけじゃありません。また夏になれば、台風が来て避難する方もいると思います。備蓄の必要性があると思いますが、現在まで知名町において、生活物資の備蓄なんですけど、現在ほどのようなものが備蓄されているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

備蓄品につきましては、令和元年度から徐々に整備を進めてきております。まず、避難所用の敷き布団、エアマット、それからパーティション、避難所用のベッド、それからAEDも令和2年度に避難所機能強化ということで設置をしてございます。

あと、備蓄品の収納庫として20フィートのコンテナと10フィートのコンテナを旧たばこ倉庫に設置して、そこで収納をしてございます。あと、発電機、それからフォークリフト、発電機等を積み込んだり下ろしたりするためのフォークリフトも、今、たばこ倉庫の中で保管をしてございます。

それから、今年度になりまして、改めて間仕切りスペース、それから簡易のつい立て、フリースの毛布、それから、念のため、今回は量的には少ないですが、非常食のセット、非常食のアルファ米、白がゆ等、また備蓄用のパン、そういうものを今発注しているところでございます。

なお、ある程度のエアマットとか綿マット、そういうことについては、導入したときに各字へ配付も行っております。

以上です。

○7番（新山直樹君）

元年度から、いろいろと防災用のグッズを整えているみたいですが、今年度、非常食のアルファ米とか白がゆを発注しているみたいなんですけれども、ちなみに、そういう非常食の場合って、賞味期限ですか、消費期限というのは大体どれぐらい、10年ぐらいまでもつんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

値段にもよると思いますが、高ければ10年というのもございます。ただ、3年から5年が大体賞味期限というか、そういう形になっておろうかと思えます。

○7番（新山直樹君）

3年から5年ということなんですけれども、その期限が近づいたときにはどうされるんですか。破棄をするのか、それとも何かのときに皆さんに提供してもらえるのか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

みんなで食べればいいということも考えはしますが、各字避難所があります。各公民館ですね。そういうところで、後々はそういう備蓄品も備蓄していただくという計画は持っております。そういうことで、賞味期限が近づいた場合には、各字独自の防災訓練とかを催していただいて、そういう場で活用していただければと、今のところは考えております。

○7番（新山直樹君）

そのときが来たら、みんなでおいしくいただきたいと思えます。

次、3番にいきます。

消防団との連携なんですけれども、今回は、出動の指示はしていませんということで、7分団が自主的にパトロールに行ったということなんですけれども、この7分団の皆さんが、自主的に海岸でパトロールだったり警戒活動をするというのも、夜中の津波だったので、実際、先も見えないし、ちょっとリスクが高いのかなという気はするんですけれども、消防団条例とかでは、この扱い方というのはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

消防団条例では、消防団員は町の消防団長の指揮下に置かれることになっております。ですから、消防団長の指揮の下で、そういう災害の場合は活動していただくこととなりますが、今回は、たまたま7分団、自主的な行動がされたようでございます。

議員おっしゃるように、夜中の活動でございますので、消防団も安全面については重々自分たちも理解していると思えます。危険な行動は取ってないと思えます。

が、今後、そういう場面も想定した、また消防団幹部会等で議論を重ねて、そういう行動の目安等についても決まりをつくっていきたいと考えております。

○7番（新山直樹君）

ぜひそうさせていただきます。

消防団の皆さん、町民の皆さんの生命、財産を守るといっても、やっぱり彼らたちの命が大事ですので、またそういう機会があれば、いろいろなところで検討して行ってほしいと思います。

消防団の場合、先ほど課長が言われました団長から指示がなくて自分の中で動いたということなんですけれども、こういう場合は手当とかというのはどうなるんですか、出るんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

団長からの指揮が出た場合には手当はございますが、今回の場合のようなときには手当の支給はありません。

○7番（新山直樹君）

分かりました。

またこれからも消防団の皆さんには頼ることが多いと思いますが、先ほど答弁の中でも、どのように対応するかということもあつたんですが、今そこまで話はまだされてないということですよ。

分かりました。

消防団の皆さんも大変だと思いますが、これからも夏にかけて、台風とか、地域でちょっと避難される方のお手伝いをしないといけないと思いますが、また頑張つてほしいなと思います。

これで、1番のほうは終わります。

G I G Aスクール構想についてです。

先ほど教育長からも答弁がありました。いろんなアプリか何かがあるんですけれども、ロイロノート、G o o g l e W o r k s p a c e、キュビナなど、いろんなアプリもあつて、先生なんかも指導するに当たりちょっと大変だった。それを先生なんかが自ら習得して子供たちに教えているということなんですけれども、今現在、児童・生徒の皆さんはちゃんと理解されて、ちゃんと活用されているんでしょうか。

○教育長（田中幸太郎君）

このG I G Aスクール構想につきましては、まだ導入して1年足らずということで、実際にそれが十分活用できているかということにつきましては、学校間でかな

り差があります。例えば、上城小学校等につきましては、少人数の学校でございますので、常日頃から個に対する指導ができていくという状況もありますし、なので、このことにつきましては、学校の教職員がまず使えるように研修を深めていくということが大前提であって、それ以降、子供たちへの指導・支援については考えていきたいと思っております。

ただ、意識としては、いわゆるG I G Aスクール構想は、つまり令和の学びのスタンダードと言われておまして、文房具の一部として子供がタブレットを持っているという時代も少なからず近い将来やってこようと思います。なので、いずれにしても、子供たちがタブレットを活用して学習を進めていくということは、これからあるべき授業のスタイルとして定着していこうと思っております。

○7番（新山直樹君）

I C Tを活用して、いろいろとこれからのグローバルな社会についていくわけですが、すみません、まだこれは学校別でということがあったんですけども、基本的に週に何回ぐらい、この端末を使つての授業はされるんですか。

○教育長（田中幸太郎君）

具体的な時数等は把握しておりませんが、例えば、今度、コロナ禍におきまして、2月の中旬ぐらいまでに全ての学校で実証実験を行っております。子供たちがどうしても学校への登校が不安だとか、あるいは保護者の判断でなかなか行かせられないとか、そういった状況が出てきたときにはオンライン授業をします。オンライン授業をすることによって、子供たちの学びを保障していくということでございますので、学校としては、通常の黒板ベースの授業とオンライン授業と常に両方を頭に置いていかないとけないということです。そのことが今後求められていこうというふうに思います。

○7番（新山直樹君）

分かりました。それぞれ学校のほうでも使い方も違うということもご理解いたしました。

また、ちょっとこれから先になると思いますけれども、以前、私、東京の荒川区に、この勉強をしに行ったときに、使って子供なんかにアンケートをしているんです。実際、このタブレットを使ったときに、小学校1年生から中学校3年生までタブレットを使ったのが、どのくらい理解して授業が楽しくなっているとか、今日こっちに持ってきているんですけども、こういうのも書いてあったので、そこを見てみますと、小学校1年生から中学校3年生まで、小学生は、ほとんど8割以上が分かりやすいという答えが出ておまして、中学生になったら、若干、学習の要

領というんですか、あれが多いからちょっと難しいのか知らないけれども7割、70%ぐらいになっていたというデータも上がっております。

これから、多分このタブレットを使って授業する機会が多くなると思いますので、ぜひ子供なんかには調査をして、どういうあれで難しいのか、そういうのも必要だと思いますが、そこら辺はどう考えておりますか。

○教育長（田中幸太郎君）

これは次の問いにも関連してくるんですけども、実は、学校のほうから、実際にオンライン授業を実施してみて、改善すべき点あるいは課題等について集約したものがございます。これは、教職員の立場で課題として考えてきたこと、それから保護者の立場で課題と思われたこと、子供自身がここは課題だと思ったこと等がまとめられておりますので、これを今後しっかり分析して、では、今後、学校ではこんなふうに気をつけていきましょうとか、家庭ではこれをお願いしていましょうとか、じゃ、教育委員会としては、行政としてどういう支援が必要かとか、そういったところを分析しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

子供たちは、おおむねこのオンライン授業につきましては、画面操作に慣れるのがなかなか難しかったとか、あるいは周りが見えないので、やっぱり不安があったとか、そういう声が上がってきております。ただ、先生とははっきりやり取りができる、そういった子供につきましては、楽しかったという声も上がってきております。

○7番（新山直樹君）

ぜひ、これは児童・生徒、そして先生、保護者にもいろいろアンケートを取っていただきたいと思います。その中で、やっぱりタブレットを使うということは、授業の中で、多分1科目の中で、たったの8分ぐらいかな。たったの8分という言い方がおかしいんですけども、そこまで長くは使わないと思いますけれども、タブレットを使用する際に、生徒・児童の健康面に留意していることとか、そういうことがあったらちょっと教えてください。

○教育長（田中幸太郎君）

タブレット等の使い過ぎ等も問題になりますので、そこは今後、学校、例えば校長研修会とかを通じて、あるいは私どもが行く学校訪問等を通じて、各学校の状況をよくしっかり把握しながら、また話を詰めていきたいというふうに思います。

くれぐれも子供たちの健康被害が出ないような施策は講じていかないといけないと思います。

○7番（新山直樹君）

文部科学省のほうから「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイ

ドブック」というのもあるようですので、またこれを参考にしながら、子供たちのために、快適な学習ができるようお願いして、この1番は終わりたいと思います。オンライン授業の不具合や改善です。

1月末から2月の中旬にかけて、オンライン授業を各小・中学校で実施されております。その中で、電波が弱いところ、また通常の授業を、黒板を使いながらというのは多分普通の授業をしながらそれを撮っている映像かなという気はいたしますが、そういう課題が見えてきたと思いますが、現段階ではどのようにしようという方向なのか、ちょっと教えてください。

○教育長（田中幸太郎君）

通常授業の場合は、黒板を活用して授業をしますけれども、子供たちにとって、教師の姿が見えるのと別に黒板に書いてある板書が見えるということが必要ですので、その黒板の板書がしっかり見えるような別なカメラが必要だと、固定するカメラが。そのカメラの高さとか位置とかによって不具合が生じたということがありました。

いろんな課題が出てきましたから、これは、私、今回、上城小学校に行って実際見たんですけれども、私どもが実際に行ってみることが1つと、あと管理職研修会を通して、実際にオンライン授業はどうなのかということの課題を拾い上げるということも必要でしょうし、子供たちが、少なくとも通常の授業と同じレベルの授業ができるという、ここの環境整備はしていかないといけないというふうに考えております。

○7番（新山直樹君）

現場を見て、改善するところは改善していただきたいと思います。

それから、Wi-Fiの電波が弱くて回線が遅かったということだったんですが、そういうご家庭とか何件ほどあったのか。そこら辺というのは、数字は出ていないですか。

○教育長（田中幸太郎君）

全体で申し上げますと、9%ですので、約1割のご家庭が、Wi-Fi環境がなかなか整っていないということがありますので、これは、モバイルルーターを使うかどうかも含めて、今後、検討していかないといけない。

ただ、例えば整っていない家庭のお子さんが、もし仮に陽性者であった場合、あるいは濃厚接触者であった場合、通常はWi-Fi機能がないお子さんにつきましては学校に来てもらってするんですけれども、それがそういった陽性者であった場合にどうするかという課題等もありますので、そこはまた今後考えていかないと

けない課題だと思います。

○7番（新山直樹君）

そうすると、子供なんかも学校に行けないのもあるし、先ほど教育長が言われましたモバイルルーターの貸出しとか、そういうのは多分考えているのかなと思いますけれども、福岡のほうでは貸出しをしているみたいなので、これはどういう形でまた貸出しをするかしないかとかあると思うんですけども、多分、通信料を誰が払うかとか、そういうのも関わってくると思いますが、子供なんかちゃんと平等に受けるのであれば、この貸し借りのルーターですか、整備してもいいのかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（田中幸太郎君）

これは、沖永良部という地理的条件がございまして、この沖永良部の中でも通信ができない地区があるというふうに聞いておりますので、ここはまた大きな課題で、そこはまた課の中で詰めていきたいと思えます。

○7番（新山直樹君）

ぜひまた、こういうのもあるということなので、検討していただきたいと思えます。

2月21日ですか、コロナの感染者が確認されて、家庭内感染等々濃厚接触者も多かったんですが、学校に行けなかった生徒、また高校受験を控えた生徒なんかは、オンライン授業ができたおかげで、この困難を乗り越えられたのかなと思っております。これからもいろんな課題があると思えます。円滑な授業ができるよう取り組んでいていただきたいと思えます。

次、3番にいきます。

今帰仁村との交流なんですけれども、現在まで2回ほどオンライン授業をさせていただきます。具体的にどのような内容だったのか、生涯学習課長、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

令和2年度におきましては、参加者、知名町8名、和泊町23名、今帰仁村が10名の41名で、2日間、土日を使った体験活動をしています。

まず初日は、ケイビングと美ら玉作り、それから島の郷土菓子料理、魚料理、これは知名町、和泊町の子供たちが合同で行いました。また、島の歴史学習についてもこの日に行っております。それから、2日目、レクリエーションと発表資料の作成、これは両町で行って、それをもって今帰仁村とのオンライン交流、これは互いに島の町の魅力をプレゼンするという形を取りました。

それから、昨年度、令和3年度については、12月11日に事前研修、本研修は

12月27日に行いまして、知名町8名、和泊町19名、今帰仁村が19名の46名、これはともに小学校5年生から高校生までの参加者です。1日目が、知名・和泊両町においてはレクリエーションと特産品の制作、やじ豆、美ら玉、島のPRデザインTシャツ、今帰仁村では紅型のトートバッグの制作をしております。それをもって12月27日にキャリア教育ゲームをした後に、今帰仁村とのオンライン交流によるお互いの特産品をプレゼンし合うという形の交流が具体的な内容です。

○7番（新山直樹君）

令和2年12月26日、体験活動をしながら、島のよさを見ながら、今帰仁村との交流会もしております。子供なんかの交流なんですけれども、以前は今帰仁村と青年団とかも交流をしていたんですが、今後は個々の各種団体と今帰仁村の各種団体とのそういう交流も視野には入れているんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

そうですね。せっかくこの交流の事業が始まりましたので、コロナの収束を待って、子供たちはもとより、保護者であったり、または青年団や壮年団の相互の交流ができればというふうには考えます。

○7番（新山直樹君）

ぜひそういう形で、保護者であったり、各種団体であったり、交流をしていただきたいと思います。

まず、この交流の目的ですか、6項目ぐらいは上げているみたいなんですけれども、中身はちょっと勉強不足で調べておりませんが、沖縄の会長さんだった人からも、今帰仁は沖永良部の親という表現をされております。やっぱりそういう交流も必要だと思いますし、子供なんかも、なかなか会えないのが寂しいのか知らないが、この前ネットで調べたら、やっぱりお互いいつかは行きたいというふうな感じで感想を述べていますので、子供たちだけじゃなく、社会人も各団体とかも、以前のようにまた交流をしていただけたらいいのかなと思います。

じゃ、これは終わります。

次、野営場についてです。

昨年の夏、床や壁、シロアリにやられて、改修工事をして、バンガローはすごい快適になっていると思います。コロナになる前でもいいですし、直近の使用料、使用人数とか、どれぐらいの方が実際バンガローを利用したのか、ちょっと教えてください。

○農林課長（安田末広君）

コロナが拡大してから、令和2年、3年は、今年が3件、令和2年が2件、2組ですね。あと、それ以降については、10件程度宿泊がありまして、延べの宿泊日数でいいますと20日から39日ぐらい、宿泊では利用されております。

○7番（新山直樹君）

2、3と、さすがにコロナのあれで来られなかったということだと思います。

ちなみに、大島郡内でこのような町が運営しているロッジであったりキャンプ場だったり、大体幾つぐらいありますか。分かりますか。

○農林課長（安田末広君）

すみません、ちょっと把握してございません。

○7番（新山直樹君）

自分が知っている中では、天城町にはあるんですけども、あそこはちょっと桁が違うぐらいなので、ロッジも5つか6つあって、物すごい客数があるんです。

実は、キャンプ場のところで言われたのが、僕なんかの年代の親から、昔は、自分たちが子供の頃には、育成会——子供会ですね——の中で、夏休みを使ってキャンプをした。だけど、今の子供たちは、そういうキャンプをさせたことがないということがあって、もしまた大山のキャンプ場でキャンプができるちゃんとした施設があれば、また子供なんかにもそういうのを教えられるんじゃないかという話もありました。

今の炊事棟、確かに爆裂もひどくて使えない状態です。その横にあるトイレも、確かに怖くて使えるような状態ではありません。自分なんかの年代の親というのが、また自分なんかの今いる子供なんかも、そうやってあっちでキャンプをさせてあげたりとか、そういう夢もあります。

8月には山の日という日も国のほうで定めております。どうにかあっちがまた再整備ができて、昔みたいにキャンプをしたり、夏になったらクワガタを取りに行ったり、いろいろしていると思いますが、また何かいい事業があったら再整備をしていただきたいと思いますが、農林課長、どうでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

キャンプを活用して、大山の自然を町民が有効に活用していただくように、また農林課としても活用できる事業を検討して実施できればしたいと思っております。

○7番（新山直樹君）

山の恵みに感謝しながら自然を満喫するためにも整備を要請しておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福井源乃介君）

これで、新山直樹君の一般質問を終わります。

換気のため、インターネット配信映像保存のため、5分間休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時13分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席6番、川畑光男君の発言を許可します。

○6番（川畑光男君）

議場の皆さん、こんにちは。インターネット中継をご覧の皆さん、議会にご協力ありがとうございます。

議席番号6番、川畑光男。次の点について、一般質問を行います。

1、デジタル化に向けて。

本町のマイナンバーカードの交付率は、令和4年1月現在39.3%ですが、今後、取得に向けた計画はどのようになっているか。

平和4年度からデジタル化に向けた自治体の標準化システム導入について、今後の計画はどのようになっているか。また、町民への説明はどのように考えているか伺う。

大きな2番、道路の整備、改良、補修について。

①徳洲会病院からフローラルホーム花の家の間は、下水道工事、舗装の老朽化により、道路の状態が非常に悪く、交通量も多く、バイクなどの転倒にもつながるので、整備はできないか伺う。

②松尾歯科から認定こども園すまいるへの道路において、一部道路が狭く、ガードレールやフェンスなどがあり、車両の離合が非常に困難なため、改良工事はできないか伺う。

大きな3番、商店街の活性化に向けた取組。

①町の商店街の空き店舗の利用方法、活用についてどのように考えているか伺う。

②町での今後の航空券の購入はどのようになっているのか伺う。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、川畑光男議員のご質問に順を追って回答してまいります。

まず、デジタル化に向けて、町としてはどういう計画を持つかということでございますけれども、マイナンバーカードの交付率は、2月20日現在で40.63%

となっております。本年度の交付率の目標を45%に設定し、目標を達成すべく取組を行っているところでございます。具体的な取組につきましては、窓口での届出や証明書発行の際に、本人確認資料として、最初にマイナンバーカードを確認するようしております。マイナンバーカードを確認されることにより、マイナンバーカードが必要ではないかという認識を持っていただけるのではないかと期待を持っております。

また、口づてに、役場の窓口でマイナンバーカードを確認されたということが拡散していけば、来庁者以外の町民の皆様についても、マイナンバーカードが必要であるということの認識を持っていただけるのではないかと、その波及効果にも期待しているところでございます。

なお、窓口でマイナンバーカードを本人確認資料として確認することにより、その所有状況も分かりますので、所有していない方については、マイナンバーカードの取得によって受けられるサービスやメリット等について説明をし、取得の勧奨を行っているところでございます。

国としても、令和4年度末までに国民のほとんどが所有することを目指し、マイナポイント事業の第2弾の実施を開始しております。

自治体の基幹業務システムの統一・標準化につきましては、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画において、令和7年度までに原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとされていることから、本町においても基幹システムの導入元である鹿児島県市町村情報センターなどと連携を取りながら、国の計画に基づき移行作業を現在進めております。

また、町民が行う申請手続のオンライン化や効率化についても積極的に進めたいと考えております。環境が整いましたら、広報やチラシを作成し、窓口でのまた案内などでも周知を徹底してまいりたいと考えております。

大きな設問についてです。

①番、ご質問の町道知名瀬利覚線におきましては、昭和56年度に町道認定を行っており、舗装完了後に下水管等の布設や経年劣化により路面状況が悪化しております。ご指摘のとおり、交通量も比較的多く、早急な路面状況改善が必要であるため、一部舗装区間のやり替えなどを検討しております。

②につきまして、ご質問の黒貫大堂線は、ご指摘の区間において離合が難しい状況もあります。しかし、対向車が確認できる状況であり、近くに離合できる場所があること、また、交通量が少ないことを考慮すると、現時点で早急に改良工事の優

先度が高いとは考えておりません。

続きまして、3番目につきまして、商店街の空き店舗につきましては、売上げの減少や高齢化に伴う後継者問題等により廃業した事業所も直近2年間に14事業所があり、空き店舗増加の原因となっております。一方、商工会の会員数は、直近2年間では19事業所が新たに商工会に加入している状況でもあります。

空き店舗の活用方法につきましては、改装費用や新規で創業される方々への支援策として、商店街にぎわい創出支援事業が令和4年3月の県議会で補正予算成立の予定でございます。事業の内容といたしましては、空き店舗を活用した子供たちが遊べるコミュニティスペースの整備や、新たに創業される方の掘り起こしに向けてのチャレンジショップなどの活用ができる補助制度の事業でございます。

このような補助事業も活用しながら、商店街が主体的にどのような商店街をつくりたいのかを商工会や通り会・スタンプ会・青年部・女性部などと情報共有しながら、空き店舗の活用方法を協議できればと思っております。

②について、本町での航空券の店舗取扱いにつきましては、森運送店船客航空部が行っていましたが、航空券をインターネットで予約・購入される方が増加しているため、店舗利用が少なく、採算が取れないということから、経営を維持していくことが難しく、残念ながら令和3年末で店舗での取扱いを終了していると聞いております。

今後の航空券の購入につきましては、インターネットで購入していただくか、和泊町の取扱い店舗の利用、もしくは空港での直接購入ということになるのではと考えております。

以上でございます。

○6番（川畑光男君）

マイナンバーにおいて、平成29年から、鹿児島県で7.8%、知名町で10.4%と始まったようではすけれども、平成30年、鹿児島県で9.8%、知名町で13.9%、令和元年において、鹿児島県11%、知名町16.6%、令和2年、鹿児島県で14%、知名町で19.8%と、ここ3年間は大体伸び率が3%ぐらいでした。

令和3年において、マイナポイント制により、マイナンバーの令和3年が29%、鹿児島県が24%、令和4年1月、知名町は39.3%、鹿児島県38%と令和2年から3年、3年から4年と10%、15%の伸びとなっているようではすけれども、これはマイナポイントがついたせいで上がったと思われます。先ほど町長の答弁にもありました今年度45%を目標にしていますけれども、また令和7年度が最

終目標ということですので、このままでいくと、ちょっと時期的にもずれてくると思います。

これからまたいろんな対策を取っていかないと間に合わないと思いますけれども、鹿児島県、知名町での年代別ナンバーカードの取得状況がちょっと分からないということです。また、全国では、年代別のマイナンバーカードの取得状況が分かるので、ぜひ、知名町のほうも年代別マイナンバーカードの取得状況とか、そういう計画はあるのでしょうか。

○町民課長（平 和仁君）

マイナンバーカードの取得状況の数値については、定期的に県のほうから報告がありまして、取得枚数については把握を行っておりますけれども、年代別の取得状況については、そういう数値の提供がなくて、把握されていない状況です。

また、トライのほうで、個々のそういうカードを持っているとか持っていないとか把握はできるんですけども、そういうところで集計を上げる機能がついているのかついてないのか、そういうところもちょっと把握できていない状況です。

今後は、トライで集計できない場合については、J-LISに依頼をして、各町ごとの年代別の取得率の把握ができないかということで照会をして、できるようにあれば提供してもらいたいと考えております。

○6番（川畑光男君）

自分で役場に行くことができない高齢者についての取得・交付はどのようになっているのか。また、施設への対応はどのようになっているのか。また、入所者は何人ぐらいいるか。また、証明写真についての無料化について、施設などの訪問は考えているのか伺います。

○町民課長（平 和仁君）

すみません、もう一度、質問をお願いいたします。ちょっとゆっくりお願いいたします。一問一答でお願いします。

○6番（川畑光男君）

じゃ、自分で役場に行くことができない高齢者についての取得・交付はどのようになっているか。また、施設への対応はどのようになっているか。

○町民課長（平 和仁君）

病気とか様々な理由によりまして役場に来られない場合は、そういう理由で来られないという証明をつけて、代理で受け取りに来ることができます。申請については代理でも可能です。

○6番（川畑光男君）

じゃ、施設への対応はどのようになっているか。また、入所者は何人ぐらいいるか伺います。

○町民課長（平 和仁君）

入所者についての把握は、ちょっとされておりませんが、町民課として、一番交付率を上げていくためには、その部署部署を回って申請を受け付けるという方法が一番最良かと思うところなんですけれども、何せちょっと人数が不足しておりますので、外部に出ていっての申請受付ということができない状況です。

今、確定申告とか実施されておまして、そこでマイナンバーとか確認を取るようでございますので、そこでマイナンバーを持ってないという方については、チラシを配布して取得の勧奨を行っているところでございます。

○6番（川畑光男君）

施設の訪問を考えているか。また、証明写真についての無料化についてはどのように考えていますか。

○町民課長（平 和仁君）

現段階では、人員的な問題がありまして、施設を回って申請を受け付けるということは難しい状況です。どうしても来られないという方については、代理でも申請はできますので、代理で申請していただければと思うところです。

今後、人数が確保できたら、外部を回って申請受付ができればと思っているところです。

○6番（川畑光男君）

じゃ、子供たちの取得・交付についてはどのように考えているか。また、何歳から必要なのか。また、先ほどもですけれども、子供の証明写真とかそういうものの無料化についてはどのように考えていますか。また、マイナンバーカードの取得は自立ですか。

○議長（福井源乃介君）

一問一答でいきたいと思っておりますので、お願いします。

○町民課長（平 和仁君）

子供たちの取得については、15歳以下については、法定代理人であれば、保険証とかを持ってきていただければ、そこで申請書は発行しますので、その申請書に写真を貼り付けてJ-LISに送れば証明書ができるということになりますので、親御さんがいらしたときに、一緒にお子さんの分は発行するようにしております。

写真については、タブレットというか、スマホを持っていれば、申請書のQRコードを読んで、自分で写真を撮って、スマホのほうから申請をオンラインでするこ

とができますので、そこを紹介していきたいなど。写真の無料化については考えておりません。

○ 6 番（川畑光男君）

マイナンバーカード使用でも、戸籍謄本、印鑑証明書、住民票などの申請書が必要なのか。また、自動交付機取扱いについてはどのようになっているのか伺う。

○ 町民課長（平 和仁君）

もう一度よろしいですか。

○ 6 番（川畑光男君）

マイナンバーカード使用でも、戸籍謄本、印鑑証明書、住民票などの申請書が必要なのか。また、自動交付機取扱いはどのようになっているのか伺う。

○ 町民課長（平 和仁君）

住民票とか戸籍とか印鑑証明、そういう取得の際は、まずはマイナンバーカードなんですけれども、免許証とかほかの公共が発行した証明書であれば、どれでも本人確認は大丈夫です。種類によっては2点確認というところがございますけれども、必ずしもマイナンバーカードでないといけないというわけではございません。

○ 6 番（川畑光男君）

都会では、マイナンバーカードがあれば自動交付機というのがあるんですけれども、自動交付機の取扱いなどはどのようになっているのか伺います。

○ 町民課長（平 和仁君）

コンビニとかで自動交付機の利用というのがあるようですけれども、知名町においては、その取組を行っておりません。

取組を行っていない理由については、その手数料のほうが非常に高額で、そこを利用する町民の方々、人数が少ないんじゃないかなということで、費用対効果が望めないということで取扱いを行っておりません。

○ 6 番（川畑光男君）

デジタル化に向けて、運転免許証、保険証、児童手当、国民年金などについて、マイナンバーカードとの一体化というのがありますけれども、どのようになっているか伺います。

○ 町民課長（平 和仁君）

マイナンバーカードの保険証利用については、もう既に始まっております。

しかしながら、そういう機器を病院のほうで導入する必要があるんですけれども、現在、知名町内においては、そういう機器の導入が図られてないということで、利用は可能なんですけれども、今の知名町の病院では利用できないという状況です。

島外に出た場合には、顔認証システムだとかそういう機械を置いているところについては利用できるということになっております。

また、免許証との統合なんですけれども、令和6年をめどに統合が図られる予定だそうです。

○6番（川畑光男君）

マイナンバーカードは、政府は2022年度末までに全国民に行き渡る方針でいるようです。申請を待つのではなく、積極的な呼びかけが必要だと思いますが、どのような対応をしていきますか。

○町民課長（平 和仁君）

先ほど町長のほうからもありましたけれども、町民課としての取組は、窓口証明書なり届出書を持ってきたときに、本人確認資料として、まずマイナンバーカードを確認するようにしております。マイナンバーカードを確認することによって、来られた方にマイナンバーカードが必要という意識を持っていただけるんじゃないかなというふうに考えております。

また、そういう方が字に帰って、ほかの人に、役場でマイナンバーカードを確認されたということで話をされたら、そういう方についてもまたマイナンバーカードは必要なんだなというような考えを持っていただけるんじゃないかということで、そういった取組を行っております。

それから、4月の広報ちなみに広報して取得率を上げるようにしていきたいと考えております。

○保健福祉課長（成美保昭君）

すみません、追加の情報なんですけれども、県のほうからの最新の資料によりますと、マイナンバーカードが使える医療機関でございますが、知名町では沖永良部薬局、これは本部医院の隣にある薬局です。和泊町ではゆい調剤薬局、これは町田医院の隣にある薬局ですね。この2か所が現在のところ使用可能となっております。

○6番（川畑光男君）

できたら、デジタルに向けてもう進んでいますので、早めの対応をお願いしたいと思います。これで、大きな1番を終わります。

続きまして、2番。

先ほど言われました交通量も多く、特に舗装状態が悪いので、下水工事の排水管の取付け後の舗装の状態です。アスファルトが剥がれ、舗装がなく、路盤がむき出しになっている状態です。今後の道路において新たな工事予定がない場合は舗装をできないでしょうか。

○建設課長（英 敬一君）

先ほど町長からの答弁でもありましたけれども、その路線につきましては、舗装のいい部分、悪い部分が、道路の半分、ちょうどセンターぐらいで分かれておりますので、その悪い部分につきましては、舗装のやり替え等を今後計画していきたいと思っております。

○6番（川畑光男君）

舗装をするということですが、交通量も多く、病院施設も通りにあるので、ぜひ舗装工事をしてもらいたいんですけれども、具体的な日程が分かりましたらお伺いしたいんですけれども。

○建設課長（英 敬一君）

具体的に、来年度するのか、再来年度かということですが、それにつきましても、来年度の他の工事等を見ながら、また判断していきたいと思っております。

○6番（川畑光男君）

利用者も非常に多いので、安心して通れるよう要望しておきます。

じゃ、②、道路幅が3.8メートルと非常に狭く、樹木、ガードレールなどがあり、離合が困難な場所でもあり、また、空き地に入り離合ができるのですが、他人の土地に入り離合する状態になっています。軽自動車で幅1.7メートル、トラックでは2.2メートル、大型車、キビ運搬車においては幅が2.4メートルあり、この1台で幅いっぱい、農繁期においては、バレイショ・キビ運搬などの車が通り、住民が非常に困っているようですので、今後の改良計画はどのようになっていますか。

○建設課長（英 敬一君）

私もその路線については何度も現場を見ております。この一般質問が出ました後、2月の終わりぐらいだったと思うんですけれども、どれぐらいの車が通るのかということで、朝9時から10時まで1時間、私は、その交通量の調査を実際しました。歩行者については一人もいませんでした。車両のほうが5台通行したということで、その間について、車と車が行き交うというような状況はありませんでした。

町内、このような離合がちょっと厳しいような道路というのはたくさんございます。なので、やはり今現在、町長からも答弁がありましたけれども、改良工事については、測量設計、それから用地買収、あと工事費等、多額の費用もかかることから、現在のところ優先度は低いと考えております。

○6番（川畑光男君）

ぜひ、これからも交通量が多くなると思うので、改良を要望して終わります。

では、大きな3番。今後、商店街の空き店舗について、町はどのように考えているか。企業誘致などの計画はありますか。また、駐車場について、商店街の一部で負担されているようですが、町としては補助できないか伺います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

企業誘致につきましては、来年度、デジタル田園都市国家構想の事業を入れますけれども、その中でワーケーション、それからコワーキングスペースを建設する予定でございます。その中で、島外、県外の企業を呼び込むというメニューもありますので、その中で、ずっといるというわけではないかもしれませんが、知名町で仕事ができる環境をつくりたいと思っております。

それから、駐車場の補助につきましては、考えておりません。

○6番（川畑光男君）

町長は、魅力ある町の商店街に向けて、関係者の皆さんと空き店舗などの話し合いをどのように話し合って、予定はあるのでしょうか。

○町長（今井力夫君）

これまでも機会あるごとにお話をさせてまいりましたけれども、まちづくりをどう考えていくのかという視点で、まちづくり町民会議というのを4年前から発足させてきております。残念ながら、新たなまちづくり町民会議の組織がまだ出来上がっておりませんが、このコロナ禍の中において、どう進めていくかというのでも考えていかなければいけません。

その中で、今までは、それぞれの組織の代表を自分たちで選出していただいた方に参加していただきましたけれども、今回は、そういう組織の代表というやり方ではなくて、各世代間とか、それぞれのこういう世代の女性、こういう世代の女性の代表、男性においてもそうでございますし、また、子供たちがまちづくりをどう考えているかという視点で、子供たちの代表とか、中学生ぐらいだと参加できてくるのかなと思っておりますので、中高生、そういうものを入れたものをまず計画をしたいなと思っております。

それ以外には、商店街の皆さんには、先般、皆さんが女性の方と語る会をしておりまして、ちょうど昨日もその会に参加された商店街の女性の方が町長室に来られてまして、お話を聞かれましたかということでしたので、いや、まだ私のほうには直接情報が上がっていません、皆さんが話し合いをしているというのは聞いていますけれどもと言って、じゃ、今度、人を集めますので、町長、時間をつくれますかということでしたので、スケジュールが空いているところに皆さんが入れていただければ、商店街の女性部の皆さんとお話をしたいし、逆に、私のほうからは、青年部の

皆さんともう少し話も進めていきたいので、ぜひ皆さんの子供たちの組織に、私と今後のまちづくりについての提言等がないかというようなものを聞きたいというような話をこちらのほうからもしておりますので、より多くの商店街をどう活性化していったらいいかというような論議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（川畑光男君）

町長は、子や孫に誇れるまちづくりをテーマに掲げていますが、町の重要な商店街が少なくなり、人口減少にもつながります。町の発展にも大きくつながると思います町の基幹産業でもある農業、また漁業、観光、商業、全てが大事だと思います。町の中心にも明かりが減らないよう要望して終わります。

続きまして、②、町として、航空券、船舶券などの購入計画はどのようになっているか。町内で航空券、船舶が買えない状態になっているようです。

○企画振興課長（元栄吉治君）

航空券は買えなくなっていると。船舶はまだ買えるというふうに聞いております。

森運送にちょっと聞き取り調査をしたんですけれども、コロナの影響も多少ありますけれども、10年ほど前から、ほとんどインターネットで航空券を買う方が多くなって、1人分の人件費も出ていない状況だということがずっと続いたようでございます。今般、コロナの影響もありまして、なかなか事業が継続できないということで、苦渋の決断といいますか、やむなく航空券の取扱いは取りやめになったということを伺っております。

今後は、先ほど答弁がありましたけれども、インターネット、それから直接行って買うという形になってくるかと思えます。また、そういうことが利用できない方もいらっしゃると思えますけれども、そこは、また家族とか周りの人の助けももらいながら購入していただければと思います。

○6番（川畑光男君）

今後、一本化になり、全て隣町で購入することになり、また自動的に買物も隣町に流れていくことがあります。それに対して町はどのように対応していくのか伺う。

○企画振興課長（元栄吉治君）

航空券をどのような形で購入しているかというデータがありませんが、今もうスマホで簡単に購入できる時代になっています。ほとんどインターネット経由で購入しているのではないかと考えております。

また、インターネットが使えない方は、もちろん代理店に行って買うことしかできないと思えますけれども、それについての対策については、特段町でやることは、

今のところは考えておりません。

○6番（川畑光男君）

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福井源乃介君）

これで、川畑光男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

3時10分から再開します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時10分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席10番、宗村 勝君の発言を許可します。

○10番（宗村 勝君）

議場内の皆様、また、ネット中継により議会傍聴されている皆様、こんにちは。

議席番号10番、宗村 勝が、今議会最後の一般質問をいたします。最後ということで、皆様、お疲れだと思いますが、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

また、沖永良部地区において、新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが最高のレベル4の中、医療機関をはじめ関係機関の皆様には日々の活動に敬意と感謝を申し上げます。また、感染をされた皆様におかれましては、お見舞いを申し上げますとともに、一日でも早いご回復をされますことをご祈念申し上げます。

それでは、次の5点について質問させていただきます。

1、脱炭素社会実現に向けた取組について。

知名町は、脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）実現へ向けて取り組んでいますが、再生可能エネルギーの普及をどのように計画するのか問います。

①風力発電を利用する取組の実証試験等をしてはいますが、将来的に利用可能なのか。

②小水力発電やマイクロ水力発電の可能性は。

③太陽光発電を利用した新庁舎への導入は。

2番、田皆岬の景観について。

田皆岬は、国定公園から国立公園へ昇格され、公園内の園地整備がされて、トイレや駐車場、展望所等の施設がすばらしくなりました。しかし、駐車場横の展望所

から海の方角を望むと、電柱や電線が張られており、国立公園としての景観を損ねていると感じられます。送電線の迂回や地下埋設等への改修をして自然眺望が映えるようにすべきではないか。

3番、猫の適正飼養について。

県の指示を受けて、町内放送により、2月に猫の適正飼養を訴えておりましたが、近年、野猫や野良猫が増えて迷惑になっていると聞かされています。飼い猫に対する届出制や不妊治療の推進、野良猫等への餌やりの禁止等の徹底した啓発をすべきではないか。

4番、AED（自動体外式除細動器）の適正な管理について。

各字の公民館や主要施設にAEDが配置されておりますが、保守管理や使用方法等の講習がされていないと感じられます。万が一の対処のために町民に使用方法等の講習やチラシ等で周知徹底すべきではないか。

5番、今井町長の1期4年間を振り返り。

今井町長が就任して1期目が過ぎて2期目に入っております。フローラルパークの整備、放課後児童クラブの開設、新庁舎の建設に向けて、水道水の硬度低減化に向けて等、あらゆることに精力的に奔走していると思われまます。しかし、1期目、選挙前、就任前に訴えていましたスポーツ団体等の合宿やキャンプ等の誘致を積極的にすると明言しておりましたが、その成果が感じられません。スポーツ団体等の合宿やキャンプを誘致することにより、交流人口の増大や町の活性化につながると思います。今後どのようなお考えなのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○町長（今井力夫君）

それでは、宗村 勝議員のご質問に順を追って回答してまいります。

これまでも、宗村議員のご質問には環境面についてのご質問が非常に多かったと思います。今回も、これからの脱炭素社会づくり、世界の気候についてということ非常に危惧されてのご質問ではないかなと思います。

それでは、①番目、本年度、環境省の補助事業を活用いたしまして、知名町地域再生可能エネルギー導入戦略を策定しております。これは、2050年に知名町の電気を100%再生可能エネルギー由来にすべく、再生可能エネルギー導入目標並びにビジネスモデルを定めたものでございます。今後、新技術や新たな再エネの登場による高効率化など、再エネ分野での発展などがあつた場合には変更する可能性もありますが、基本的には、本計画に基づきながら再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと思っております。

まず、①番目につきまして。

将来的に風力発電の利用というのは非常に可能性が高いと思っております。1969年から2021年までの53年間におけます沖永良部測候所における年間平均風速を確認いたしますと、5.6メートル毎秒でございます。鹿児島市の平均速度を調べてみますと3.3メートル毎秒でございます。これらを比較しても非常に高い水準にあると思われれます。そのため、風力発電に適した土地であり、前述しましたとおり、再エネ計画内においても太陽光発電との併用を前提としておりますが、風力発電を町内で約1.9メガワット分導入することを掲げております。

②につきまして。

今後、再生可能エネルギーの導入促進に当たりましては、コストパフォーマンスなどの面から、メインとなるのは太陽光及び風力発電になるのではないかと考えております。

しかしながら、小水力発電についても導入の可能性は十分あると考えております。大山にて新しく発見された水源につきましては、令和4年度以降、実用すべく整備を進めており、送水の際に生じる落差を活用した小水力発電導入についても検討中でございます。

今後の展望といたしましては、小水力発電のメリットである天候に左右されづらい点や、設備利用率70%と他の再エネと比較して非常に高い数値であることを生かし、再エネ由来の電力供給における補助的な役割を担うことが可能ではないかと期待もしております。

続きまして、新庁舎への太陽光発電の設備等につきまして。

太陽光発電を屋上に設置するとともに蓄電池を導入する計画でございます。太陽光発電は375ワットの太陽光パネルを140枚導入し、52.5キロワットの発電を行い、蓄電池の容量は20キロワット時を3台導入し、60キロワット時の蓄電を可能とするのではないかと考えております。

なお、通常時におきましては庁舎の電源として活用し、非常時には蓄電した電力を指定した場所の照明などの電源として利用できる計画にしております。

なお、太陽光発電は、環境省所管のレジリエンス強化型促進事業補助金により整備をする予定でございます。

田皆岬の景観等につきまして。

議員ご指摘の電柱及び電線は、令和2年度に整備が完成しました駐車場内の休憩・展望所から北側の海域を眺めると視界の正面に入ってくる電柱及び電線だと考えられます。この電柱及び電線は、駐車場周辺の町道沿いに3本ほど設置・共架さ

れているN T Tの設備であり、周辺の施設や家屋への送電や電話線の引込みなどに利用されております。仮に、これらの設備を景観が損なわれないようにと移転もしくは地下埋設という形でN T T側へ申請し、実施するとなると、多大な費用負担が町側にも発生することになります。

また、整備された駐車場における休憩・展望所は、整備前の設計段階においては、南側である大山の稜線のほか田皆集落を眺望するためのものとして計画をされており、北側の海域を眺める際には、別途に整備されております展望デッキや遊歩道からすばらしい東シナ海の景観を望むことができるものと考えられております。

これらのことから、電柱及び電線の移転・地下埋設につきましては、費用対効果の側面から早期の実施というのは困難ではないかと考えております。引き続き、国立公園の保護・景観の保全につきましては、対応を協議しながら万全を期してまいり所存でございます。

猫飼育の問題につきまして。

現在の対応は、苦情・相談があった際に、その都度、次のような対応をしております。

ごみ処理を確実にして荒らされないようにすること。猫が入らないように網やネットなどで進入路を防ぐこと。猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所には水をまいておく。市販の忌避剤などを散布する。この忌避剤は、スプレーとかアースガーデンと言われるようなものでございます。

餌やりに関しては、情報提供があった際に随時指導しておりますが、今後は年1回の防災無線による広報だけではなく、チラシの配布や広報ちな等も活用し、定期的に町民に啓発を進めてまいりたいと考えております。

A E Dの活用につきまして。

各字公民館に設置しておりますA E Dにつきましては、令和3年3月に消防分団を通じ各字へ配付し、設置場所を含め、各字及び各消防団に管理をお願いしております。

各字に配付されているA E Dの使用方法等の講習につきましては、各消防団を講師として各字に行っていただければと考えております。A E Dの講習を含め、災害訓練を各字で行うことで、地域一人一人が、自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の考えを持ち、日頃から災害に備えることができるのではないかと考えております。

最後に、スポーツ団体の合宿誘致につきまして。

スポーツ団体の合宿誘致につきましては、以前は温暖な環境ということで陸上長

距離関係の実業団チームが合宿を行っていたことがあります。近年は全くございません。温暖な気候だけでは合宿を誘致するのは難しく、体育施設の整備が求められます。屋外競技であれば、全天候型のトラックへの変更であったり、野球場、サッカー場の整備などでございます。また、大きな課題としては、宿泊施設の数が必要ないということになります。

これまで自然休養村管理センターを宿泊施設として活用してまいりましたが、建築士の目視による耐震調査結果や、また宿泊施設としての申請の不備があって、宿泊施設としては不適であるということが分かりました。宿泊施設として今後も活用するには、かなりの補修費が必要であるということも分かってまいりました。今現在、安全面の上から、令和4年1月をもちまして宿泊施設として活用はしないことにしております。

先ほども説明いたしましたように、プロスポーツや企業や大学のスポーツ合宿を誘致するには、屋内運動場や全天候型の運動場と安価で宿泊できる宿泊施設が必要となります。今現在、町におきましては、庁舎建設、水道水の硬度低減化事業などの大型事業を進めている中で、このような施設を並行して進めるということが非常に難しい状況でございます。当面はフローラルホテルを活用しながらスポーツ大会などを積極的に誘致を進めていくべきではないかと考えております。

実際に、このコロナ禍の時代において、与論の小学校のほうから修学旅行先として沖永良部を希望したときに、フローラルホテルへの問合せがございましたので、コロナ禍の時代ではございましたけれども、子供たちの楽しみにしている修学旅行を実現させたいという思いから、フローラルホテルへの宿泊を許可した経緯もございます。

それ以外のスポーツ大会での来島者の数につきましては、令和元年度に、大島地区大会のバスケットボール117名を誘致、パワーリフティングの国体予選で30名、あと、セントラルスポーツ旗争奪中学生野球大会に53名の生徒さんたち、令和2年度におきましては、コロナのために各大会が中止となりましたので、誘致をすることはできませんでした。令和3年度におきましては、スポーツ少年団の競技別交歓会がありまして、バスケットボールの119名の子供たちを受け入れております。大島地区大会のゲートボール大会が74名、それから、先ほど申し上げましたセントラルスポーツ旗争奪中学生野球大会、子供さんたちを55名、このような受入れ方を現在はさせていただいており、プロスポーツや大学関係のスポーツ合宿を現在するには、コロナ禍の時代にありまして、非常に誘致するのも難しいのではないかと考えております。

今後、宿泊施設をどの程度確保できるかというようなことも鑑みながら、プロスポーツ等の合宿誘致については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（宗村 勝君）

それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、フローラルパークとメントマリ公園に風力発電の実証実験ということで設置してあります。先ほどから一問一答ということですので、お答えいただきたいと思いますが、先日の新聞紙上で、メントマリ公園の出力は9キロワットと提示されていますが、フローラルパークの発電では幾らでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

フローラルパークの小型風力発電につきましては、1時間当たり6キロワットアワーでございます。

○10番（宗村 勝君）

じゃ、メントマリ公園のほうが大きいということですね、6キロと9キロにしたら。規模からしたら、フローラルパークのほうが発電量は多いような雰囲気がしますけれども、それは結構です。

それで、メントマリ公園に、あの位置に立てた理由は何かあるのかなと思って、お聞かせください。

○企画振興課長（元栄吉治君）

事業の目的といたしまして、風力発電で発生した電力を活用いたしまして、電動モビリティを運用して観光客等に利用してもらおうというのが一番の目的でございます。となりますと、一番観光客が来る場所といいますと、フローラルホテルの付近ということになりまして、風況調査、コンピューターでソフトがあるんですけども、その風況調査で一番適している場所ということで、3つのソフトを使いまして、あの場所が一番いいということで設置してあります。

○10番（宗村 勝君）

あの場所はホテルの影になって風が通らないのかなと私なりに思ったんですけども、風力発電というのは風が全方向から通り抜けるところが最適かなと思ったところなんですけれども、専門家がそういう研究をして出されたということですので、理解したいと思います。

実証実験というのは、期限があつての実験ですか。お答えください。

○企画振興課長（元栄吉治君）

メントマリ公園前の小型風力発電につきましては、令和3年度中の奄振の補助事

業を使っていますので、令和3年度中に終わらせないといけない。あくまでも実証実験ですので、本来は施設等を撤去するという形になりますが、有効活用するという意味で、実証実験が終わった後には無償で町のほうに譲渡していただくという形で契約をしてあります。

○10番（宗村 勝君）

分かりました。

両施設を見に行ったところ、フローラルパークも含めてですけれども、これは小さいですけれども、これだけの写真。これは企画振興課が、小型風力発電関係者以外立入禁止、管理者知名町企画振興課とありますけれども、それだけしかないんです。実証実験となると、どういう設備なのか、1時間に何キロワット発電するかとか、そういう案内がぜひ欲しかったですね。

それで、もう一つ聞きます。一問一答か。ごめんなさい。

その隣に100メートルほど離れたところに同じマストが立っていますけれども、あの設備の内容とか、それまでお答えいただけたらと思います。一問一答だったね。

○企画振興課長（元栄吉治君）

実証実験に対する周知という形でのものはできていませんが、今後、メントマリ公園にあるものについては、予算を確保いたしまして周知もできればと思っております。

それから、フローラルパークにあるもう一つの塔ですけれども、あれは風向風力計がついていまして、あそこに設置した機械でどれだけの風が吹いているかとか、どういう風向きがあるかという観測をしている塔でございます。将来的には、あそこの上のほうに同じような風力発電がつけられれば、つけて活用するという方向で当初は計画しております。

○10番（宗村 勝君）

それも含めて、そういう案内板みたいなものが見学者に分かりやすいように欲しかったですけれども、それは大した金額もかからないと思いますので、ぜひ実現してほしいと思います。

それと、新聞紙上のメントマリ公園の風力発電は、3月中旬頃まで電気自動車や電動バイクなどを観光客に無料で貸し出す事業を展開すると。それはもう実際始まっているんですね、3月中旬ですから。その結果、内容とかをお答えいただけたらと思います。

○企画振興課長（元栄吉治君）

事業がまだ実施中ございまして、終わりましたら報告書が上がってくると思っ

ておりますので、まだ手元にはどれだけの方がどれだけ使ったかというものは上がってきておりません。3月下旬、4月初めにはちゃんとしたものが出てくると思っております。

○10番（宗村 勝君）

じゃ、利用もされているんですか、観光客が。無料で貸し出すということですので、それは町内、島内のレンタカー事業者とか、そういう営業に影響はないか、それが心配なところなんですけれども、そこらは了解とか、事業者に対して相談とかはあったんでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

特に島内事業者に相談はしておりませんが、フローラルホテルに泊まったお客様に対して、無料貸出しという形で、周遊調査という形でやっております。貸し出すモビリティは、電気自動車1台と、あと電動バイク2台、それから電動自転車2台という形になっておりますので、台数的にも車については1台ですので、そんなに大きな影響はないのではないかと考えております。

○10番（宗村 勝君）

今、私も気づいたところなんですけれども、そのメントマリ公園にある塔は、マストといいますか、写真で折り畳み式になっているんですけれども、それはメンテのために折り畳み式なのか、台風等のときに倒すのか、そこらをちょっと。

○企画振興課長（元栄吉治君）

根本から倒せるように可倒式になっておりますけれども、今、議員がおっしゃったように、台風時に倒す場合と、それからメンテナンスに倒すという2つの目的で可倒式になっております。

○10番（宗村 勝君）

分かりました。

風力発電は以上ですかね。

先ほどの田皆岬の景観に関しても、また後でそれは出します。

2番目の小水力発電というのは、1,000キロワット未満、マイクロ水力発電というのは1キロワット未満だそうです。それで、ネットからちょっと引用したんですけれども、利用していか分かりませんが、こういう簡単、ただもう小川、水路に置くだけで0.5キロワットの発電をするという説明書きだったもので、簡単に置くだけで、0.5キロワットといいますと500ワットですから、普通のテレビとか冷蔵庫ぐらいは平気に動かすんですよ、置くだけで。そういうのもいいなと思って、メーカーがありますけれども、小水力発電のメーカーは多種多様で

いろいろあると思いますけれども、そこらは風力発電より多分安価だと思うんです。

それに、先ほど町長が答弁でありましたけれども、水力というのは常時発電します。風力は風がないと発電しません。太陽光は日が照らない夜間は発電しません。そこらを含めて、町内には小川、水路、常時流れているところは多数あります。

一番私が思っているところは、前々から質問していますマリンパークのせせらぎ。せせらぎの配管は、いまだに改修されそうにもないですけれども、あれは多分、私の思うに詰まりだと思うんです、ただの詰まり。200ミリのパイプの途中で詰まっていると思うんです。それは改修することによって解決すると思うんです。それで、その配管を利用したマイクロ水力発電とか、そういうのもありかなと思っていたところなんですけれども、その改修の予定とかは、新山議員も私も質問しましたけれども、それはぜひやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（今井力夫君）

議員がおっしゃるように、我々が持っております再生可能エネルギーというのは、非常に、バイオマスをはじめ、こういう風力、多くのまだ未使用のエネルギーがたくさんございます。私が今答弁した中で、小水力発電は非常に魅力がありますよというのは、太陽光とか風力というのがかなりほかのエネルギーに比べると発電能力は非常に高い部類になります。1キロワット当たりにつくるのに要する経費というのが非常に安い部分がありますけれども、それ以上に小水力発電というのは、おっしゃるとおりに、1キロワットをつくるための経費というのは非常に少ないんです。

ただ、どこに使おうかなと考えていたのは、我々が大山から各字に運ぶ本管の水道管が直径150ミリ、これ以上あると小水力発電が可能であるということを経験等で調べてありましたので、それについての可能性というものを少し今、調べさせてはおりますけれども、ただ、これだけの人口密度でいったときに、夜になると水道の利用が止まってしまうんです。常に流水がなければいけないわけであって、おっしゃるメントマリ公園のあれにしても、常に流水があるかということ、非常にあそこの水は心もとない水量でございます。それよりは、水道管の中を流れている水というのは、かなりの速度で水道管の中を流れていきますので、小水力発電といえども、かなりのエネルギーをつくり出すであろうと思ったんですけれども、いかんせん、夜になると、沖永良部はやっぱり夜は寝ますので、水の利用というのが非常に急激にダウンしてしまう。夜間の小水力発電というのがストップしてしまうというようなあたりをいろいろ考えてみますと、今後どういう再生可能エネルギーを使っていったらいいのかというのを模索していかなくちゃいけないなど。

おっしゃるように、水車を公園に置くことによって、風でも電気ができますよ、

水の流れでもできますよということで、子供たちにいろいろなものを学ぶチャンスを与えるというので、非常にいいものであると思っているんですけども、ただ、あのメントマリの水の流れでは非常に難しい。

〔「メントマリじゃない、マリパーク」と呼ぶ者あり〕

○町長（今井力夫君）

マリパークの。

私、龍北中学校に勤務しているときに、実際に水力発電を子供たちに見せようと思って、校長室の前に池があるので、その池にモーターを使った水力発電をやって見せたんですが、なかなか高い電気を得るといのは難しいなと思っておりまして、そういう中では、水道管の中の最新のモーターを使った小水力発電といのは、かなり魅力があるかなと思っていますけれども、ただ、これを進めていくまだ自信はございませんので、今後、検討、研究していく必要があるかなと思っています。

○10番（宗村 勝君）

企画振興課長、そのせせらぎのパイプの改修の予定はありますか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

せせらぎの水量は、今おっしゃったように、多分どこかで漏れているのか、詰まっているのかなと思います。調査もしたんですけども、道路の下とか住宅の下を通っていますので、どこで詰まっているのか、もしくは漏れているのか、配管図もない状況なので、工事ができる状況ではありません。

また、水質につきましても、生活排水が流れているような感じで、水質調査もしたんですけども、ちょっと好ましくないという結果も出ていますので、せせらぎとしての使い方も今考えないといけないとは思っていますが、マイクロ水力発電の活用については、今のところ考えておりません。

○10番（宗村 勝君）

水質が悪くおっしゃいましたけれども、今、知名の何川といいますか、名前を忘れました。バス企業の前の湧水ですけども、そこから流していますけれども、そこから本部医院の入り口前にマンホールみたいな、下をのぞくとそこに、ご存じですね。そこをまず一回切り離して、その管が詰まってないか。それから、さっきの、今はもうマイクロスコープとか、そういう管内を見る機械は個人でも手に入るぐらいの価格でありますから、そこらを見たらどこで詰まっているといういのは分かると思います。そこらやる気があるのかないかだと思えます。技術的なそんな大事じゃないと思えますけれども。

そこで切り離して、もしその先で詰まっているなら、そこに、掃除管といいます

けれども、たまに掃除をするための掃除口をつくるとか、そういうことをすることによって、詰まりとか、多分石ころとかが私は想像で詰まっているんじゃないかと思うんですけれども、分かりません。途中で漏れているのかもしれませんが、漏れているという説もありますけれども、せっかくの施設ですから、県の補助も頂いて、せせらぎに水が流れるようにして、この配管に小水力発電のタービンと申しますか、それを設置することによって、そこらの街灯ぐらいは平気をつくんじゃないかなと私は思っているところなんですけれども、そこらのことも踏まえて、ぜひもう一度、まず管路の改修をやってほしいと思います。

もう数年前からそう提言していますけれども、いまだにできそうにないところなんですけれども、ぜひ、せっかくのすばらしい施設ですから。それを水が通るようになったら、その中に簡素な水力発電機をつけて、夜間照明、子供たちに再生可能エネルギーの実証している姿を見ていただくとか、そういうことができると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしく願います。

最後に、最後というか、③、太陽光発電。先ほど町長の答弁の中で、新庁舎に設置すると52キロワット。町民の皆様は、52キロワットと言われましてもどれぐらいの大きさなのか、また、役場庁舎が商用電力を使わないでも昼間利用できるのか。そこらを町長、ご存じならご説明ください。

○町長（今井力夫君）

1時間当たり3キロワットで民家1軒はカバーするというふうに換算していただければなと思います。

我々は、今、Z E B R e a d yという形で申請をしております。役場庁舎で使う電力の50%以上を、50%から75%以下の間で電気エネルギーをカバーできるようにというのがZ E B R e a d yの基準でございます。今、五十数%までは計算上ではカバーできるであろうということで、Z E B R e a d yで国に申請して、国の補助金でこれを進めていくというつもりで今進めております。

以上です。

○10番（宗村 勝君）

分かりました。

先ほどの水力発電に戻りますけれども、この発電機は落差40センチで十分発電するそうですので、そこらも踏まえて、風力発電で代用できない何千万円も投資する必要のない設備ですので、そこらも検討していただけたらと思います。

以上で、大きな1番を終わります。

2番目、田皆岬の電柱の件なんですけれども、先日、写真を撮りに行きました。

これです。写真を撮りに行ったら、電力会社が電線の工事をしていました。早速それを要請したのかなと思って、私、勝手な勘違いをしましたけれども。先ほど町長はN T Tの電柱と言いましたけれども、それは電力会社の電柱です。間違いありません、これを見るからに。と思います。

さっき、その眺望台は田皆の字の方面を見る台とおっしゃいましたけれども、せっかく海のほうも見られますから、ぜひ海も見てくださいと思います。海を見ると、水平線と電線が並行に並んで、それはちょっと国立公園としていかがかなく私が勝手に思っているところなんですけれども、そこらはぜひ、国立公園です。自然の動植物の採取もできないところですので、自然のままに観光客に見ていただくという設備にしてくださいと思います。

そこに灯台がありますけれども、灯台のための多分給電もされていると思うんです。私の言うのは、この電線をこの敷地内の裏側に回していただくと、電線、電柱が見えなくなります。それは電力会社に町長がお願いしたら多分やってくれると思います。私が言っても聞かないと思いますけれども、町長並びに環境省が要請したら、多分やってくれると思います。

それと、もう一つ案なんですけれども、先ほどの風力発電。この灯台に小さな風力発電と蓄電池を一つすることによって、自然エネルギーを使った灯台と自然エネルギーを使ったトイレ、街灯、そういうのもいいんじゃないかなと思っているところでもあります。まず、町長の力をお借りして、ぜひ交渉していただき、それをやるべきじゃないかなと思っているところでもあります。

この電柱工事をしているとき、建設課長なんかも、そこで何をしていたか分かりませんが、もう、すぐ電柱の工事をしたのかなと思って、私、勝手な勘違いしていました。びっくりしました、本当に、もう頼んだのかなと思って。それはいいですね。

それと、二十何年前ですか、皆さんもご存じだと思いますけれども、知名町の小米古里線、今のニシムタの通りです。そこに九州電力が和泊町だけのために高圧電線を張らすために工事をしかけたんです。ご存じの方はいますね。知名町の職員組合がそれに反対して、景観を壊すと。せっかくの海岸線に、ああいう高圧の2万2,000ボルトの電線が敷設されると景観が悪いということで、知名町の職員組合が動いたんです。多分、課長の皆さんはご存じだと思いますけれども、そういう意気込み、それをぜひこの田皆岬でも、景観を壊してはいいんですけれども、そぐわない。できるものならやられたらという私の要望ですけれども、田皆の皆さんに聞いても、ぜひやってほしい、そのほうがいいということを聞いていますので、

町長も田皆出身ですので、ぜひその検討をお願いします。

それと、灯台は国交省管轄ですか。さっきの国立公園は環境省だと思いますけれども、国のこういう系の皆さんにそういう提案をしたら、この風力発電も含めて、商用電力を使わない灯台、商用電力を使わない公園、そういうものを目指せたらどうかと思っているところでもあります。

以上、2番は、これで終わりたいと思います。

3番、猫の適正飼養について質問させていただきます。

初めに申し上げておきますが、私は猫が嫌いでこの質問したわけではありません。本当は大好きです。住民の皆様から、町民の皆様から、迷惑をかけていると言われたもので、一応そういう質問をしないとイケないと思っておったところで、2月いっぱい、町内放送で、たしか放送されていました。

それは、2月22日が何の日かご存じですね。にゃんにゃんにゃんの日だそうです。猫の日だそうです。その中で、隣の徳之島町、奄美大島本島、与論町が、その去勢不妊手術、それに町が助成をしているということなんですけれども、今後、知名町を含めて和泊町もなんですけれども、助成をしてないということですので、将来どのようにお考えなのか、保健福祉課長にお伺いしましょう。

○保健福祉課長（成美保昭君）

奄美市のほうでは、現在、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例というものが施行されております。この条例は、飼い猫へマイクロチップを埋め込み、野猫、野良猫の管理をやっていくというものですけれども、もともと希少動物を捕獲する野猫、野良猫と野猫とは基本的に違うんですけれども、それを何とかこの被害を防止するためにできた条例だと聞いております。

私どものところにはアマミノクロウサギはいませんが、このアマミノクロウサギ、絶滅危惧種に指定されておりますが、そこを保護するための一番の大きな目的の条例だと伺っています。

また、両町とも野良猫が確かに最近頻繁にいろいろ出て、苦情はお聞きするんですけれども、まだこの条例をつくってまで規制する段階ではないと考えておりますので、これからまだ先の様子を見て、被害が増えるようでしたら、こちらの島に合った形の条例等は整備していかなければいけないと考えております。

○10番（宗村 勝君）

飼い猫の場合は、こういう不妊手術とかは飼い主の責任でやらないとイケないんですけれども、先ほどの野猫、野良猫は、自分たちで勝手に交尾して増えていくと思うんです。そういう種類の猫に対して、各地で頭文字を取ってTNRとか言われ

ているらしいですけれども、捕まえて、手術をして、また元に戻す。そういうことをすることによって増えるのを防ぐという事業をしている自治体がたくさんあるみたいですが、飼猫は、ぜひ飼主に不妊手術等はしていただきたいと思えます。

そういう猫が増えて迷惑かかっているという声がありますので、そこらは隣町と相談の上、一緒にやっていただかないと、与論町の場合は1町1島ですからできますけれども、ぜひ、そういう相談を密にいただき、早期に取り組んでほしいと思うんですけれども、そういう考えはないんですか。もう一度。

○保健福祉課長（成美保昭君）

野良猫を捕獲して、不妊手術、去勢手術をして、捕まえた場所にもう一度離すという、TNRという事業だと思うんですけれども、それも含めて、マイクロチップと、飼猫が家の外にいて、その捕獲機器に入る場合等もございますので、このチップの埋め込み、それと捕獲する様々な財政面の事情もありますので、そのあたりも含めて両町ともこれからも検討していきたいと思っております。

○10番（宗村 勝君）

先ほどの田皆岬に写真を撮りに行った際、こういう看板が立っていたものですから撮ってきましたけれども、捨て犬・猫は犯罪、愛護動物を遺棄した者は罰金100万円以下に罰せられます。不妊・去勢手術を受けさせましょう。終生飼養しましょう。飼主の責任を持ちましょう。徳之島保健所、役場とあります。この文章はおかしくないですか、町長、ちょっと見ただけで。見えますか。

私は何となく写真を撮って、後で写真を見て気づいたんです。捨て犬・猫は犯罪。この犬と猫に括弧をしていただくと納得いきますけれども、捨て犬・猫は犯罪。感じませんか。感じなかったらいいです。感じましたら、保健福祉課、検討してください。私はおかしいと思ったもので、今こういう質問をしていますけれども、よろしいですか。

ということで、3番を終わらせていただきます。

4番の各字の公民館のAEDの件なんですけれども、保守管理が大事だということ为先日の南海日日新聞で、千葉県成田市の消防本部が、心肺停止の状態の70代女性を搬送する際、自動体外式除細動器（AED）のバッテリー切れで電気ショックを実施できなかったと発表した。それで女性は搬送先の病院で死亡が確認された。それは消防本部がしたことです。

字の公民館の保守管理等は区長さんが普通すると思うんですけれども、そこまで多分できないと思うんです。知名町の公民館に設置されているAEDがどういふ

うなのか、私は見たことはありませんけれども、多分、充電式か何か、その電力は分かりませんが、総務課長、どういうものですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

バッテリー式となっております。

○10番（宗村 勝君）

バッテリー式ということは、自然放電をします。それは常に充電をされているのですかね。

○総務課長（瀬島徳幸君）

このAEDの管理については、導入の際に、区長さん、そして各分団で管理をしていただきたいと。それを納得した上で導入を図っております。

ということで、管理については、消防分団が一応各分団で行っております。毎月、また、そのAEDの管理手当というのを分団のほうへは1,000円、金額は少々ですが、支給を図っております。

○10番（宗村 勝君）

分かりました。

そのAEDは、お聞きしますけれども、買取り式ですか、リース式でしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これは補助事業を導入した経緯がありまして、単年度での執行になります。リース契約はできませんので、買取り方式となっております。

○10番（宗村 勝君）

買い取った場合、1台当たりの金額をお願いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

全字21字に約330万円予算をつぎ込みました。

○10番（宗村 勝君）

ということは幾らですかね。計算してください。

○総務課長（瀬島徳幸君）

15万円程度じゃないかと思います。

○10番（宗村 勝君）

1台当たり15万円、それは万が一のために利用するためのものですから、保守管理は区長さんにもお願いして徹底して、千葉県消防本部みたいにならないように、先ほど避難所での利用とか、そういう利用のためにとかいうことも聞かされましたので、ぜひ周知していただけたらと思っております。有効にできるように、多額の費用を費やしていますから、人間の命が何よりも大事だと言われているから、

万が一のために、そういうミスのないように、ぜひお願いしたいと思います。

最後、5番、町長のスポーツ合宿に関してです。

町長、そう訴えていたことは間違いないですよ。ぜひお願いします。選挙前に。

○町長（今井力夫君）

スポーツ合宿とかスポーツ大会を積極的に取り入れていきますというのは、私が最初立候補したときの公約の中に入っていると思います。

○10番（宗村 勝君）

前にも質問して、同じような宿泊施設並びにそういうものが足りないと答弁をいただきましたけれども、スポーツ団体を取り込むには、有名選手が来ますと報道機関も一緒についてきます。前に、今は日本代表であります大迫勇也選手が永良部に来て、子供たちに指導したことがあります。それは、田皆出身の山平先生が口利きしていただき、実現したんですけれども、そのときサッカー協会は内密にしていたんです。というのは、大迫選手が来ると、島外の子供たちも多分訪ねてくるんじゃないか。静かにしようということで、内密にして実現した経緯がありますけれども、大迫選手が今、永良部に来たら、本当に大騒ぎになります。そういう有名選手等の合宿じゃなくても宿泊に来るだけでも報道機関は追っかけてきます。

せっかくホテルもあります。先ほどスポーツ施設がちょっと足りないと。それは何年も前から知名町は取り組まなきゃいけないことだったんですけれども、そういうスポーツ施設を、室内練習場ですか、そういうのを設備していくべきだったんですけれども、してないから、もう今さら言ってもしょうがないんですけれども、これからぜひ温暖な気候を生かして、町長が申し上げていました沖縄は繁華街が多くてスポーツ選手がそこに流れるだろう。永良部はそうじゃない。スポーツに専念できるだろうということで、永良部にそういう団体を誘致したいと1期目の選挙運動で訴えていたのをいまだに忘れません。

それをもう一回思い出して、現在の施設でも実現できる合宿、団体に、町長のいろんな顔で声をかけていただき、永良部に合宿に来ませんか、永良部でこれをしませんかとか、そういう声をかけていただくと、交流人口の拡大、町の活性化に絶対つながると思いますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福井源乃介君）

これで、宗村 勝君の一般質問を終わります。

昨日と本日、7名の議員から、町政全般にわたる意見、提言がありました。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項を真摯に受け止め、適切

なる対処をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日10日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時10分

令和4年第1回知名町議会定例会

第3日

令和4年3月10日

令和4年第1回知名町議会定例会議事日程
令和4年3月10日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

- 日程第 1 議案第 3号 令和3年度知名町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 2 議案第 4号 令和3年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第 5号 令和3年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 4 議案第 6号 令和3年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 7号 令和3年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 8号 令和3年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 9号 令和3年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第10号 令和3年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第11号 令和3年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第12号 知名町道路線の認定について
- 日程第11 議案第13号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 4 議案第 1 6 号 知名町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 知名町債権管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 知名町フローラルパークの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 知名町体育施設の指定管理者の指定について
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主事 伊井 徹君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員 of 職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	井上 修吉君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	田中 幸太郎君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課長補佐	岡越 豊君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元栄 吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	
		兼生涯学習課長	窪田 政英君
		兼中央公民館長	
		兼図書館長	
建設課長	英 敬一君	学校給食センター所長	村山 裕一郎君
耕地課長	久永 裕一君		

△開 会 午前10時00分

○議長（福井源乃介君）

ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

本日は、3月10日、3と10の語呂合わせで砂糖ということでキビの日という制定をされておりました、キビの日でございます。農林課長のほうからサトウキビの収穫、進捗状況等々について、まず報告をお願いします。

○農林課長（安田末広君）

それでは、議長のほうからサトウキビの圧搾、搬入状況について報告するよう要請がありましたので、この場を借りて報告させていただきます。

令和4年3月9日時点で、圧搾処理量が6万3,806トンとなっております。3月9日での圧搾計画量が6万6,240トンでありますのでマイナス2,433トン、遅れているというような状況であります。また、生産量につきましても、当初8万7,707トンを計画いたしておりましたけれども、修正を行いまして9万3,082トンに修正いたしております。現在の圧搾の達成率が71.16%となっております。

南栄糖業の搬入終了なんですけれども、現状では少し遅れがあると、増収に方向修正したということで日量900トンをめどに圧搾をしていくと、搬入をしていくというふうに計画してまして、4月10日を搬入終了の予定といたしております。

実績を見ましても1月、2月なかなか雨が多かったですけれども、逐次1,000トンを超えるベースでも搬入されておまして、現状のところ2,400トンの遅れではございますけれども、何とか今のままでいけばその計画は達成見込み可能かなというふうに思っております。

以上です、報告。

○議長（福井源乃介君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第3号 令和3年度知名町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（福井源乃介君）

日程第1、議案第3号、令和3年度知名町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、皆さん、改めましておはようございます。本日3日目となります。本日もよろしく申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第3号は、令和3年度知名町一般会計補正予算（第7号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ14億7,918万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,713万6,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入については、交付決定により地方消費税交付金を増額計上し、国の補正に伴い普通交付税を増額計上しております。

歳出につきましては、庁舎建設工事の着工が令和4年度となったことから庁舎建設事業費を減額計上し、土地改良事業に係る地元負担金の財源確保のため、土地改良事業基金積立金を増額計上しております。

地方債は、事業費の確定により変更を行っております。

その他、事業量の変更等に伴い増減も行っております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページから3ページまで。

○1番（福川勝久君）

まず、先ほど町長からワクチン接種の件をおっしゃられましたが、町民のほうから12歳未満のワクチン接種に対しての要望書が上がっていると思うんですが、それに対応したこと、先ほど言われたことはそれに対応しているのか、また町として要望書に対しての対応はどうなっているのか、教えてください。

○保健福祉課長（成美保昭君）

要望書のほうは、7日の朝10時に町長室のほうで頂いております。そのときの要望の内容も含めまして、今日の町長の先ほどありましたとおりでございますが、現在のところ接種の日程については4月に入ってからということで、今も医療機関

とのほうは調整しておりますが、集団接種になりますと、どうしても誰誰が来ている来ていないとか、そういったものが見た目ですぐ判断できてしまうということで、個別接種にして医療系や医師の意見を仰いだほうがいいだろうということになりましたので、医療機関のほうもその方向で納得というか了解を得られましたので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

○1番（福川勝久君）

分かりました。

接種する、しないは任意なんで仕方ないと思うんですが、子供たちの中でワクチン接種したとかしていないとかそういった話、また子供が家に帰って親に、あっちの子供は接種していないとかそういったことが起きないように、町のほうからも知名町LINE、広報等でそういったことがないように周知する必要があると思っておりますが、そういうことは可能ですか。

○町長（今井力夫君）

そういうことも危惧されますので、昨日、学校教育課、教育長の皆さんも同席しておりましたので、また、昨日もその場で、特に学校においてはそういう不利益を被るような発言等が出る可能性もありますので、十分学校のほうでは指導するよというということで昨日の会議でも申し上げましたし、本町においては、その要望書を頂いたときに、学校教育課のほうは教育長を呼びまして各学校における指導の徹底ということを指示をしております。

ふだんから子どもは医療従事者等について、このコロナの問題が出たときに、医療従事者に感謝こそすれ、それに対しての人権を無視するような言動がないよという事は常々申し上げてきておりますので、また平素から様々な機会を設けて人権の配慮ということは十分、放送等でも指導しております。むしろそういう成熟した社会を私たちはもう出来上がってこなきゃいけない時代だと、それを一々全体放送したからどうのこうのというそういうふうな、ある意味では言葉が正しくないかもしれませんが、貧しい町民であってはいけないと、心豊かな町民であっていただきたいという思いが非常に強うございますので、既に知名町民としてはそういう成熟した町民になっているものだと私は期待をしたいなと思っております。

そういう意味で、時折は医療従事者への感謝を申し上げますというようなことと、自分の人権もですけれども、相手の人権ということも非常に大切にしていかなければいけないよというようなことは日頃から申し上げているようなところでございますので、防災無線において、特にそれだけを意識した放送というのは、今のところ考えておりません。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

ほかに。

○2番（奥山雅貴君）

やっと喋れるので、まず、今回のコロナウイルスのクラスターというかあれで、医療関係者と、そして町職員の努力、行動に大変感謝しておりますので、一応私なりにありがとうございますと言いたいと思います。ありがとうございます。

それでは、扶養手当についてなんですが、本町に数年住んでいた住民が隣町に、このほど最近移ってしまいました。役場で手続をしている間、隣町職員から手当を受けるべきですと勧められ、でも知名町では何も言われなかったから間違っているんじゃないですか、もう一回調べ直してくださいと再確認させましたが、いえ、適用世帯だと言われ、手当をもらい、いろいろな面で助かったと聞きました。

それを聞いたときに知名町の職員はどうなっているのと、ちょっと調べてよと言われたんですが、ちょっといろいろとあって私も忙しく、本庁に足を向けることはなかったんですが、本庁の担当されている職員、課とか、そこの勉強とその対応はしっかりとできているのでしょうか、伺います。

〔「父子手当」と呼ぶ者あり〕

〔「父子扶養手当だからこれは税務課か、町民課か」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

奥山君、もう一度手当の。

○2番（奥山雅貴君）

父子扶養手当、母子扶養……何と言うのか、父ちゃん、父子、おやじが子供を一人で育てているその手当。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

父子扶養手当ということのようですけれども、ちょっとそのような手当のことをまだこちらのほうでは把握していないので、児童扶養手当あるいはひとり親……。

○議長（福井源乃介君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時15分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

児童扶養手当等につきましては、申請主義になっておりますので、町民の申請をもって各種事務手続に取りかかっているところでございます。ただ、町民の中にはそのような手当があるということを知らずにそのまま過ごされている方もいらっしゃるかもしれないということです。今後は広報等をうまく利用してお伝えしていければと考えております。

○2番（奥山雅貴君）

ぜひ、そのようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

総括。第2表、繰越明許費、4ページ、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

第3表、地方債補正、6ページ、7ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、10ページ。

11ページ。

12ページ。

○8番（根釜昭一郎君）

耕地課長のほうにお尋ねします。

4目の多面的機能支払交付金が減額になっているんですけども、こちらのほうは国の予算の関係での減額なのか、本町での活動状況による減額なのかを教えてください。

○耕地課長（久永裕一君）

減額については、国の決定による減額になります。

○8番（根釜昭一郎君）

800万円余り減額ということのようですけれども、今年度、各支部のほうで活動のほうをされていると思うんですけども、その活動状況のほうは順調に計画ど

おりに実行されているのでしょうか。

○耕地課長（久永裕一君）

この減額分については、長寿命化、更新事業等に使えるお金、補助金の減額になります。通常の活動の経費としましては満額ついておりますので、活動には支障がないと思っております。

○8番（根釜昭一郎君）

最後になるんですけれども、この減額に対してではなくて、本年度の活動状況が、年度当初に各字単位の支部があると思うんですけれども、そちらの活動のほうは計画どおりの活動が行われているのかどうか。減額とは別の話です。

○耕地課長（久永裕一君）

各支援体の活動については、毎月といたしますか、日報等を出していただいて確認をしているところです。現在、ほぼ活動は順調に行っているものだと認識しております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

13ページ。

14ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

歳出、15ページ。

16ページ。

○9番（西 文男君）

ちょっと教えてください。総務費の8目の無線施設管理について、補正して1,400万円なんですけれども、内容を見たら蓄電池交換のため保守点検の委託料という形ですが、町民のほうから、防災無線の受信について、強風等々で非常に途切れて防災無線が聞けない日が非常に多くなっているというふうに話を聞きました。その辺については、町は今現在どのような形で対処していらっしゃいますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

途切れ途切れになるという住民の皆様からのお電話等をいただいております。その際には、委託業者もお持ちして、その方を通じてご家庭を訪問して、どのような状態か確認させていただいております。ただ、外部アンテナが必要とかそういうことになりますと、また機器を調整しながら行いますので、しばらく時間を待ってもらって、再度お伺いするというような形で行っております。

○ 9 番（西 文男君）

今の外部の受信アンテナの件ですけれども、ある方はそういう形で町のほうに防災無線の受信が非常に厳しい状況と、外部のアンテナを立てていただいたということを知っておりますので、そういう形で町のほうが対処するというところで理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○ 議長（福井源乃介君）

ほかに。

17ページ。

○ 9 番（西 文男君）

ごめんなさい、同じページです。16ページの21目の庁舎建設の事業費です。減額については説明書で十分分かりました。補正が減額の理由は分かりましたが、8,397万8,000円についてのこの事業の説明がなかったものですから、具体的にどういった形で、8,397万円の用途について説明を求めます。

○ 総務課長（瀬島徳幸君）

令和4年3月現在、これまでに実施した庁舎関係の事業がございます。その額が8,398万円ということで、例えば地質調査、それから実施設計、造成設計の委託費もございます、そういうものがもろもろで8,397万円は使ったということでございます。

○ 9 番（西 文男君）

分かりました。ぜひ、次回からそういう形の説明書を頂ければ理解できると思いますので、要望したいと思います。

それと用地1筆でしたか、まだ所有権移転等々で現在交渉中であるという回答をいただいておりますが、その後、どういった形になったのでしょうか。

○ 総務課長（瀬島徳幸君）

いろいろと交渉しておりました相続人の方が急遽お亡くなりになりまして、その方のまたお子さんとかそういう相続の方を通して、今連絡を取り合って、ほぼ交渉ができるようではないかと、4年度早々にぜひまた弁護士等を通じてそういう形で進めていきたいと思っております。

○ 9 番（西 文男君）

なかなか大変な作業になってきていると思いますが、庁舎建設の公用の施設でございますので、ご理解をいただいて使用ができるように頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（福井源乃介君）

17ページ。

18ページまで。

19ページ。

20ページ。

○3番（城村 誠君）

おわびがございます。私、持病の腰痛が、今日、非常に悪化しております、議長の許可を得まして座したままで発言を許されておりますので、それに甘えて座したままで、執行部の皆様のご理解をお願いいたします。

20ページの5目、田皆認定こども園、会計年度任用職員が400万円、報酬が減っております。これは当初計画、予定していた職員を確保できなかったからということではないでしょうか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

田皆認定こども園の会計年度任用職員の400万円の減額になりますけれども、こちらは当初予算作成時は、前年の12月頃に次年度の園児数等を想定して必要であろうという職員を、最大というか予定して当初20名の会計年度任用職員の雇用を想定してつくられているものです。現在3月、現時点では今18名の職員を雇用しているということで、その時々で職員が入ってきたり辞めていたりいろいろな増減等もございまして、合計でこの400万円の減になったというような状況となっております。

○3番（城村 誠君）

じゃ、その生徒数が少なかったり、ちゃんと必要な職員は採用をきちんとされていると。

今回、こども園から大変なクラスターになりました。もしこれで職員採用が足りていなくて、そういう予防対策がもし不備があったとかそういうものであればちょっと問題だったのかと思いますけれども、これは適正な職員を確保できていて、それがまず生徒の人数が少なかったから減額で済んだということで、これは分かりました。

ごめんなさい、以上です。

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

20ページ、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

進めます。21ページ。

22ページ。

○11番（今井吉男君）

22ページの16目の子育て支援金事業費の中で、説明書の中で子育て支援金、全国的に出生率が減少する中、本町は増えている関係で増額になっていますが、その理由は何ですか。その増額、人数は全国的には減っているのに、知名町だけ出生数が上がっている理由は。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

これといった確証はないんですけども、これまでの様々な子育て支援の取組で出生率が上がったということであれば大変喜ばしいことかなと考えます。ただ、昨年度が二十数名という非常に少ない出生でございましたので、その反動というか、回復期ということにも当たろうかと考えております。

○11番（今井吉男君）

大変喜ばしいことですが、今後も増えていくといいと思うんです。

それとあと、沖永良部高校の祝金が増額になっていますが、まだ合格発表はないんですけども、数は分かっている増額しているんですか。当初予算の人数で、これ人数でいくとこの増額は計算すると5万円を、令和3年度分増額、これ3年度分か、今度の見込みをもう払うんじゃないですか、3月で。今度新しい皆さんの分、その分の増額じゃないですか。これ、3月末に発生するんですよね、祝金は。沖高の発表は16日と聞いていますが、その前にもう人数が確定して、その人数で増額したのかどうか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

確かにこの沖高生の分は、今度の合格者宛てに贈られる分になっております。この予算を作成いたしました11月、12月頃の感触、中学生自体もどこを受けてどこの高校に進学するかということについては、まだ定まっていない時期ではありましたが、その周りの保護者の聞き取り等を伺う中で、これぐらいは増やしておいたほうがよいだろうということで16名、多めの人数で増額させていただいているところでございます。

○11番（今井吉男君）

もう全員申込みすれば全員もう合格かなと思って、それで増額したのかなと。まだ確定じゃないですか、予想か。16日にはっきりすると聞いておりますけれども、

分かりました。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○8番（根釜昭一郎君）

22ページ、13目の安心な出産・子育て支援事業の中で、ハイリスク妊産婦出産支援助成金が52万6,000円増額となっているんですけども、これ多分、当初の予算より倍増になっているかと思うんですけども、この理由についてのご説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

昨年度は、ハイリスク妊産婦の出産支援助成金を受けたご家庭が2家庭ございましたけれども、今年度は出生数も多かったということもあってかと思うんですけども、これまでに6名、さらに現在も2名の方が対象で、合計8名の方がこの助成金を受けられております。よって、金額が大幅に昨年度よりも増えたということで増額補正させていただいているところです。

○8番（根釜昭一郎君）

出産のほうは、ほぼ徳洲会病院になろうかと思うんですけども、徳洲会病院の医師の体制のほうは拡充をされたかのように感じるんですけども、医師体制に係る利用される方の増加ではないと思うんです。多分、島外に行かれる方等々の助成だと思うんですけども、島外に行かれる場合に詳細といいますか、沖永良部からでしたら沖縄のほうに行かれるとか、それか地元のほうに行かれるとか、そういった詳細のほうは把握されていますか。沖縄県の通常の医療圏内のところに行かれる方がやはり多かたりするのでしょうか。

○子育て支援課長（池沢由美子君）

やはりハイリスクであるということから、島内で出産を迎えることが難しいという妊婦につきましてこの助成を行っているものになります。沖縄県であったり、鹿児島県であったり、あるいは地元に戻って出産されるというご家庭もあります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

23ページ。

24ページ。

○9番（西 文男君）

すみません、教えてください。

23ページです。障害者自立支援の給付で509万円増額になっていますけれど

も、これは給付の人数が増えたということで理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

これについてですが、主に施設入所支援、共同生活援助、これはもう島外の施設のほうに入所されている方が使う費用になるんですけども、人数のほうは昨年度と変わりませんが、それぞれの利用料がかなり上がってきていまして、特に2つの項目が、サービス内容がどのサービスでそれだけ上がったのかはちょっと把握しておりませんが、延べの回数とかそのあたりも上がっておりますので、このあたりはもう個人個人の程度区分の上下によってもかなりの費用に差が出てきますので、そのあたりだと考えております。

○9番（西 文男君）

非常に、障害者支援については複雑かつ多岐にわたり、いろいろ諸条件等まで非常に厳しい、難しいところあるかと思いますが、こういう形で町としてもしっかりと対応していただいているということをもって、またそういう障害者支援について、今後もこういう形で支援をしていただいて、一日も早くみんなが自立して健康長寿命につなげればなという意味で、確認でお伺いしました。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

24ページ。

25ページ。

○1番（福川勝久君）

25ページの14目の地域自殺対策強化事業費なんですけれども、この事業内容というのはどういった事業なんですか。説明をお願いします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

この事業ですが、今回は講師を島外のほうから招聘してやる予定が、コロナの関係がありましてそれができないということで、旅費のほうをマイナスして会場使用料を上げたりしたところであるんですけども、そういった感じの講師を招いての講話というか、その地域、関係機関への対象者へ、今回はフローラル館のほうで行っています。そういった方向で使っております。

○1番（福川勝久君）

自殺される方、その家族の方とか、友達なり、県か国のほうには多分そういった相談窓口があると思うんですけど、そうやって悩まれている方の、本町ではそういった窓口はありますか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

窓口としましては、保健センターのほうに担当を置いておまして、そちらのほうから、また訪問等も行っておりますので、常に、電話のみならずお伺いして、いろいろ状況を聞いたりして対応しております。

○1番（福川勝久君）

やっぱり、そういった家族の方であったり、悩まれている方、そういう多分家族には言えない、友達にも言えない、だけれどもやっぱり知らない人には話せるということがあると思うので、そういった相談窓口があるのであればいいことだと思います。また、そういう窓口で相談を受けて、やっぱりその人がいるんなことに対し不安とかあると思うんですが、こうしたらいいのかなとか、そういったふうに手助けができるんだったら、やっぱりそういう方も減っていくのかなと思うので、またこれからも継続してよろしくをお願いします。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

26ページ。

○8番（根釜昭一郎君）

5款の1目のほうで、農業委員会の能率給のほうが344万円の増額ということで、活動よっての増額だと思うんですけども、この理由、その活動が増えている中で離農者の数が結構増えてきたとか、そういった状況があるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（上村隆一郎君）

今、ご質問の報酬についてですけども、平成27年に農業委員会法が改正されて、その改正内容は農地利用の最適化ということが農業委員会に大きく求められていたところです。最適化については、担い手の農地の集積集約、それから荒廃農地の発生防止と解消、それから新規参入者の促進というそういった活動をしてくださいということで、大きく農業委員会の役割が変わったわけですけども、これに関わる報酬としまして、そういう報酬が出るということです。

実際どういう活動に対しての報酬かと申しますと、農地利用の最適化に係る意向、農家の方々がどういう意向を持っているとかそういうアンケート調査をするようになっているんですけども、それに係る報酬、それから農地パトロールと申しまして、遊休農地とか荒廃農地が発生しないように、年に1回、全農地を委員さんが回っております。そういった活動に対しての報酬の増額です。

○8番（根釜昭一郎君）

340万円という結構な金額なので、離農される方が増えて農地対策のほうに時間を取られているのかなと危惧した面もあったので質問のほうをさせていただき

ました。

あと、農地の集積等に関しましては、若手の農家さんのほうから、なかなか自分たちが規模拡大のほうをしたくても、世代を飛び越えたといいますか、年齢が離れている場合等には自分たちのほうには声がかからないという、増やしたくても増やせないというような声も聞こえていますので、来年度以降、そういった声が上がっているということも農業委員さんのほうにも一言お声かけをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

27ページ。

○5番（窪田 仁君）

14、農業創出緊急支援事業のハードのほうで、大分減額になっておりますけれども、これは資材の高騰とか、原因は何でしょうか。

○農林課長（安田末広君）

昨年の3月補正でしたけれども、2年度の繰越しで3年度分を事業いたしましたので、その分の減額となっております。

○5番（窪田 仁君）

導入価格がかなり高騰しているということで、生産者も辞退する方が多くなってきているのかなとも思うんですけども、増やす方法を設計段階で、県の指定の設計でしかできないのか、強化型になっていると思うんですけども、普通の矩形のハウスは、価格をもうちょっと下げるような設計はできないものかと。

○農林課長（安田末広君）

今、議員が言われるように、鉄の価格が高騰しておりましてかなり資材費が高くなっております。その設計の内容については、生産者からやはりこうあってほしいと、あああってほしいというような要望をそのまま受けていますので、それで見積りを取っていますので、その価格提示をしたらちょっと高いかなというふうな生産者からの意見もありましたので、また、具体的なコスト低減につながるような中身については、これからも研究しながら生産者と進めていきたいと思っています。

○5番（窪田 仁君）

出だして予定価格が600万円で来たときに、600万円か800万円で農家が想定しているときに、これが最近では想定価格が1,000万円ぐらいになっているということで、農家支払いが20%で200万円、これだけでもはるかに高い金額になっているもんだから辞退する方が多い。そういうふうには強化型、県の指定を和ら

げる方法があれば、そっちの方向をどんどん取り入れてほしいなと思うところです。
以上です。

○議長（福井源乃介君）

要請でよろしいですか。

○5番（窪田 仁君）

要請で。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

28ページ。

○3番（城村 誠君）

28ページ、26目、特産品加工場の件ですけれども、9月議会でしょうか、町長から、現段階では300万円ほどの赤字になっているが、年度いっぱいではそれをクリアできそうだという発言がありましたけれども、現状、途中段階でいいですけれども、それは達成できそうなんでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

12月末だと思えますけれども、現時点で1,000万円弱の収入がございます。支出のほうが、やはり今年度末で1,300万円ぐらいはなるかと思えますので、今、そこに近づけようというような収入を、そういうような努力をしている状況です。

○3番（城村 誠君）

先日、私ちょっと加工場を見学がてら職員からいろいろ説明を受けたんですけれども、沖縄のほうに送って殺菌をしていると、その殺菌工場で大腸菌が殺菌できずに残ってしまって何か問題発生したという報告を聞いているんですけれども、それを詳しくもうちょっと教えていただけますか。

○農林課長（安田末広君）

本町の原料を使用して製品を作っている会社から、言われるようにそういうクレームがございまして、当方でもいろいろ調べたところ、そういう可能性が高いということで、我々のほうとしては沖縄のほうに送って殺菌、滅菌をしております。そこで多分発生したのではないかということで、原因はそこじゃないかというふうなことで、補償も求められていますので、その補償については沖縄のその業者にかなり多くの割合で負担していただくというふうには今のところは交渉をいたしております。

○3番（城村 誠君）

もうそれはしっかりと補償していただかないと困るなという。

結局、殺菌をした後、またそれを静岡かどこか、入れてパッケージするところにまた沖縄から送ってやってもらっていると。ここで作った桑の葉が沖縄からも長い距離を動いて大分コストがかかっていると。どこか1か所でコスト削減につながるようなものがあればもうちょっと安く販売できる、もう少しもうけを取れる、そういうものがあると思いますけれども、今現状ではそういう工程しかできないということでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

殺菌、滅菌の業者についても全国くまなく調査しております。その中でやはり、沖縄が一番単価的に安かったというようなことで、今、沖縄でしてまいりました。ですけれども、こういうような状況が起きまして、ちょっと価格は高くなるかもしれませんが、安全性の面で、今、静岡とどこか2件ほど、試験的に滅菌、殺菌をさせております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

29ページ。

○5番（窪田 仁君）

すみません、28ページのリサイクル液肥の肥料分析の結果みたいなのはもうできてきているのかなと思って。

○農林課長（安田末広君）

分析の結果は出ております。ただ、突出してこれこれこうだからこれが何々の作物にどうだよねというような成分は、残念ながら出ませんでした。ここの普及課の職員が、また鹿大の教授等ともつながりがあるようですので、さらにそういったところでもまた分析、研究していただこうかなというふうに思っているところです。

○5番（窪田 仁君）

このリサイクルのここの食品とここの食品、食品の種類によっても違ったりして、バランス、平均的なものが出ればいいんですけども、それがどの作物に有効かというのもまだ出ていないような状態で、個人で実験してやるような形に、ちょっとでも参考になる資料があればいいなと思うところです。

以上で終わります。

○議長（福井源乃介君）

29ページ。

30ページ。

31 ページ。

○9 番（西 文男君）

18 日、教えてください。補助金のほうで国庫支出金から自主財源に400万円ぐらいになっているんですが、ちょっと説明書を見たけれども説明が書いてなかったので、その自主財源になった理由は、どういう理由で自主財源になりましたか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

財源の振替については、総務課でやっていますので総務課で答えさせていただきますけれども、事業の内容といたしましては時短要請をやっていますけれども、地方負担分が2割求められております。その2割について、1割は県が負担しておりまして、あとの1割は町が負担ということで、今、事業費を上げております。

振り分けについては、総務課のほうからお願いします。

○総務課長（瀬島徳幸君）

先ほど企画振興課長のほうで説明ありました。国、県、また町と、それぞれの負担割合で負担をするところですが、今のところ県からの負担金の見込み、600万円ほどを見込んでおるんですが、それが多分減額になるだろうということ、そのうちの418万円ぐらいは減額になるんじゃないかということを見込んでおりまして、また地方創生臨時交付金、単年度主義です。そういうことでいろいろと調整していかないと返してしまうともったいないので、今の段階でできるところはこういう形で置いて、最終確定した段階で、また増減の調整は行います。

○9 番（西 文男君）

確認です、ごめんなさい。今、総務課長の詳しい説明があった。ちょっと私の理解度が足りないと思って、確認させてください。

要は時短要請ですから、これは当然国のほうの指針で、鹿児島県も準じてください、当然県から町にという形で、補償についての金額、条件を全てクリアしている店舗の中でという話ですので、すみません、前提は。それで、そうすると実際の数字とか店舗数等々、当然確認もしてクリアしている中で件数が決まっています、今現在、大体それぐらい減額になると、後で確定したら再度申請をして交付税で戻すという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

県の幾ら店舗に助成を出すかというのは、今からの集計になるとは思いますが、その前に、この地方創生臨時交付金、3月末までの一応の目安を立てておかないといけない。どこにどのぐらい充てて、どのぐらい減らしたほうが後々の計算が楽になるかどうかも見込んでおかないといけませんので、今の段階ではこういう形でや

っていますが、先ほど申し上げたとおり、ほかのところに充当する可能性もあります。また、ほかのところから持ってくる可能性もあります。そういうことを加味して今の段階では調整を行っております。

○9番（西 文男君）

いろいろ支出についてもまだまだ検討するというか、利用価値というかそういうのも含めて、今現在そういう形で一般財源で上げているということで理解してよろしいですか。分かりました。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○9番（西 文男君）

次、19目です。プレミアム付商品券ですが、コロナの影響で延長されたと思いますが、その使用率等々、分かる範囲で結構ですので示していただけませんか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

使用期間につきましては、当初予定どおり2月28日までということで延長はしておりませんが、1,000円券につきましては、当初使えるところを限定しましたけれども、全て使えるようにということで2月からしております。

6,000万円の総事業費で、3,000万円は購入していただくんですけども、購入率は100%で3,000万円購入していただいております。昨日時点での換金率ですけども、換金率が98.6%となっております。明日まで換金という形になっておりますので、それ以上は上がるのではないかと考えております。

○9番（西 文男君）

分かりました、数字的には。

それから、内容をちょっと確認させてください。例えば、時間外勤務については分かります、20万6,000円。通信運搬費も2万3,000円と。それから会場使用料、これはどこでやって6万円という形でしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

事業者説明会をフローラル館でいたしましたので、その会場使用料というふうになっております。

○9番（西 文男君）

これは業者宛てにということじゃなくて、購入者、どちらでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

事業者説明会を1回やっておりますして、それから実際の購入もフローラル館でやっておりますので、その分の会場使用料でございます。

○ 9 番（西 文男君）

これ確認です。1回目、2回目、合わせてということでもよろしいでしょうか。分かりました。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

32ページ。

33ページ。

34ページ。

35ページ。

36ページ。

○ 12 番（外山利章君）

36ページの8目学校施設整備費についてお尋ねいたしますが、内訳を見ますと、下平川小学校の門扉の新設ということで門の新設が行われるようですが、関連いたしまして、上城小学校の正門が爆裂というかひび割れが入っているのと、あと穴も空いております、先日確認したところ。その点については、学校教育課は確認をされておりますか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

上城小の正門の門柱でしょうか。門柱にひびが入って、現在は針金でちょっと固定しているというような状況です。中のほうまでひびが入って危ないような状況というふうに判断しておりますので、恐らく全部造り替えになるのではないかとこのように考えております。

○ 12 番（外山利章君）

危険もしっかりと把握されているということでもありますので、早急に対応してほしいところです。また、早急にその対応が必要だと思いますが、それについては、学校教育課長、いかがですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

新年度になってからというふうになりますが、今、予算の中で対応できるようにしたいと思います。

○ 12 番（外山利章君）

予算化をして早急に対応していただきたいと思います。というのは、これは自分も確認しに行ったところなんですけれども、地域の方から連絡がありまして、上城小学校の正門、自分たちの母校の正門があのような形で針金で固定されていると、子供たちの危険も非常に考えられるので、早急に対応するように要請してほしいと

ということで連絡をいただきました。対応を考えているということですので、新年度、ぜひ対応していただくことを強く要請して、終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

37ページ。

38ページ。

39ページ。

40ページ。

○6番（川畑光男君）

40ページの8目田皆中学校感染症対策等支援事業費がありますけれども、各小学校は全てあるんですけれども、知名中学校だけはついていないんですけれども、どういうことですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

この学校での感染症予防対策につきましては、国の補助金で行っております。令和2年度から3年度と継続して行っている事業ですが、この事業を行う際は、上限が90万円なんです、各学校に要望を取りまして実施しております。

今回、国の補正で追加で配分されたことに伴って、各学校の要望を取ったんですが、知名中学校はこれまでに配分された分で今のところ十分だということで今回の要望には上がってきておりませんでしたので、今回の補正のほうには計上していない状況です。

○6番（川畑光男君）

知名中学校は今のままで十分だったということですね。分かりました。

○5番（窪田 仁君）

7目、埋蔵文化なんですけれども、昨日の答弁で研修会はやらないということなんですけれども、今までの事業説明はどうなるかなと思いますけれども、どんな感じですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

国指定の研修会、それから文化財の研修会、ご質問にはあるかと思いますが、毎年夏には文化財巡りというのを生涯学習課のほうは企画、計画をして、広く町民の方に参加を求めて町内の文化財を巡って、そこで実際に触れたり見たりということをやっておりますので、実際に町内の文化財を詳しく知るという機会はそのような形で提供しておりますので、一堂で知名町の文化財について説明会、研修会をするという座学よりは、実際に現地を訪れて触れていただくということのほうが効果が

あるだろうということで、ですから、研修会はしないというような答弁したのかも
しれませんが、実際にはそういう形で広く皆さんに知る機会をつくってはいるとこ
ろです。

○5番（窪田 仁君）

国指定の文化財の調査とかいろいろやっているようですので、それに対しての説
明会がまだないんですけれども、それを勉強会を兼ねて説明会をしてほしいという、
強いて言えば現場を確認できるように。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

国指定につきましては、ロードマップを昨年の検討会の中で提案して承認をいた
だいたところであって、また、文化庁や県の埋蔵文化財課のスタッフ、それから大
学の教授等々からいろんな課題をいただいております、その課題をこれからクリ
アしていこうというところに今立っているものですから、町民の皆様の説明をして、
ある程度中間でというところまでまだ来ていないというのが現状ですので、議員が
おっしゃるように広く、国指定に向けたトゥール墓群、こういったものについては
後々、町民の皆様にも紹介していかないとはいけませんので、その時期が来ましたら
そういう計画を立てたいと思います。

○5番（窪田 仁君）

最後になりますけれども、それはいろんな予算を使っていますけれども、議会自
体、町民に広く広報する前に、ほかの方も知らないと思うんです。知っているのは
生涯学習課だけで、内容をちょっと幅広く広めるということなんですけれども、説
明責任があると思うんです。その辺を要望して、聞いておきます。どうなんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

国指定というふうに仰々しく申し上げておりますが、実際には、トゥール墓群、
世之主の墓であったり、屋者真三郎の墓だったり、屋子母のセージマの遺跡であつ
たり、聞けば皆様大体ご存じの場所でありますので、ただ一覧として今整備してい
ますから、どこまでを入れるかということも含めて、確定した時点で何か広報紙
やチラシで皆様にご案内したいと思います。決して今回新しく発見できたものを国
指定にということではありませんので、また、そのあたりは整理した上で皆様にご
案内できるようにしたいと思います。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○5番（窪田 仁君）

聞けば聞くほどよく分からなくなってくるので、ぜひ説明会をしてください。

○議長（福井源乃介君）

41ページ。

○7番（新山直樹君）

12目の移動図書館費なんですけれども、これ前、軽トラをちょっと改造して移動図書館、あれいつ頃運営されるんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

実は3月、今月納車の予定でございます。若干、業者のほうの輸送の手続等がありますので、間もなく納車され、納車次第、車両下部のほうにはさび止めの施工をした上で、4月から稼働するというふうに今予定しております。

○7番（新山直樹君）

4月からということなんですけど、どういうふうなあれで地区をいつ頃回るとか、そういう計画とかはされているんですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

これにつきましては、非常に図書館のスタッフ自体がわくわくしております、既にもう昨年の段階から、各小学校、中学校を回るルート、1週間のルートがもうできておまして、これで行こうというふうに。ただ車がないだけで、皆さんはもう来るのが待ち遠しいというような雰囲気、小中学校を随時回っていくというふうな予定を立てております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

42ページ、43ページまで。

○10番（宗村 勝君）

5目給食センター、会計年度任用職員報酬が230万円減額なっていますけれども、給食センター会計年度職員を防災無線等で募集をかけておりましたけれども、それが採用されなかったから減額されたんでしょうか。

○学校給食センター所長（村山裕一郎君）

報酬につきましては、当初予算で12名計上してあったんですが、長い間9名の職員で頑張ってもらったんですが、3月1日で1名増になりました、現在は10名体制となっています。

以上です。

○10番（宗村 勝君）

やっぱり職員が不足しますと学校給食へも影響しますから、働きやすい環境、それをぜひつくっていただき、職員が辞めないように、また引き抜かれないように

ひしていただければ。そこらはお考えいかがでしょうか。

○学校給食センター所長（村山裕一郎君）

去年の7月、今年の1月に会計年度任用臨時職員全部10名と30分から1時間、面談をしまして、皆さんがどう思っているかとか、どういうことしたら業務の改善になるかとかいう話合いはしっかりとしまして、令和4年度に向けては、令和3年度、今います9名の職員がそのまま令和4年度も働きたいという応募がありましたので、1名は3月をもって島外に出られますので、来年の体制につきましては12名欲しいんですが、今のところ9名はもう応募をいただいている状況です。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和3年度知名町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらく休憩します。

20分から再開します。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時20分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 議案第4号 令和3年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（福井源乃介君）

日程第2、議案第4号、令和3年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第4号は、令和3年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ394万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億994万8,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては、県支出金、繰入金をそれぞれ増額計上しております。

歳出につきましては、保険給付費用を増額計上し、総務費、保健事業費をそれぞれ減額しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

○9番（西 文男君）

総括で教えてください。

令和4年度国民健康保険税が少し安くなるということを以前に聞きましたが、大体、国民健康保険税の納税者の数と、その総額で大体幾らぐらい安くなるか。総額で結構ですので、分かる範囲で示していただけますか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

申し訳ございません。当初予算のときに詳しく説明しようと思って、現在資料を持ってきていませんので、令和4年度の当初予算の審議のときでよろしいですか。

お願いいたします。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。総括よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和3年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第5号 令和3年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（福井源乃介君）

続けます。

日程第3、議案第5号、令和3年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第5号は、令和3年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億1,113,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,674万2,000円と定めております。

主な補正の内容は、歳入につきましては、賦課決定により、第1号被保険者保険料を増額計上し、地域支援事業費の増加により支払基金交付金を増額計上、担当職員減に係る事務費繰入金として一般会計繰入金を減額計上しております。

歳出につきましては、一般管理費の人件費を減額計上し、地域支援事業費は介護予防・生活支援サービス費負担金を増額計上しております。他のサービス給付費を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ。

○10番（宗村 勝君）

滞納に関してですけれども、先ほどの国民健康保険税も含めて大幅に滞納者が減っているのが感じられます。それはどのような努力をされたのか。また、収納対策室の頑張りでなったのか、保健福祉課が頑張ったのか、そこら分かりましたら。

○保健福祉課長（成美保昭君）

収納対策室との連携によりまして、いろいろ資料、データ、やり方等を担当職員のほうが教わりまして、電話での催促、また金融機関への差押え等を随時行いまして、前年度と比べましてもかなりの額の改善に至ったということになっております。

○10番（宗村 勝君）

頑張りを感じますからその意気で、できたら収納対策室をもうちょっと早くつくるべきだったかなと感じているところでございます。できたらよかったかなと思っているところであります。連携して、ぜひできるだけ滞納者を減らすように努力していただくよう要請します。

終わります。

○議長（福井源乃介君）

2 ページまで。

○9番（西 文男君）

今、宗村議員からありましたように、滞納者の人数の減少とそれから滞納額が少なくなったということを非常に喜ばしいことであります。

そこで、今現在、収納対策室は何名でやっていらっしゃるのでしょうか。

○町長（今井力夫君）

当初、3名体制を組んでおりましたけれども、役場庁舎内でおめでた等がたくさんありまして人員不足が生じまして、今、収納対策室3名から2名に減らしております。また来年度どうしていくかということは、今後の職員数について勘案しながら、3名体制でいけるのか、2名体制でいけるのかというのを今後検討していかなければいけないと考えております。

○9番（西 文男君）

非常に成果があり頑張っておりますが、その担当職員のいろいろ苦勞があり、心のケア、それから相談等はどのような形で行っているのでしょうか。

○町長（今井力夫君）

非常に町民の皆さんと直接厳しいことを提案もしていかなきゃいけないところがございまして、精神的にはかなり参ったりするときもございます。そのときに、そこがやはり課のチームワークといいますか、収納対策室だけではなく税務課全体でのサポートの仕方とか、声かけ、そういうのも十分ございます。時折、町長室のほうに報告がてら来るときがございしますので、十分慰勞しながらそこは進めさせていただいているところでございます。

○9番（西 文男君）

精神的な部分の大きい担当だと思しますので、人員については、やはり2人の相談よりもまた3人ぐらいでやれば、いろいろ業務における相談、それから業務に対する取組方等々もそれぞれの発想で出てくるかと思しますので、ぜひ人員については、当初の3名という形でやっていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。総括。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。
歳入、5 ページ。

歳出、6 ページ、7 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和3年度知名町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第6号 令和3年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（福井源乃介君）

日程第4、議案第6号、令和3年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第6号は、令和3年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,695万2,000円と定めております。

主な補正内容は、保険料還付金の確定により、歳入歳出とも保険料還付金をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和3年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第5 議案第7号 令和3年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福井源乃介君）

日程第5、議案第7号、令和3年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）

についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第7号は、令和3年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,155万7,000円と定めております。

今回の補正内容は、歳入については、2名の方から寄附があり寄附金を増額計上し、奨学基金繰入金、貸付金元金収入を増額計上しております。

歳出につきましては、過徴収の過年度償還金の返還のため過年度償還分返還金を新規計上し、基金積立金を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページまで。

○8番（根釜昭一郎君）

総括で質問のほうをいたします。

昨日もあったんですけども、一般質問のほうでも幾つかあったかと思うんですけども、現状の貸与型の奨学金から給付型、もしくはまた対象者の拡充云々のお話があったかと思うんです。現状の各個別の学校での奨学金等々もありますので、現在、実際にどのような学校、学部が様々な奨学金制度を活用されているかをもう一度をしっかりと確認をして、奨学金の貸与を限定された進学先だけではなく、例えば、医療系でしたら卒業後その医療機関に勤めるという条件で全額奨学金扱いになったり、沖永良部に近いところで行きましたら、農業大学校におきましても個人負担がかなり少ない形での学校への進学ができるような形になっており、今一番、奨学金として不足しているのは、一般の大学等に行かれる、専門学校に行かれる方が実際には不足されていると思うので、今後しっかりと現状把握を再度して、本当に必要な方々に奨学金のほうを支給するように再検討されたほうがよいと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（甲斐敬造君）

現在、知名町の奨学資金貸付制度につきましては、ほかの奨学金との併用もできると。また、方針としては、なるべく採用して学校等へ進学していただくという方針で現在は行っておりまして、どの分野の学校へ行っても、現在は採用している状況でございます。

今後、そのようにより優遇されるところへ進学される場合には、審査委員会、採用委員会で検討していくということは、現在のところはありませんが、現在様々な国の給付金制度も拡充されて充実してきておりますので、今後は検討していく必要があるのかなと考えております。

○ 8 番（根釜昭一郎君）

要望で終わりますけれども、来年度、令和 4 年度中には、しっかりと現行の国の体制であったり個別の体制であったりというのを重々調査した上、知名町の奨学金、保護者または進学されるお子さんにとっては非常にありがたい制度でありますので、より有効に活用できるように改定していかれることを要望して終わります。

○ 議長（福井源乃介君）

総括です。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5 ページ。

歳出、6 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和3年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時44分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 議案第8号 令和3年度知名町下水道事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（福井源乃介君）

日程第6、議案第8号、令和3年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第8号は、令和3年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳出予算の組替えを行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,831万7,000円と定めております。

主な補正内容は、歳出につきまして、一般管理費を減額計上し、環境センター維持管理費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳出、1ページ。

第2表、繰越明許費、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。
歳出、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。
これから議案第8号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第8号、令和3年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第7 議案第9号 令和3年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（福井源乃介君）

続けます。
日程第7、議案第9号、令和3年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。
本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。
ただいまご提案申し上げました議案第9号は、令和3年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての案件であります。
今回の補正は、歳出予算の組替えを行い、歳入歳出予算の総額を1億

9, 236万3, 000円と定めております。

主な補正の内容は、歳出の農業集落排水総務費を減額計上し、浄化センター維持管理費（田皆地区）、環境センター維持管理費（下平川地区）をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳出、1ページ。第2表、繰越明許費、2ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳出、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和3年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第10号 令和3年度知名町合併処理浄化槽事業特

別会計補正予算（第3号）について

○議長（福井源乃介君）

続けます。

日程第8、議案第10号、令和3年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第10号は、令和3年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,026万3,000円と定めております。

主な補正内容は、歳入については、一般会計繰入金を増額計上しました。

歳出については、市町村設置型浄化槽整備事業費で組替えを行い、浄化槽維持管理費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出、1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和3年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。

△日程第9 議案第11号 令和3年度知名町水道事業会計補正予算 （第2号）について

○議長（福井源乃介君）

続けます。

日程第9、議案第11号、令和3年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ご提案申しあげました議案第11号は、令和3年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）についての案件であります。

今回の補正は、4条予算の資本的収入の企業債を190万円減額し、資本的収入予算の総額を3億267万9,000円と定め、資本的支出の建設改良費を190万円減額し、資本的支出予算の総額を3億9,909万4,000円と定めております。

起債限度額につきましては、起債申請額の端数調整21万1,000円を減額計上し、水源施設整備費の確定に伴う差額190万円を減額しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから総括的質疑を行います。
補正予算、実施計画、2ページ。
実施計画明細書3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。
これでページごとによる質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。
これから議案第11号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第11号、令和3年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）
については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。
午後1時から再開します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 議案第12号 知名町道路線の認定について

○議長（福井源乃介君）

日程第10、議案第12号、知名町道路線の認定についてを議題とします。
本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第12号は、知名町道路線の認定についての案件であります。

今回の認定は、知名C団地公衆用道路を令和3年度実施の町道台帳整備事業の成果に伴い、町道知名柵木俣線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

路線番号183、知名柵木俣線です。

○7番（新山直樹君）

ちょっとお尋ねします。この写真が相当前かなという。今の団地を造った後の写真とは何か違うと思うんですけども、この写真を使われた理由はなぜですか。

○建設課長（英 敬一君）

今現在、知名町で利用しているGISの航空写真がこのような、平成28年当時に導入したままとなっていますので、これを使わざるを得なかったということです。以上です。

○7番（新山直樹君）

そのGISがその当時のあれだったということなんですが、もし、次こういう議案が上がったら、今、ドローンとかそういうのも多分できると思うので、そういうときはちゃんとした地図ですか、写真ですか、出していただくよう要請しておきます。

以上です。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○9番（西 文男君）

お尋ねをします。公衆用道路から町道ということの変更と説明がありました。

総務課長、町の地方交付税に当たっては、町道等の延長も加味されますよね。行く行くは、地方交付税の多少なりともプラスになるということですのでよろしいでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

町道の延長面積は交付税の算定基礎になっております。将来的にはそれが加算されます。

○ 9 番（西 文男君）

建設課長、この公衆用道路は団地造成に伴うということだと理解をしておりますが、デメリットは何かございますでしょうか。

○建設課長（英 敬一君）

デメリットといいますか、町道にももちろん認定をするということになれば、建設課のほうで管理をするということで、管理する延長が増えていくということになるかと思えます。

○ 9 番（西 文男君）

田水団地も今後どういう形になるか分かりませんが、こういう団地について、いろいろ今後、解体等に伴う場合にはそういう形、資産で交付税の上がるような形で検討ということをしているかと思えますが、そういう形でさせていただいて少しでも財政面でプラスになるよう要請して終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号、知名町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第 1 1 議案第 1 3 号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第11、議案第13号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第13号は、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

国の人事院勧告に準じ、令和4年度以降に支給する期末手当支給月数を0.15月分の引下げ及び令和3年12月期末手当引下げ相当額と令和4年6月に支給する期末手当との調整を図るための特例措置について、令和4年4月1日より適用すべく、所要の改正をするものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○2番（奥山雅貴君）

この知名町条例と書いてありますが、まず、国からの命令的な指示なのかということと、あと物価がずっと上がっております。コロナになって、またさらに上がりました。鉄なんかも40%以上上がっています。木材も毎週のごとく上がっております。食べ物も上がります。今、ウクライナ情勢とかで、またこれからさらに上がります。職員の給与を下げるのは、ちょっとかわいそうだと思いますが、これを町の条例であれば保留にしていだけないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

国においては、人事院が毎年4月頃に全業種の調査をして、人事院勧告という形でこのような、例えば給与を下げなさい、期末手当を下げなさい、0.1月分ぐらい下げるのが妥当ですよということで政府に勧告を行います。地方自治体については、自治体独自の条例というのを持っていますが、原則、国の給与法に準拠しまし

ようというのが、これまでずっと戦後、そういう形で行ってきております。ですから、国が今国会、県も今議会に、この給与法の改正、期末手当の月数を下げる給与法案、条例案を上程しているということですので、我々町としても、ご意見はありがたいんですが、それに準拠した形で行うのが妥当ではないかということで上程してございます。

○2番（奥山雅貴君）

今回ちょっとその件に関して調べてみると、国会議員は、世界で各種手当を含めると、日本の国会議員は世界一給料もらっているんですね。その方たちがちょっと自ら苦しい思いしない限り、地方の稼いでいるわけじゃない自治体の職員の給料を下げるというのはちょっとおかしいと思うんで、皆様で周りの方を引き込んで何か要望書を出すとか、そういった手があるんであればされたほうがいいのかと思います。以上。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1ページ、第1条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり

可決されました。

△日程第12 議案第14号 知名町長等の給与等に関する条例及び
知名町議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第12、議案第14号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第14号は、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

国の人事院勧告に準じ、令和4年度以降に支給する期末手当支給月数0.1か月分の引下げ及び令和3年12月期末手当引下げ相当額と令和4年6月に支給する期末手当との調整を図るための特別措置について、令和4年4月1日より適用すべく、所要の改正をするものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1ページ、第1条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

よろしいですか。

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第15号 知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第13、議案第15号、知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第15号は、知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

人事院規則19-0の一部を改正する人事院規則が令和4年2月17日に公布され、令和4年4月1日から施行されることから、地方公務員法の趣旨に沿い、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について、令和4年4月1日より適用すべく、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。
1 ページ、附則まで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。
これから議案第 15 号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 15 号、知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 14 議案第 16 号 知名町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第 14、議案第 16 号、知名町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。
ただいまご提案申し上げました議案第 16 号は、知名町消防団条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

今回の改正は、総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るほか、所要の整理を行うため、知名町消防団条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○3番（城村 誠君）

今、消防団員で欠員が何人ほどいらっしゃるのか、教えていただけますか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

ちょっと調べてから、また後もお知らせいたします。

○3番（城村 誠君）

正月の出初め式もかなり出席の少ない分団もあるように見えております。それが就いている仕事のどうしても休みが取りづらいのか、そういうことがあって、何しろそれに対して役場から、年初めの大事な出初め式ですので出席人数を増やすような要請はかけているのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

まず、出初め式を行うに当たっては、前々から幹部会等でいろんな協議を行います。その中で、一応これだけの人数は出してほしいということで強く要請を行っていますが、突然の業務とかそういうのが出てきますとやっぱり休みになってしまうこともありますので、今後も継続的に出場の要請は行っていきたいと思います。

○3番（城村 誠君）

最後、仕事の都合で出ていない可能性もありますけれども、これ非常事態のときに団長からの出動命令が出たときに、そういうときにおいてもちょっと仕事の都合でどうしても出動できない、そういう事例はこれまでに発生はしていないのでしょうか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

そういう事例については、私のほうでは報告は受けておりません。

○議長（福井源乃介君）

先ほどの。

○総務課長（瀬島徳幸君）

町の消防団の定数が145名ですが、今現在136名。欠員があるのが大徳、上平川、瀬利覚、女性消防団フローラ隊、この4分団となっています。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ、附則まで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、知名町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第15 議案第17号 知名町債権管理条例の一部を改正する 条例について

○議長（福井源乃介君）

日程第15、議案第17号、知名町債権管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第17号は、知名町債権管理条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

今回の改正は、延滞金及び遅延損害金について所要の改正を行うとともに、町の各債権が保有する債務者情報を法令の範囲内かつ、その債権管理に必要な限度にお

いて債権間で利用可能とすることにより、債権管理の一層の適正化に資するため、知名町債権管理条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、知名町債権管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

△日程第16 議案第18号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（福井源乃介君）

続けます。

日程第16、議案第18号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第18号は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、平成30年度から県が国保事業の財政運営の中心的役割を担うことになり、市町村ごとの医療費水準や所得水準等に応じた給付金額及び標準保険税率を決定することとなったことに伴い、令和5年度までに資産割を廃止し、賦課方式を4方式から、所得割・均等割・平等割の3方式へ変更する必要があることから、県から指示された標準保険税率に基づき税率の改定を行うものでございます。

また、地方税法の一部改正に伴い未就学児の均等割額を減額し、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○9番（西 文男君）

当初予算ということでしたが、保健福祉課長がぜひということですので、先ほど質問した令和4年度についての国民健康保険税の減額についてをお伺いします。

○保健福祉課長（成美保昭君）

令和4年度の当初予算審議のときと申し上げましたが、保険税の税条例の一部を改正する条例を提案しておりましたので、税率改定を行っております。それに伴って令和4年度の保険税が下がっております。

先ほど西議員のご質問にあった世帯ごとで1世帯当たり、令和4年度の当初予算ですが、11万4,300円になります。令和3年度が14万3,000円ですので、約2万8,000円程度の1世帯当たりの減額になります。1人当たりになりますと、令和3年度が8万9,000円、令和4年度が7万2,000円ということで、1万7,000円の減額の計上となります。

今の町長の説明にもありましたとおり、資産割というものが令和5年度に廃止される予定でしたが、1年前倒しまして令和4年度からこちらのほうも廃止して、税率を改正しております。

以上です。

○ 9 番（西 文男君）

これは、鹿児島県内統一という理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（成美保昭君）

資産割については、令和 5 年度から県内全ての市町村において廃止されますが、本町は 1 年前倒しということです。

税率に関しましては、県から示されました支払うべき納付金等が算定されますので、それに応じて率を改定しまして、さらに現在の基金の残高等を踏まえまして、昨年度よりは大幅に減額に踏み切ったというところでございます。

○ 9 番（西 文男君）

多分、知名町は、来年度は保険税についてはそういう形で大幅に減額になるという話を聞きましたが、これには先ほどの国保税の収納率のプラスもあるでしょうし、またちょっと健診につきましては、非常に受診率が低い現状のままだと思います。努力はされているのは理解しておりますが。AGS 集落について非常に高い受診率で、その辺も含めて再度、町民に特定健診の、国民健康保険の皆様方の受診率アップに向けての町としての広告、そして取組を充実していただいて、さらに保険税等が下がれば町民のためになると思いますので、その辺については、広報についてはいかがでしょうか、特定健診の。

○保健福祉課長（成美保昭君）

特定健診の受診率が今年、今のところ 46% ですが、最終で少々の積み上げがあると思いますが、なかなか伸びていかないのが現状でありまして、現在、国保の特別会計のほうでは基金を積んでおりますので、そちらのほうも利用した形で何かこう受診率がいいところへの、昔はやっていたようですけれども、そのあたり皆さんの知恵を集めていい形に持って行って、健診を受けてみようと思う方々が増えるような取組を目指していきたいと思います。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。しばらくお待ちください。

しばらく休憩します。

40分から再開します。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時37分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第17 議案第19号 知名町フローラルパークの指定管理者
の指定について

○議長（福井源乃介君）

日程第17、議案第19号、知名町フローラルパークの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第19号は、知名町フローラルパークの指定

管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、平成21年4月1日から公益社団法人知名町シルバー人材センターが指定管理者として管理を行っておりますが、本年3月31日で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで当該施設の指定管理者として公益社団法人知名町シルバー人材センターを選定しました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する質疑を行います。

○10番（宗村 勝君）

企画振興課長にお尋ねします。フラワーパークのグラウンドゴルフ愛好者並びに有料の施設、お金を払って利用する施設、その金額はいかほどでしょうか。1年間で。

○企画振興課長（元栄吉治君）

グラウンドゴルフの利用料につきましては、以前は、午前中100円、午後100円という形で料金を徴収していましたが、料金の徴収が、ある意味払っていない方も見受けられるということで、月の回数券を作りまして1か月1,500円という形で、回数券というか月で払うようにしております。

ほかの施設につきましては、テニスとか自転車、あれは今、無料になっております。

〔「総額」と呼ぶ者あり〕

○企画振興課長（元栄吉治君）

令和2年度のグラウンドゴルフの回数券が108万9,000円となっております。それから、総計を足しますと184万480円というふうになっております。

○10番（宗村 勝君）

その184万円は、シルバー人材センターに入金されるということですね。そうしますと、今年も予算書を見ますと650万円、管理費になってはいますが、それを減らして町の手出しを少しでも減らすべきじゃないでしょうか。そこらお考えはないでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

フローラルパークの管理費なんですけれども、おっしゃるとおり650万円出してありますが、総計で、支出を見ますと818万3,000円ほど支出が出ています。650万円は町からの補助ですけれども、あと残りの分につきましては、今言ったその使用料で充当しているという形になります。

○10番（宗村 勝君）

ですから、650万円から184万円を引いて、管理費をお支払いしてもいいんじゃないかということなんですけれども、もうそれはお答えしなくていいんですけれども。

今度、次に出ます体育施設は、そのフローラルパークのテニスコートは入っていないんですよ。それは要するに、次の第21号、知名町体育施設指定管理者の指定について、そこも含めてE.L.O.V.Eさんをお願いすべきじゃないかなと思ったところなんですけれども、それは後のことでよろしいです。

さっきの184万円、それを650万円から差し引いて管理費としてお支払いしてもいいんじゃないかとか、毎年そうじゃなくて、それだけ入金されているということですから、そう感じたもんですから、いかがでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

令和2年度を見ますと、大体入った収入で、支出と収入が大体、今釣り合っているという形での650万円になっております。今おっしゃることはよくわかりますので、例えばもっと収入が本当にその180万円じゃなくて上がるようであれば、そこは検討しなきゃいけないと思いますが、使用する回数とかグラウンドゴルフの会員数とか見ますと、そんなに上下はしないかなという感じであります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○11番（今井吉男君）

総括でちょっとお伺いします。

今回もシルバー人材センターに指定管理をするということですが、毎年シルバー人材センターへは1,000万円近く町から補助金出していますが、当初創設した頃には、車両に知名町シルバー人材センターと名称が載って、最近は全く無印で走ってしまして、町民の声で、くわえたばこをしたりスピードが早過ぎると、どこの車か分からんけれどもと何回か聞かれて、ちゃんとやっぱり看板をつければ、それなりの運転マナーををすると思うんです。くわえたばこを運転手がして、スピードを出し過ぎるということで、もしそれで送迎、空のときはいいかもしれんけれども、

農作業とかの移動時のときに事故でも起こしたらいけないんで、それだけやっぱり町のほうからも注意していいんじゃないかという声がありますけれども、いかがですか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

シルバー人材の件につきましては、今回は、フローラルパークの委託をシルバー人材に出しておりますので、今おっしゃったのは多分その通常の業務で……。

〔「関係ないじゃない。そのくらい言っているじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○企画振興課長（元栄吉治君）

と思いますので、管理についてはこちらからももちろん言いますが、また担当課がありますので、そこは伝えたいと思います。

○11番（今井吉男君）

町長のほうから、ぜひ。そういうのは指導していいんじゃないですかね。無印で、前はちゃんと知名町シルバー人材センターという名称が入っていたんですよ。そうすると運転者も看板を背負って走っていますから、すると思うんですが、ぜひそれはやっぱり注文つけていいんじゃないかと。いかがですか、町長。

○町長（今井力夫君）

ご指摘のとおりではないかなと思います。ある意味では準公的機関ということになりますので、ある意味では看板を背負って走っているというようなことをしっかりと自覚をしていくことによって、ある意味では全ての業務において気を引き締めた対応と業務態度というのが成り立っていくのではないかと考えておりますので、担当課を通じてしっかりとネーミングを装着するよにということと、交通安全にはしっかりと気をつけるというようなことは、全ての町民から見られているんだよというようなことをしっかりと意識づけるということは大切なことだと思っておりますので、今ご指摘の点につきましては、改善していく方向で持っていきたいと思っております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、知名町フローラルパークの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第20号 知名町自然休養村管理センターの指定
管理者の指定について

○議長（福井源乃介君）

日程第18、議案第20号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第20号は、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定についての案件でございます。

当該施設については、平成26年7月1日から、おきえらぶフローラル株式会社が指定管理者として管理を行っております。更新した指定管理期間が本年3月31日で終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、本年4月1日から令和8年3月31日まで、当該施設の指定管理者として、引き続きおきえらぶフローラル株式会社に選定をしました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議決を求めますようでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する質疑を行います。

○9番（西 文男君）

お伺いします。指定の期間についてですが、これは令和4年4月1日から令和8年3月31日となっております。議案第19号のフローラルパークについては令和6年3月31日、2年ということなんですけれども、それについてお伺いします。

○企画振興課長（元栄吉治君）

自然休養村管理センターの指定管理ですけれども、今までは5年という形でやってきました。フローラルホテル、それからフローラル館も5年の指定管理の期間を設けておりましたけれども、昨年、両施設については皆様の認可を得て指定しておりますけれども、フローラルホテル株式会社が3つの施設を管理しています。要するに、期間を合わすために今年は4年にしたと。本来は5年なんですけれども、次のときに3つの施設を一度にするということで、今回は4年にしております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○8番（根釜昭一郎君）

総括でお伺いします。

この休養村に関しましては、今後、令和4年から令和8年まで、おきえらぶフローラル株式会社に委託するということなんですけれども、今後の活用方法については、具体的にどういった形での活用をご検討されているのでしょうか。

○企画振興課長（元栄吉治君）

休養村センターの活用につきましては、主に宿泊という形で今までしております。令和2年度、宿泊人数が1,460人、それから令和3年度1月までですけれども、1,720人と利用はされておりましたが、見てのとおり、昭和51年に建設された建物でありまして、結構劣化とかひび割れとか入っております。宿泊施設に使うのにはちょっと適していないという建築部門からの指摘もありまして、2月から宿泊者を泊めないようにしております。ただ消防と、それから保健所の意見としては、中身については改装すれば使えるということなんですけど、躯体といいますか、建物がああいふ状態ですので、2月からは一応宿泊はできないというか、お断りしている状況です。

また、今後、やはり宿泊人数も増えてくるとは思いますので、町の意向としてなるべく泊めたいというのがありますけれども、やはり法律上にちゃんとしていないと何かあったときに大変なことになりますので、そこはちゃんと説明ができるような形で整理ができましたら、また泊めるという形になりますが、今のところ止めるようにしています。

それから、1階につきましては、コワーキングスペースという形で2月から試験運用中です。例えばホテルに泊まるビジネスマンが飛行機の時間まで仕事をしたいといったときに、そういう場所がないということもありましたので、休養村の1階の土地改良区が入っていましたスペースを少し改装いたしまして、10名ちょっとぐらいですか、インターネットもWi-Fiも使えますので、そこで簡単な作業できるようなスペースには改装をしてあります。

以上です。

○8番（根釜昭一郎君）

指定管理を委託するからには、指定管理できる状態に一日も早くすべきだと思うので、直すべきところは直して、建物を全体、使えないスペースまで指定管理してもらおうというのはいかがなものかと思imasので、適正な形での状況に一日も早くしていただけるよう要請で終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、知名町自然休養村管理センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行います。

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 2時09分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19 議案第21号 知名町体育施設の指定管理者の指定について

○議長（福井源乃介君）

日程第19、議案第21号、知名町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第21号は、知名町体育施設の指定管理者の指定についての案件であります。

知名町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで当該施設の指定管理者としてNPO法人沖永良部スポーツクラブE LOVEを選定しました。

今回の指定に際し、知名町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○9番（西 文男君）

お伺いをします。

まず、今現在、町の総合グラウンドの維持管理は、どのような形で行われているでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

生涯学習課のほうで維持管理をしております。

○9番（西 文男君）

それは会計年度任用職員によるグラウンド周辺の整備等含まれていると思います

が、この指定管理をした場合にどのような形で、現況と同様に指定管理者が、町が管理していると同等の使用できるような状況ということで理解してよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

ただいまお尋ねの件につきましては、指定管理者への委託料の積算基礎の中に算入しておりませんで、令和4年度に限り、今、会計年度任用職員による定期的な草刈りをしてもらったり、または町民体育大会の前にはさらに周辺を細かくしているんですが、そういった1年間の作業量、それを令和4年度中についてはカウントしていったって、さらに令和5年度からこの受託事業者にもそこも含めて、令和4年度中については町が従来どおり管理をして、令和5年度中にその分の委託料を増した形で引き継ごうということにしております。

○9番（西 文男君）

それから、使用料についてですが、先ほども質問がありましたが、この間の説明の中では、体育館については使用料差引きの人件費等々の説明があったかと思いますが、グラウンドについてはどのような形で、その使用料、それから今言った令和4年度については町のほうから会計年度任用職員で草刈り等維持管理をするということでしたが、その令和4年度の使用料についてどういう形で考えていますか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

町民グラウンド、町民体育館、それから武道館についての全体の経費を計算した上で、その三者の年間の使用料を差し引いた形で委託料と計算しているところから、グラウンドの使用料全て、受託事業者の収入というふうに考えております。

○9番（西 文男君）

その辺のはっきりした形を、ぜひ今後もし指定管理する場合には、指定管理に出す以上は当然、町の施策の中で、官でできるところは官、民でできるところは民という形の財政改革の一部になっているかと思しますので、そこら辺も詰めて、町の負担が、民間ができることは民間に任して、育てるという意味も含めて、当然全ての事業を行っていると思しますので、ただ、移管するときには先ほどの自然休養村の件もありますが、きちっとした形で民間に委託するときはしていただくよう強く要請して、終わります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

○7番（新山直樹君）

ちょっとお尋ねしますけれども、武道館なんですけれども、以前、ローラースケ

ート愛好会の人なんか、使用料は取らない代わりに自分なんかで清掃とかいろいろ管理して使うとなっていたんですけれども、今後はこれはどうなるということですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

原則としては、今、町が管理している形態をそのまま引き継ぐということで受託事業者に了解を取っております。

○7番（新山直樹君）

使用料が発生するということですか、今度。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（窪田政英君）

使用料が発生しない代わりに、武道館の下、または周辺の清掃管理などをきちっとしていただくという約束で使用料は徴収しておりませんが、先ほど申したように、また新しい受託事業者についても、そのような形で引き継いでいただくというふうになっております。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、知名町体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日 11 日は午前 10 時から会議を開きます。
お疲れさまでした。

散 会 午後 2 時 16 分

令和4年第1回知名町議会定例会

第4日

令和4年3月11日

令和4年第1回知名町議会定例会議事日程
令和4年3月11日（金曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第4号）

- 開議の宣告
- 日程第1 令和4年度 各会計当初予算一括提案（議案第22号から議案第31号）
- 日程第2 令和4年度 予算審査特別委員会の設置（各会計当初予算10件を付託）
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永 勝人君 議会事務局主事 伊井 徹君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	井上 修吉君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	田中 幸太郎君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課長補佐	岡越 豊君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元栄 吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	
		兼生涯学習課長	窪田 政英君
		兼中央公民館長	
		兼図書館長	
建設課長	英 敬一君	学校給食センター所長	村山 裕一郎君
耕地課長	久永 裕一君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（福井源乃介君）

ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 「予算審査特別委員会」付託

○議長（福井源乃介君）

日程第１、議案第２２号、令和４年度知名町一般会計当初予算から議案第３１号、令和４年度知名町水道事業会計当初予算までの１０件は、一括して議題とします。

ただいま一括議題となっています議案第２２号から議案第３１号までの１０件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第３９条第２項の規定により、町長の提案理由の説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号から議案第３１号までの１０件の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第２ 予算審査特別委員会の設置

○議長（福井源乃介君）

日程第２、特別委員会の設置についてお諮りします。

先ほど一括提案されました議案第２２号から議案第３１号までの１０件の議案は、議長を除く１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第31号までの10件の議案は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

散 会 午前10時02分

令和4年第1回知名町議会定例会

第5日

令和4年3月14日

令和4年第1回知名町議会定例会議事日程
令和4年3月14日（月曜日）午前11時10分開議

1. 議事日程（第5号）

- 開議の宣告
- 日程第 1 予算審査特別委員会付託事件の報告（令和4年度各会計当初予算（議案第22号～議案第31号））
- 日程第 2 議案第32号 訴えの提起について
議案第33号 訴えの提起について
議案第34号 訴えの提起について
- 日程第 3 議案第35号 知名町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 4 議案第36号 知名辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 5 同意第 2号 知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについて
- 日程第 6 発議第 1号 知名町長の専決処分事項の指定について
- 日程第 7 発議第 2号 ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻に断固抗議する決議意見書
- 日程第 8 発議第 3号 議員派遣について
- 日程第 9 決定第 1号 閉会中の継続審査の件について
- 日程第10 決定第 2号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	福川 勝久君	2番	奥山 雅貴君
3番	城村 誠君	5番	窪田 仁君
6番	川畑 光男君	7番	新山 直樹君
8番	根釜 昭一郎君	9番	西 文男君
10番	宗村 勝君	11番	今井 吉男君
12番	外山 利章君	13番	福井 源乃介君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永 勝人君 議会事務局主事 伊井 徹君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井 力夫君	会計管理者兼会計課長	井上 修吉君
副町長	赤地 邦男君	税務課長	柴 照和君
教育長	田中 幸太郎君	町民課長	平 和仁君
総務課長	瀬島 徳幸君	保健福祉課長	成美 保昭君
総務課長補佐	岡越 豊君	水道課長	池上 末亮君
企画振興課長	元栄 吉治君	子育て支援課長	池沢 由美子君
農林課長	安田 末広君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	甲斐 敬造君
農業委員会事務局長	上村 隆一郎君	教育委員会事務局次長	
		兼生涯学習課長	窪田 政英君
		兼中央公民館長	
		兼図書館長	
建設課長	英 敬一君	学校給食センター所長	村山 裕一郎君
耕地課長	久永 裕一君		

△開 会 午前 1 1 時 1 0 分

○議長（福井源乃介君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第 1 予算審査特別委員会付託事件の報告

○議長（福井源乃介君）

日程第 1、予算審査特別委員会付託事件の報告の件を議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

資料を配付します。

○ 8 番（根釜昭一郎君）

委員会審査報告書。

本委員会は、令和 4 年第 1 回知名町議会定例会において付託された下記事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

- 1、予算審査特別委員会。
- 2、令和 4 年 3 月 1 1 日。
- 3、審査期間、令和 4 年 3 月 1 1 日から 3 月 1 4 日、4 日間。
- 4、付託事件、議案第 2 2 号、令和 4 年度知名町一般会計予算案。
議案第 2 3 号、令和 4 年度知名町国民健康保険特別会計予算案。
議案第 2 4 号、令和 4 年度知名町介護保険特別会計予算案。
議案第 2 5 号、令和 4 年度知名町後期高齢者医療特別会計予算案。
議案第 2 6 号、令和 4 年度知名町奨学資金特別会計予算案。
議案第 2 7 号、令和 4 年度知名町下水道事業特別会計予算案。
議案第 2 8 号、令和 4 年度知名町農業集落排水事業特別会計予算案。
議案第 2 9 号、令和 4 年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計予算案。
議案第 3 0 号、令和 4 年度知名町土地改良事業換地清算特別会計予算案。
議案第 3 1 号、令和 4 年度知名町水道事業会計予算案。
- 5、審査の結果、付託事件全てを原案のとおり可決すべきものと決定。
以上です。

○議長（福井源乃介君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

議案第22号、令和4年度知名町一般会計当初予算についてから議案第31号、令和4年度知名町水道事業会計当初予算についてまでの10件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、10件とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（福井源乃介君）

起立多数です。

したがって、議案第22号、令和4年度知名町一般会計当初予算についてから議案第31号、令和4年度知名町水道事業会計当初予算についてまでの10件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第2 議案第32号 訴えの提起について

議案第33号 訴えの提起について

議案第34号 訴えの提起について

○議長（福井源乃介君）

日程第2、議案第32号から議案第34号までの訴えの提起については、一括して議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第32号、議案第33号、議案第34号は、

訴えの提起についての案件であります。

一括提案とさせていただきますので、議案第32号、議案第33号、議案第34号を一括してご説明します。

今回の提案の理由として、知名町が所有し、長年利用している不動産のうち、知名町名義への所有権移転登記が行われていないままになっている民有地が存在する状況であり、本件不動産はそのうちの一つであります。この未登記の状況を是正するため、総務課において、適宜登記名義人またはその相続人に対し協力を求めています。本件不動産の場合、登記名義人が死亡しており、相続人に対し協力を求められたところではありますが、一部の相続人と連絡を取ることができず、相続人の協力の下に登記手続を行うことが困難な案件であります。そのため、民事訴訟手続を利用し、未登記の状況を是正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、議員に配付している議案には、個人の名称は削除してございます。個人情報との関係がありますので、慎重な取扱いをお願いしたいと思っております。

以上、訴えの提起についてのご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する質疑を行います。

まず、議案第32号について質疑はございませんか。

○11番（今井吉男君）

今、町長からの説明もありましたけれども、この登記ができない説明理由が地権者との手続上の問題があるということですが、これ売却した代金をまた改めて請求しているとか、そういう理由ですかね。

○総務課長（瀬島徳幸君）

この案件については、何十年も前に知名町がいろんな施設を造ったところの用地でございます。その当時、何らかの理由で登記手続ができていなかったと。今井議員がおっしゃる、今、今現在、その売買に関する請求というのはございません。

先ほど町長が申し上げたとおり、既に亡くなっている方々であり、その相続人については、手紙等、郵送等で連絡を取っているんですが、個人情報の関係で電話番号が分からない、そういうところもありまして、もうなかなか進まないということで、今回の訴えの提起という形になっております。

○11番（今井吉男君）

それで、この3件、今回提案されていますが、この3件の裁判費用というのは町が負担するんですね、全部。その費用合計で幾らぐらいなんですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

3件と今回はありますが、この件数またはその難しさ、そういうところからいろんな金額が出ております。

ちなみに、1件当たり幾らということはここでは申し上げられませんが、令和2年度、最終的な訴えの提起に係る契約額が142万円ほどかかっております。令和2年度は6件程度行っております。

○11番（今井吉男君）

公会計に向けて、町の財産、未登記がかなりまだ残っていると思いますが、その計画はこの令和4年度中には完了する予定ですか。

○総務課長（瀬島徳幸君）

これまで、未登記を確認できたのが36案件ございました。それで、そのうち今回3件行いますので、あと7件ほど、今、判明している未登記部分の解消が今後の作業となります。

○議長（福井源乃介君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、訴えの提起についてを採決します。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、訴えの提起については、可決されました。

次に、議案第33号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、訴えの提起についてを採決します。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、訴えの提起については、可決されました。

続いて、議案第34号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、訴えの提起についてを採決します。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、訴えの提起については、可決されました。

△日程第3 議案第35号 知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（福井源乃介君）

日程第3、議案第35号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

ただいまご提案申し上げました議案第35号は、知名町過疎地域持続的発展計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名町過疎地域持続的発展計画において、子育て支援金事業を新たに対象に追加したので、知名町議会基本条例第8条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第36号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（福井源乃介君）

日程第4、議案第36号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
本案について説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第36号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名辺地に係る総合整備計画書、第3項公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう、農林漁業経営近代化施設に事業費の増額及び令和4年度に事業を予定している消防施設の追加を行ったことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条8項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

2ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、知名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第5 同意第2号 知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（福井源乃介君）

日程第5、同意第2号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについてを議題とします。

なお、西 文男君は除斥の対象となりますので退席をお願いします。

〔西 文男議員退席〕

○議長（福井源乃介君）

これから本件に対する提出者の説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意第2号は、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めるものであります。

このことにつきましては、林 富義志氏が令和3年9月30日をもって辞職したことに伴い、西 盛治氏を知名町教育委員会教員委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得るものでございます。

西 盛治氏につきましては、経歴に記してありますように、長年教育現場において、子供の可能性を引き出す教育を実践し、大きな成果を上げてきております。また、管理職として卓越した学校経営に努め、県内3校で校長としての経験を生かし、地域に開かれた学校運営を行い、地域の特性と教職員の持っている能力を十分に引き出し、子供の学力向上と地域に開かれた学校運営に努めてきておりました。

教職員に在籍中、令和3年に県教育センターで数学科の指導の在り方についての研究を実践してまいりました。また、平成6年には文部科学省短期派遣で欧州に海

外教育現場の視察研修を受け、グローバルな教育視野を培ってきております。

また、これからの学校の在り方として、文部科学省が進めておりますコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の効果的な連携、協働の在り方等についての取組や地域に開かれた学校、学校を核にした地域づくりを現在推進しております。

このようなことから、このたび西 盛治氏を知名町教育委員会教育委員として適任だと判断し、同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福井源乃介君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

これで質疑を終わります。

これから同意第2号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（福井源乃介君）

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に根釜昭一郎君及び宗村 勝君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（福井源乃介君）

なお、念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（福井源乃介君）

異状なしと認めます。

それでは、議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（福井源乃介君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

先ほど立会人に指名しました根釜昭一郎君及び宗村 勝君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（福井源乃介君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時41分

再 開 午前11時44分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。

有効のうち、賛成5票、反対5票です。

よって、可否同数のため、議長により採決を行います。

同意第2号については、賛成といたします。

したがって、同意第2号、知名町教育委員会教育委員の任命に付き同意を求めることについては同意されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖・西 文男議員着席〕

△日程第6 発議第1号 知名町長の専決処分事項の指定について

○議長（福井源乃介君）

日程第6、発議第1号、知名町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。
お手元にお配りしてありますとおり、議員提出議案が提出されています。

本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、提出者の趣旨説明と委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提出者の趣旨説明と委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（福井源乃介君）

起立多数です。

したがって、発議第1号、知名町長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第7 発議第2号 ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻に断固抗議する決議意見書

○議長（福井源乃介君）

日程第7、発議第2号、ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻に断固抗議する決議の件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

○ 12番（外山利章君）

発議第2号。

令和4年3月14日。

知名町議会議長、福井源乃介殿。

提出者 議会運営委員会委員長、外山利章。

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻に断固抗議する決議意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻に断固抗議する決議意見書。

多くの国際社会が強く自制を求める中、ロシア連邦は令和4年2月24日、ウクライナ共和国への軍事侵略を開始し、ウクライナ市民を含め多数の死傷者を生み、不安や悲しみの連鎖が続いていることは決して許されるべきものではない。

ロシア軍によるウクライナ共和国への侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナ共和国に拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況におかれている。このような、力による一方的な現状変更は国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナ共和国の主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法、国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。また、核兵器による威嚇・使用をほのめかす非人道的行動、原子力発電所等への軍事行動は絶対に看過できない。人間の知恵により、どこまでも対話による外交努力によって平和回復への道を探るべきである。

よって、本町議会は、今回のロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。

また、政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日。

提出先、内閣総理大臣宛。

鹿児島県知名町議会。

○議長（福井源乃介君）

これで説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑及び討論は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻に断固抗議する決議の件は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 発議第3号 議員派遣について

○議長（福井源乃介君）

日程第8、発議第3号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第9 決定第1号 閉会中の継続審査の件について

○議長（福井源乃介君）

日程第9、決定第1号、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続

審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第10 決定第2号 閉会中の継続調査の件について

○議長（福井源乃介君）

日程第10、決定第2号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時36分

○議長（福井源乃介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福井源乃介君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

ご起立ください。

令和4年第1回知名町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 福井 源乃介

知名町議会議員 川畑 光男

知名町議会議員 新山 直樹